

審議案件一覧表

〈追加〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 23	工事請負契約の締結について（（仮称）江見公民館建築工事（建築））	教育委員会 生涯学習課
2	報告 4	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課

〈当初〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 1	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
2	議案 2	鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
3	議案 3	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	企画総務部 総務課
4	議案 4	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課
5	議案 5	鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課
6	議案 6	鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課
7	議案 7	鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課
8	議案 8	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課
9	議案 9	鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 都市建設課
10	議案 10	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道課
11	議案 11	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第6号）	企画総務部 財政課
12	議案 12	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市民福祉部 市民生活課

13	議案 13	令和6年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課
14	議案 14	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課
15	議案 15	令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課
16	議案 16	令和7年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課
17	議案 17	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課
18	議案 18	令和7年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課
19	議案 19	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課
20	議案 20	令和7年度鴨川市水道事業会計予算	水道課
21	議案 21	令和7年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院
22	議案 22	鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
23	諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課
24	諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課
25	報告 1	令和5年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について	企画総務部 財政課
26	報告 2	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	市民福祉部 環境課
27	報告 3	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	清掃センター

議案第 23 号

工事請負契約の締結について

(仮称) 江見公民館建築のため、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 契約の目的 (仮称) 江見公民館建築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 365,750,000 円
- 4 契約の相手方 鴨川市江見青木 86 番地の 1
青木総業株式会社
代表取締役 小篠 隆

報告第 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 2 月 28 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 1 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 19 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 5 月 18 日 午後 7 時頃

場所 鴨川市打墨 220 番

3 事故に係る損害額

相手方 車両左側面損傷 134,750 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

134,750 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 134,750 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

議案第 23 号

工事請負契約の締結について ((仮称) 江見公民館建築工事 (建築))

1 提案理由

(仮称) 江見公民館建築のための工事請負契約を締結するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 17 年鴨川市条例第 45 号) 第 2 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 執行理由

旧江見小学校跡地活用の推進に当たり、鴨川市公民館等再編方針に基づき、江見地区における公民館等の集約・複合化のための集中的な施設整備を図るため、出張所機能を備えた (仮称) 江見公民館を建築する。

(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札

(3) 予定価格 一金 366, 190, 000 円

(4) 契約金額 一金 365, 750, 000 円

(財源内訳)

区分	金額 (円)	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債	345, 500, 000	旧江見小学校跡地活用事業債 (旧合併特例事業)
その他	20, 250, 000	地域振興基金繰入金
一般財源		
合計	365, 750, 000	

(5) 契約の相手方

鴨川市江見青木 86 番地の 1

青木総業株式会社

代表取締役 小篠 隆

(6) 工事概要

公民館棟（木造平屋建て延床面積 655.89 m²）の建築

ア 事務室兼出張所

イ 相談室

ウ 救護室兼授乳室

エ 講堂（パーティションにより 2 室に分割可能）

オ 会議室（パーティションにより 2 室に分割可能）

カ 実習室

キ 多目的室 1（パーティションにより 2 室に分割可能）

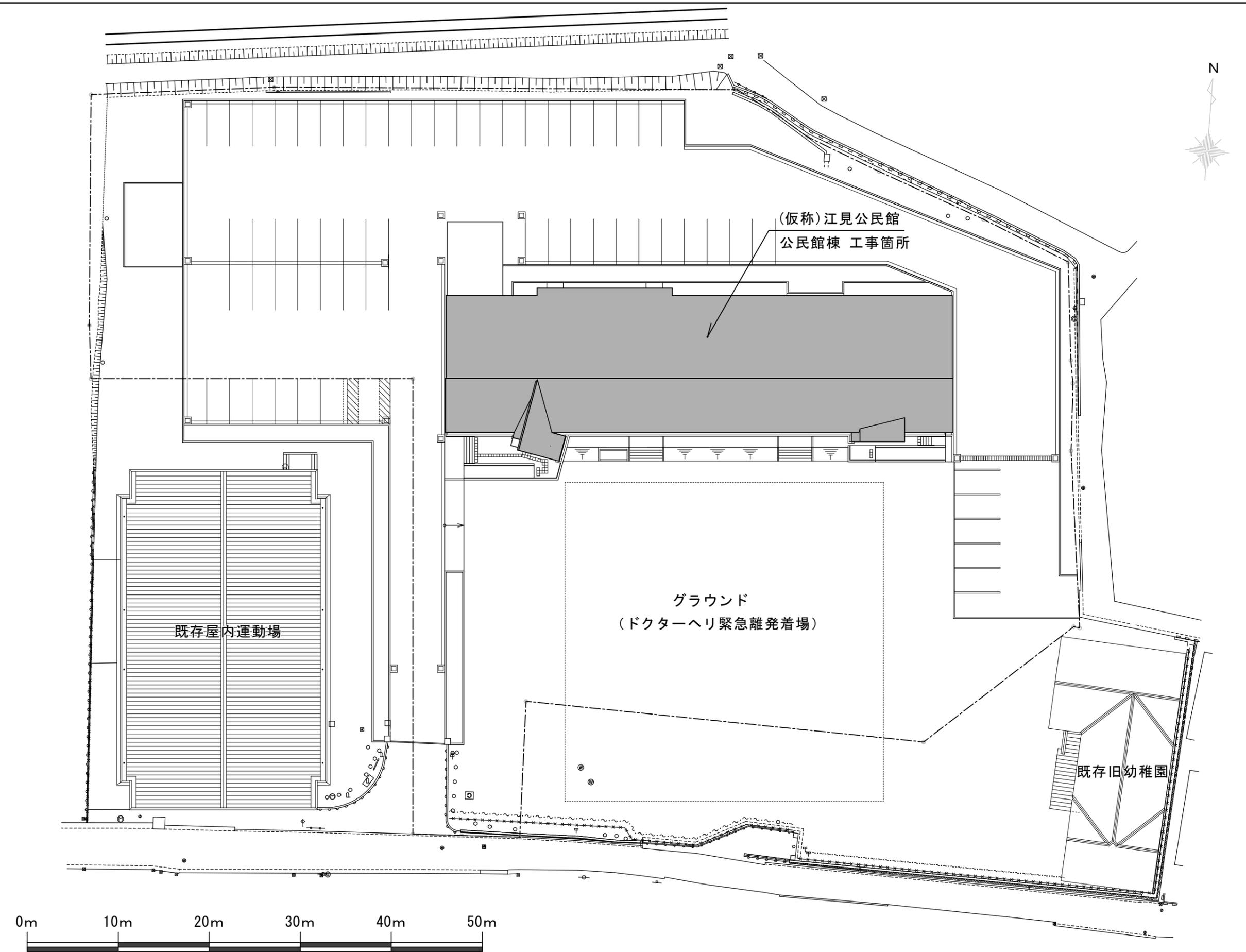
ク 多目的室 2

ケ その他

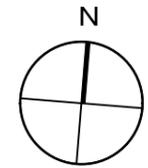
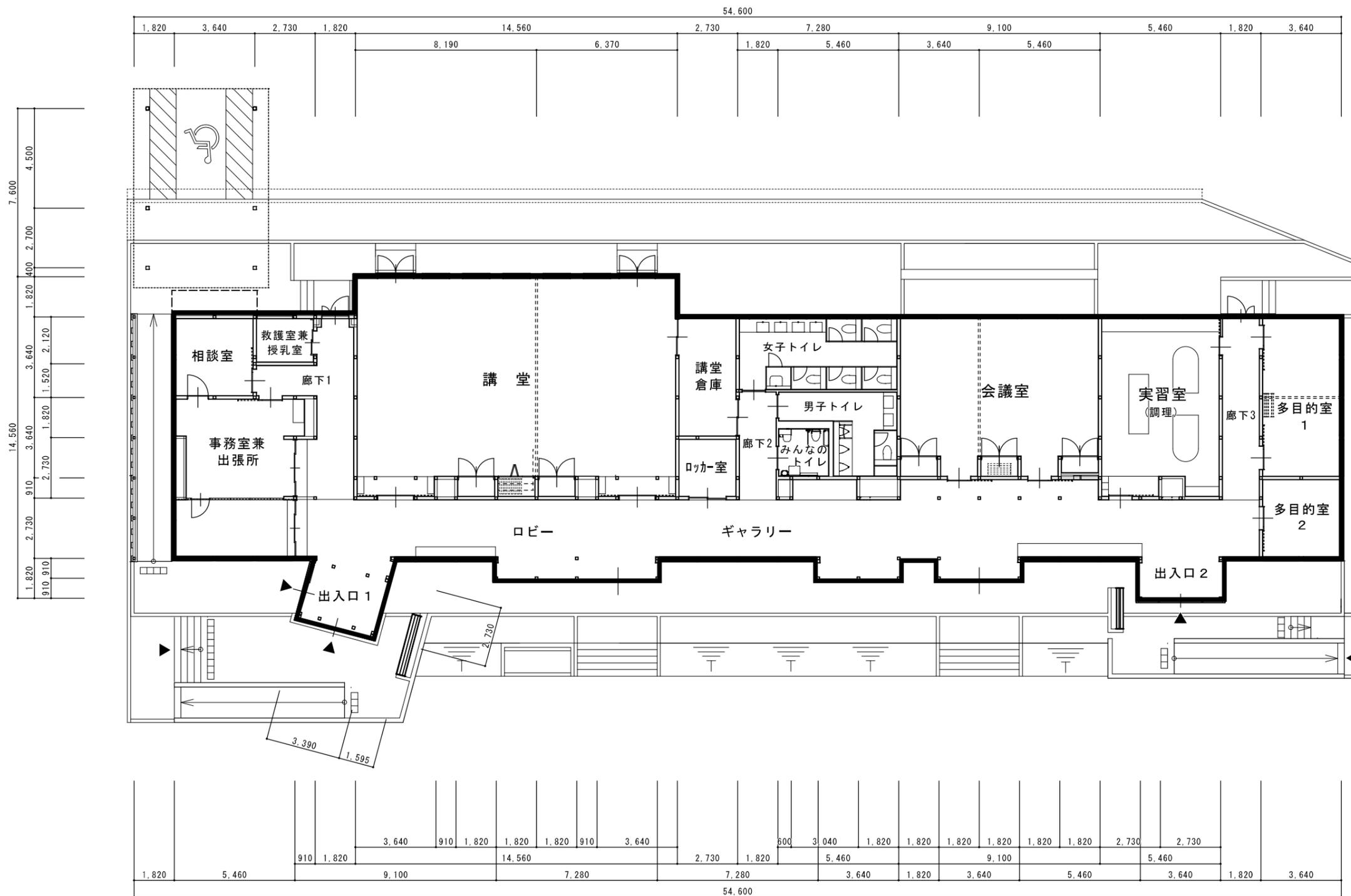
ギャラリー、講堂倉庫、ロッカー室、女子トイレ、男子トイレ、みんなのトイレ等

(7) 契約工期

契約日の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで



工事名称 (仮称)江見公民館建築工事(建築)	図面名称 配置図
---------------------------	-------------

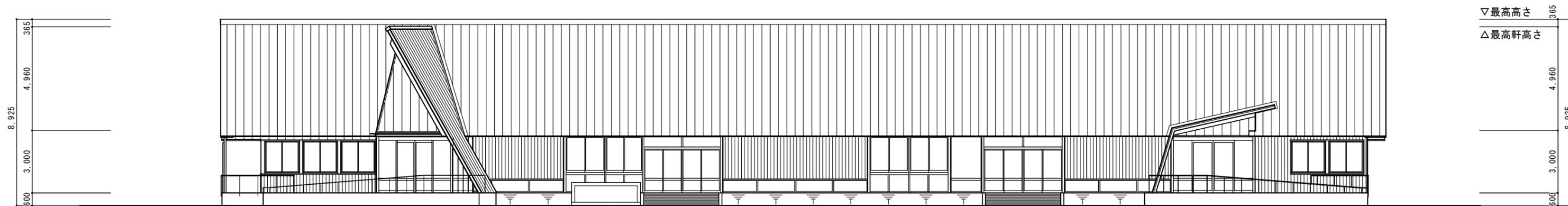


公民館棟 平面図

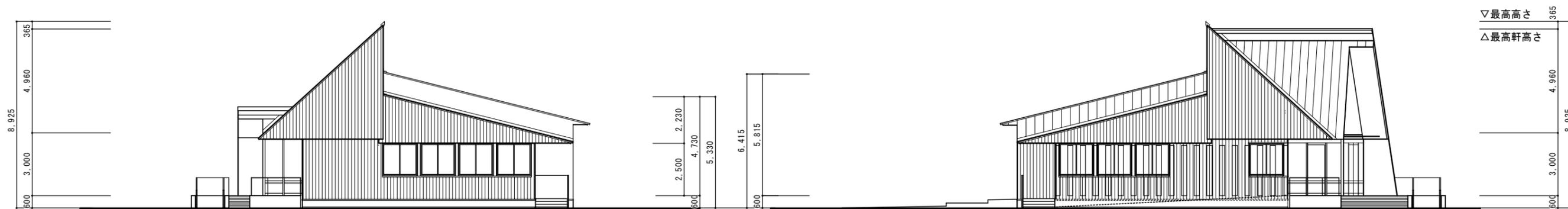
公民館棟 : 655.89㎡

工事名称
(仮称) 江見公民館建築工事 (建築)

図面名称
平面図

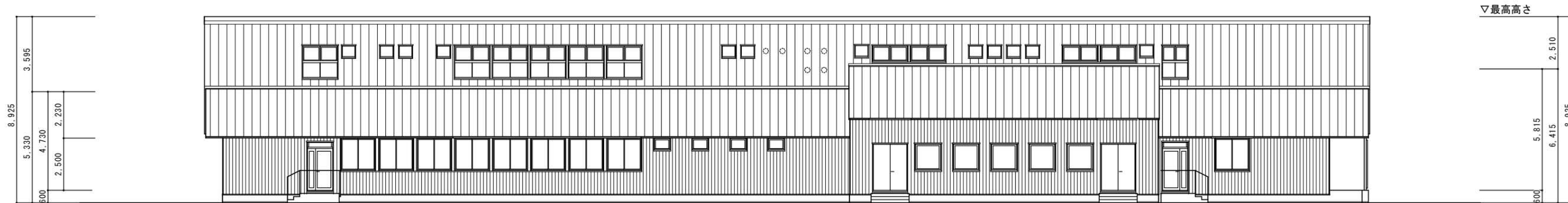


公民館棟南側立面図



公民館棟東側立面図

公民館棟西側立面図



公民館棟北側立面図

工事名称
(仮称) 江見公民館建築工事 (建築)

図面名称
立面図

(資料6)

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和6年5月18日午後7時頃、鴨川市打墨220番において、市道大日線を相手方所有の車両が走行中、側溝の金属製の蓋が跳ね上がり、同車両を損傷させたもの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 車両左側面損傷 134,750円

(4) 過失割合 市100%

(5) 損害賠償額 134,750円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金134,750円をもって和解する。

3 専決処分日

令和7年2月19日

議案第 1 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 5 条第 3 項中「55 歳に達した日後最初に到来する 4 月 1 日以降に在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55 歳に達した日後最初に到来する 4 月 1 日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第 10 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「前項第 1 号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 1 万 3,000 円、同項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(以下「行 8 級職員等」という。))」及び「、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 1 万円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 11 条を次のように改める。

(地域手当)

第 11 条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 4 を乗じて得た額とする。

第 15 条の 2 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を削る。

第 17 条第 1 項及び第 2 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合

計額」を加える。

第 21 条第 4 項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第 5 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 22 条第 2 項第 1 号及び第 3 項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 22 条の 6 中「から第 11 条の 2 まで」及び「及び任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 4 条第 7 項、第 5 条、第 10 条、第 11 条の 2 及び第 20 条の規定は、任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

第 25 条第 2 項から第 4 項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第 1 中

「

3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
円	円	円	円	円	円
261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500

289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		

を

議 1-4

335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
344, 500	383, 300	396, 500			
344, 900	383, 700	396, 800			
345, 300	384, 100	397, 000			
345, 600	384, 500	397, 200			
346, 000	385, 000	397, 500			
346, 400	385, 400	397, 800			
346, 800	385, 800	398, 000			
347, 000	386, 100	398, 200			
347, 400	386, 600				
347, 800	387, 000				
348, 200	387, 400				
348, 400	387, 700				
348, 800					
349, 200					
349, 500					
349, 800					
350, 200					
350, 600					
351, 000					
351, 500					
351, 900					
352, 300					
352, 700					

353, 200					
353, 600					
353, 900					
354, 200					
354, 700					

「

3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
円	円	円	円	円	円
265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300
266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800
267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800
268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500
269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500
270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500	481, 000
271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000
272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500
273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500
274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	

」

298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
317,600	364,800	382,400	408,700	
318,900	365,700	383,100	409,000	
320,200	366,700	383,800	409,300	
321,400	367,600	384,300	409,500	
322,700	368,300	384,900	409,800	
323,900	369,000	385,500	410,100	
325,100	369,600	386,200	410,400	
326,400	370,000	386,600	410,600	
327,500	370,600	387,200	410,900	
328,600	371,300	387,800	411,200	
329,700	372,000	388,300	411,500	
330,400	372,300	388,700	411,700	
331,300	373,000	389,300	412,000	
332,000	373,700	389,900	412,300	
332,800	374,300	390,400	412,500	
333,600	374,600	390,800	412,700	
334,000	375,100	391,300	413,000	
334,600	375,700	391,800	413,300	
335,300	376,300	392,400	413,500	
336,100	376,600	392,700	413,700	
336,800	377,200	393,100	414,000	
337,500	377,900	393,500	414,300	
338,100	378,500	393,900	414,500	
338,600	378,900	394,200	414,700	
339,200	379,400	394,500	415,000	
339,700	380,000	394,800	415,300	
340,300	380,500	395,000	415,500	

に、

340,600	381,000	395,200	415,700		
341,100	381,600	395,500			
341,500	382,100	395,800			
341,900	382,400	396,000			
342,300	382,800	396,200			
342,800	383,300	396,500			
343,300	383,700	396,800			
343,800	384,100	397,000			
344,100	384,500	397,200			
344,500	385,000	397,500			
344,900	385,400	397,800			
345,300	385,800	398,000			
345,600	386,100	398,200			
346,000	386,600				
346,400	387,000				
346,800	387,400				
347,000	387,700				
347,400					
347,800					
348,200					
348,400					
348,800					
349,200					
349,500					
349,800					
350,200					
350,600					
351,000					
351,500					
351,900					
352,300					
352,700					
353,200					
353,600					
353,900					
354,200					
354,700					

--	--	--	--	--	--

給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
円 257,600	円 280,600	円 294,900	円 310,000	円 336,100	円 368,500

を

給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
円 261,600	円 292,100	円 306,400	円 330,200	円 371,000	円 411,200

に改める。

別表第 2 中

3 級
給料月額
円
323,900
326,000
328,100
330,200
332,200
334,300
336,400
338,500
340,500
342,600
344,700
346,700
348,700
350,200
351,700
353,200
354,600
356,000
357,400
358,800
360,200
361,500
362,800
364,100
365,300

3 級
給料月額
円
348,700
350,200
351,700
353,200
354,600
356,000
357,400
358,800
360,200
361,500
362,800
364,100
365,300
366,600
367,800
369,000
370,200
371,400
372,600
373,700
374,800
376,000
377,200
378,300
379,400

366, 600		380, 600
367, 800		381, 800
369, 000		382, 900
370, 200		384, 000
371, 400		385, 200
372, 600		386, 400
373, 700		387, 500
374, 800	を	388, 600
376, 000		389, 800
377, 200		391, 000
378, 300		392, 200
379, 400		393, 400
380, 600		394, 700
381, 800		395, 900
382, 900		397, 100
384, 000		398, 300
385, 200		399, 600
386, 400		400, 600
387, 500		401, 700
388, 600		402, 900
389, 800		404, 100
391, 000		405, 300
392, 200		406, 500
393, 400		407, 600
394, 700		408, 600
395, 900		409, 900
397, 100		411, 100
398, 300		412, 300
399, 600		413, 400
400, 600		414, 500
401, 700		415, 600
402, 900		416, 600
404, 100		417, 800
405, 300		419, 000
406, 500		420, 200
407, 600		420, 800
408, 600		421, 600
409, 900		422, 300
411, 100		422, 800
412, 300		423, 100
413, 400		423, 400

に、

414, 500	423, 800
415, 600	424, 200
416, 600	424, 500
417, 800	424, 900
419, 000	425, 200
420, 200	425, 500
420, 800	425, 800
421, 600	426, 200
422, 300	426, 500
422, 800	426, 800
423, 100	427, 100
423, 400	427, 400
423, 800	427, 700
424, 200	427, 900
424, 500	428, 100
424, 900	428, 400
425, 200	428, 700
425, 500	428, 900
425, 800	429, 100
426, 200	429, 400
426, 500	429, 700
426, 800	429, 900
427, 100	430, 100
427, 400	
427, 700	
427, 900	
428, 100	
428, 400	
428, 700	
428, 900	
429, 100	
429, 400	
429, 700	
429, 900	
430, 100	

「

基準給料 月額
円
276, 000

」を「

基準給料 月額
円
279, 200

」に、

「

給料月額
円
306,900

」を「

給料月額
円
331,700

」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	390,100	455,100	549,800
	2	392,800	457,100	555,900
	3	395,400	459,000	561,200
	4	397,900	460,900	566,100
	5	400,300	462,300	570,500
	6	403,000	464,100	574,800
	7	405,600	465,900	578,400
	8	408,100	467,700	581,400
	9	410,500	469,500	583,900
	10	412,700	471,300	586,200
	11	414,800	473,100	
	12	416,900	474,900	
	13	419,000	476,700	
	14	420,500	478,500	
	15	422,000	480,300	
	16	423,500	482,100	
	17	424,900	483,900	
	18	426,400	485,800	
	19	427,900	487,700	
	20	429,300	489,600	
	21	430,700	491,500	
	22	432,200	493,200	
	23	433,700	495,000	
	24	435,100	496,800	
	25	436,500	498,400	
	26	438,000	500,200	
	27	439,500	502,000	
	28	440,900	503,600	
	29	442,300	505,000	
	30	443,700	506,700	
	31	445,100	508,500	
32	446,500	510,200		

33	447,900	511,700
34	449,300	513,000
35	450,700	514,300
36	452,100	515,600
37	453,500	516,600
38	454,900	517,900
39	456,300	519,200
40	457,700	520,500
41	459,100	521,500
42	460,800	522,300
43	462,400	523,100
44	464,000	523,900
45	465,600	524,800
46	466,800	525,600
47	468,000	526,400
48	469,100	527,100
49	470,100	527,900
50	471,100	528,700
51	472,000	529,400
52	472,800	530,300
53	473,500	531,200
54	474,200	532,000
55	474,900	532,900
56	475,500	533,800
57	476,200	534,600
58	476,900	535,500
59	477,500	536,400
60	478,100	537,100
61	478,400	537,900
62	479,000	538,800
63	479,700	539,700
64	480,400	540,600
65	480,800	541,400
66	481,400	542,300
67	482,100	543,200
68	482,800	544,100
69	483,200	544,900
70	483,800	545,800
71	484,400	546,700
72	484,900	547,600
73	485,400	548,400

	74	485,900		
	75	486,400		
	76	486,900		
	77	487,300		
	78	487,800		
	79	488,200		
	80	488,700		
	81	489,200		
	82	489,800		
	83	490,400		
	84	490,800		
	85	491,300		
	86	491,900		
	87	492,500		
	88	493,000		
	89	493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 344,400	円 399,500	円 473,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 372,500	円 410,000	円 506,800

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	

14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700

56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000		
95		296,300	334,300		
96		296,600	334,600		

	97		296,900	334,800		
	98		297,100	335,100		
	99		297,300	335,400		
	100		297,600	335,600		
	101		297,900	335,800		
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 216,300	円 232,500	円 255,500	円 269,000	円 299,200

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5中

3級	4級	5級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
277,600	293,000	310,300
278,700	293,600	311,500
279,800	294,200	312,700
280,800	294,700	313,800
281,800	295,200	314,900
282,300	295,800	316,000
282,800	296,400	317,100
283,300	296,900	318,200
283,800	297,400	319,300
284,300	298,000	320,300
284,800	298,600	321,300
285,300	299,100	322,300
285,800	299,600	323,300
286,300	300,200	324,500
286,800	300,800	325,700
287,300	301,300	326,900

3級	4級	5級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
281,800	295,200	319,300
282,300	295,800	320,300
282,800	296,400	321,300
283,300	296,900	322,300
283,800	297,400	323,300
284,300	298,000	324,500
284,800	298,600	325,700
285,300	299,100	326,900
285,800	299,600	328,000
286,300	300,200	329,200
286,800	300,800	330,300
287,300	301,300	331,400
287,800	301,800	332,500
288,300	302,500	333,700
288,800	303,200	334,800
289,300	303,900	335,900

287, 800	301, 800	328, 000		289, 800	304, 600	337, 000
288, 300	302, 500	329, 200		290, 300	305, 500	338, 200
288, 800	303, 200	330, 300		290, 800	306, 400	339, 300
289, 300	303, 900	331, 400		291, 300	307, 300	340, 400
289, 800	304, 600	332, 500		291, 800	308, 100	341, 500
290, 300	305, 500	333, 700		292, 300	309, 000	342, 700
290, 800	306, 400	334, 800		292, 800	309, 900	343, 800
291, 300	307, 300	335, 900		293, 300	310, 800	344, 900
291, 800	308, 100	337, 000		293, 800	311, 600	346, 000
292, 300	309, 000	338, 200		294, 400	312, 500	347, 300
292, 800	309, 900	339, 300		295, 200	313, 400	348, 600
293, 300	310, 800	340, 400		296, 000	314, 300	349, 900
293, 800	311, 600	341, 500		296, 700	315, 100	351, 100
294, 400	312, 500	342, 700		297, 500	316, 200	352, 600
295, 200	313, 400	343, 800		298, 300	317, 300	354, 100
296, 000	314, 300	344, 900		299, 100	318, 400	355, 600
296, 700	315, 100	346, 000		299, 800	319, 500	356, 800
297, 500	316, 200	347, 300		300, 600	320, 600	358, 300
298, 300	317, 300	348, 600		301, 400	321, 700	359, 700
299, 100	318, 400	349, 900		302, 100	322, 800	361, 100
299, 800	319, 500	351, 100		302, 900	323, 900	362, 500
300, 600	320, 600	352, 600		303, 700	325, 100	363, 500
301, 400	321, 700	354, 100		304, 500	326, 200	364, 900
302, 100	322, 800	355, 600		305, 300	327, 300	366, 200
302, 900	323, 900	356, 800		306, 000	328, 100	367, 500
303, 700	325, 100	358, 300		307, 000	329, 200	368, 900
304, 500	326, 200	359, 700		308, 000	330, 300	370, 200
305, 300	327, 300	361, 100		308, 900	331, 300	371, 500
306, 000	328, 100	362, 500		309, 800	332, 300	373, 000
307, 000	329, 200	363, 500		310, 800	333, 300	374, 200
308, 000	330, 300	364, 900		311, 800	334, 300	375, 300
308, 900	331, 300	366, 200		312, 700	335, 300	376, 500
			を			に、
309, 800	332, 300	367, 500		313, 600	336, 500	377, 600
310, 800	333, 300	368, 900		314, 600	337, 800	378, 500
311, 800	334, 300	370, 200		315, 600	339, 000	379, 500
312, 700	335, 300	371, 500		316, 600	340, 200	380, 400
313, 600	336, 500	373, 000		317, 400	341, 100	381, 000
314, 600	337, 800	374, 200		318, 400	342, 300	381, 800
315, 600	339, 000	375, 300		319, 400	343, 400	382, 600
316, 600	340, 200	376, 500		320, 300	344, 700	383, 400
317, 400	341, 100	377, 600		321, 200	345, 700	384, 100

318,400	342,300	378,500	322,200	346,600	384,800
319,400	343,400	379,500	323,200	347,700	385,500
320,300	344,700	380,400	324,100	348,900	386,100
321,200	345,700	381,000	325,000	350,000	386,700
322,200	346,600	381,800	326,200	351,200	387,300
323,200	347,700	382,600	327,400	352,400	388,000
324,100	348,900	383,400	328,600	353,400	388,600
325,000	350,000	384,100	329,300	354,400	389,300
326,200	351,200	384,800	330,400	355,400	389,800
327,400	352,400	385,500	331,500	356,500	390,400
328,600	353,400	386,100	332,400	357,600	390,900
329,300	354,400	386,700	333,500	358,400	391,300
330,400	355,400	387,300	334,200	359,500	391,900
331,500	356,500	388,000	335,300	360,600	392,400
332,400	357,600	388,600	336,400	361,600	392,700
333,500	358,400	389,300	337,500	362,300	393,000
334,200	359,500	389,800	338,700	363,100	393,500
335,300	360,600	390,400	339,800	363,900	393,900
336,400	361,600	390,900	340,900	364,600	394,200
337,500	362,300	391,300	342,000	365,200	394,500
338,700	363,100	391,900	343,100	365,700	395,000
339,800	363,900	392,400	344,100	366,200	395,500
340,900	364,600	392,700	345,200	366,700	395,900
342,000	365,200	393,000	346,100	367,300	396,200
343,100	365,700	393,500	347,100	367,800	396,600
344,100	366,200	393,900	348,000	368,300	397,100
345,200	366,700	394,200	349,000	368,800	397,500
346,100	367,300	394,500	349,900	369,200	397,900
347,100	367,800	395,000	350,700	369,600	
348,000	368,300	395,500	351,500	370,200	
349,000	368,800	395,900	352,300	370,700	
349,900	369,200	396,200	352,900	371,000	
350,700	369,600	396,600	353,500	371,500	
351,500	370,200	397,100	354,100	371,900	
352,300	370,700	397,500	354,700	372,200	
352,900	371,000	397,900	355,100	372,800	
353,500	371,500		355,500	373,300	
354,100	371,900		356,000	373,800	
354,700	372,200		356,400	374,300	
355,100	372,800		356,900	374,900	
355,500	373,300		357,300	375,400	
356,000	373,800		357,800	375,900	

356,400	374,300			358,200	376,300	
356,900	374,900			358,500	376,900	
357,300	375,400			359,000	377,400	
357,800	375,900			359,400	377,900	
358,200	376,300			359,700	378,400	
358,500	376,900			360,100	379,000	
359,000	377,400			360,600	379,400	
359,400	377,900			361,100	379,900	
359,700	378,400			361,600	380,400	
360,100	379,000			362,100	381,000	
360,600	379,400			362,600		
361,100	379,900			363,100		
361,600	380,400			363,500		
362,100	381,000			363,900		
362,600						
363,100						
363,500						
363,900						

給料月額	給料月額	給料月額	を	給料月額	給料月額	給料月額	に改める。
円	円	円		円	円	円	
270,500	282,600	297,900		274,700	284,800	306,900	

(鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年鴨川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 職員には、地域手当を支給する。

第11条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第16条を次のように改める。

第 16 条 削除

第 22 条中「及び第 6 条」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条及び第 6 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和 7 年鴨川市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

附則第 1 項中「、第 3 条及び第 5 条」を「及び第 3 条」に改める。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 2 年鴨川市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 8 条第 1 項中「から第 11 条の 2 まで」を「、第 10 条、第 11 条の 2」に、「、第 20 条並びに第 22 条」を「並びに第 20 条」に改め、同条第 2 項中「第 2 条、第 3 条第 1 項、」を削り、「並びに第 21 条第 2 項」を「、第 21 条第 2 項並びに第 22 条第 2 項第 1 号」に改め、「、給与条例第 2 条及び第 3 条第 1 項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 95」と、給与条例第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」に改める。

第 9 条第 1 項中「から第 6 条まで及び第 15 条」を「、第 5 条及び第 6 条」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第 2 条、第 3 条第 1 項、第 11 条、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 4 項及び第 5 項、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 4 項までの改正規定、第 2 条の規定並びに第 3 条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 2 条第 3 項の改正規定(「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。)及び同条例第 5 条の次に 1 条を加える改正規定 令和 8 年 4 月 1 日

(号給の切替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において第 1 条の規定による改正前の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例別表第 1 から別表第 5 までの給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同

日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とするむ。）」

とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2

項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上

とする。婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（鴨川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 7 鴨川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年鴨川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条の表中

「

第22条の6	第10条から第11条の2まで及び第20条	第10条から第11条の2まで	を
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	

」

「

第22条の6第	、第11条の2及び第20条	及び第11条の2
---------	---------------	----------

」

2 項	任期付職員条例第 4 条の規 定により採用された職員	任期付短時間勤務職員	に
-----	-------------------------------	------------	---

改める。

附則別表 号給の切替表（附則第 2 項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		

70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17

30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55

68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89

ウ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2

40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	

78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		

エ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3

12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41

50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	

88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

オ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1

10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39

48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77

86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		

議案第 2 号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 18 条第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 18 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 19 条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 鴨川市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「第 18 条」を「第 20 条」に改める。

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 21 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鴨川市環境条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 鴨川市環境条例(平成 17 年鴨川市条例第 122 号)第 59 条

(2) 鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 124 号)第 26 条

(3) 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年鴨川市条例第 5 号)附則第 5 項から第 8 項まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第 21 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)及び第 3 項(第 3 号に係る部分に限る。)

(これらの規定を同条例第 22 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 4 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市税条例の一部を改正する条例
鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.0」を「100 分の 7.05」に改める。

第 5 条中「2 万 2,200 円」を「2 万 3,400 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「27,000 円」を「28,600 円」に改め、同条第 2 号中「13,500 円」を「14,300 円」に改め、同条第 3 号中「20,250 円」を「21,450 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.3」を「100 分の 2.84」に改める。

第 7 条中「1 万 1,400 円」を「1 万 4,600 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.0」を「100 分の 2.39」に改める。

第 9 条中「1 万 3,800 円」を「1 万 5,600 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「15,540 円」を「16,380 円」に改め、同号イ(ア)中「18,900 円」を「20,020 円」に改め、同号イ(イ)中「9,450 円」を「10,010 円」に改め、同号イ(ウ)中「14,175 円」を「15,015 円」に改め、同号ウ中「7,980 円」を「10,220 円」に改め、同号エ中「9,660 円」を「10,920 円」に改め、同項第 2 号ア中「11,100 円」を「11,700 円」に改め、同号イ(ア)中「13,500 円」を「14,300 円」に改め、同号イ(イ)中「6,750 円」を「7,150 円」に改め、同号イ(ウ)中「10,125 円」を「10,725 円」に改め、同号ウ中「5,700 円」を「7,300 円」に改め、同号エ中「6,900 円」を「7,800 円」に改め、同項第 3 号ア中「4,440 円」を「4,680 円」に改め、同号イ(ア)中「5,400 円」を「5,720 円」に改め、同号イ(イ)中「2,700 円」を「2,860 円」に改め、同号イ(ウ)中「4,050 円」を「4,290 円」に改め、同号ウ中「2,280 円」を「2,920 円」に改め、同号エ中「2,760 円」を「3,120 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「3,330 円」を「3,510 円」に改め、同号イ中「5,550 円」を「5,850 円」に改め、同号ウ中「8,880 円」を「9,360 円」に改め、同号エ中「11,100 円」を「11,700 円」に改め、同項第 2 号ア中「1,710 円」を「2,190 円」に改め、同号イ中「2,850 円」を「3,650 円」に改め、同号ウ中「4,560 円」を「5,840 円」に改め、同号エ中「5,700 円」を「7,300 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例
鴨川市公益活動支援基金条例（平成 25 年鴨川市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を
廃止する条例の制定について

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を
廃止する条例

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例（平成
17 年鴨川市条例第 115 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の鴨川市国民健康保険高額療養費等資金
貸付基金の設置及び貸付けに関する条例に基づく基金に属する現金は、鴨川市国民健康
保険財政調整基金条例（平成 17 年鴨川市条例第 66 号）に基づく基金に属するものとする。

議案第 8 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項第 2 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 29 年鴨川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年」を「2 年」に改め、同条第 3 号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5 年」を「2 年 6 月」に改め、同条第 8 号中「1 年」を「6 月」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「2 年」を「1 年 6 月」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「10 年」を「5 年」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第 14 条の 3 第 4 号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7 年」を「3 年 6 月」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第 14 条の 3 に次の 1 号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第 14 条の 4 第 1 号を次のように改める。

（1） 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号及び第 4 号において同じ。）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 1 年 6 月以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第 4 号において同じ。）については 2 年 6 月以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 14 条の 4 第 2 号中「前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を削り、「4 年」を「2 年」に改め、「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を削り、「6 年」を「3 年」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に、「8 年」を「4 年」に改め、同条第 3 号中「10 年」を「5 年」に改め、同条第 4 号中「前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号」に、「学科目」を「課程」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を削り、「5 年」を「2 年 6 月」に改め、「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を削り、「7 年」を「3 年 6 月」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に、「9 年」を「4 年 6 月」に改め、同条第 5 号中「外国の学校において」の次に「第 1 号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,210,302 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,362,719	△ 4,000	4,358,719
	1 市民税	1,696,500	12,000	1,708,500
	3 軽自動車税	121,400	2,000	123,400
	4 市たばこ税	258,000	△ 13,000	245,000
	6 入湯税	75,000	△ 5,000	70,000
11 地方交付税		4,853,651	193,536	5,047,187
	1 地方交付税	4,853,651	193,536	5,047,187
13 分担金及び負担金		30,971	△ 2,821	28,150
	1 分担金	10,276	△ 2,821	7,455
14 使用料及び手数料		736,852	△ 1,554	735,298
	1 使用料	465,438	△ 33	465,405
	2 手数料	213,958	△ 1,521	212,437
15 国庫支出金		2,000,962	195,525	2,196,487
	1 国庫負担金	1,189,267	52,758	1,242,025
	2 国庫補助金	800,686	142,767	943,453
16 県支出金		1,094,671	△ 4,745	1,089,926
	1 県負担金	594,222	6,607	600,829
	2 県補助金	371,386	△ 5,820	365,566

	3 委託金	129,063	△	5,532	123,531
17 財産収入		15,869		495	16,364
	1 財産運用収入	9,989		227	10,216
	2 財産売払収入	5,880		268	6,148
18 寄附金		612,809		110,735	723,544
	1 寄附金	612,809		110,735	723,544
19 繰入金		1,428,483	△	333,094	1,095,389
	2 基金繰入金	1,329,344	△	333,094	996,250
21 諸収入		396,507	△	6,971	389,536
	1 延滞金, 加算金及び過料	3,000		8,000	11,000
	2 市預金利子	24		728	752
	4 雑入	283,608	△	15,699	267,909
22 市債		1,557,608		8,500	1,566,108
	1 市債	1,557,608		8,500	1,566,108
歳 入	合 計	19,054,696		155,606	19,210,302

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		188,669	△ 103	188,566
	1 議会費	188,669	△ 103	188,566
2 総務費		3,411,184	55,309	3,466,493
	1 総務管理費	2,965,594	61,615	3,027,209
	2 徴税費	193,968	△ 912	193,056
	3 戸籍住民基本台帳費	114,234	3,011	117,245
	4 選挙費	93,200	△ 5,401	87,799
	5 統計調査費	24,633	△ 3,004	21,629
3 民生費		6,455,505	198,791	6,654,296
	1 社会福祉費	3,532,438	168,757	3,701,195
	2 児童福祉費	2,387,276	△ 2,739	2,384,537
	3 生活保護費	522,310	32,758	555,068
	4 国民年金事務取扱費	11,546	15	11,561
4 衛生費		2,335,780	△ 45,937	2,289,843
	1 保健衛生費	483,163	△ 8,840	474,323
	2 清掃費	1,633,547	△ 37,097	1,596,450
6 農林水産業費		606,349	7,038	613,387
	1 農業費	458,586	39,489	498,075

	2 林業費	62,981	△	4,249	58,732
	3 水産業費	84,782	△	28,202	56,580
7 商工費		340,706	△	627	340,079
	1 商工費	340,706	△	627	340,079
8 土木費		810,433	△	35,318	775,115
	1 土木管理費	154,535	△	835	153,700
	2 道路橋梁費	520,193	△	25,097	495,096
	3 河川費	40,828	△	2,000	38,828
	4 都市計画費	62,139	△	3,656	58,483
	5 住宅費	32,738	△	3,730	29,008
10 教育費		2,098,704	△	22,552	2,076,152
	1 教育総務費	201,598	△	1,005	200,593
	2 小学校費	248,838	△	3,111	245,727
	3 中学校費	139,497	△	3,514	135,983
	5 社会教育費	814,835	△	5,708	809,127
	6 保健体育費	693,936	△	9,214	684,722
12 公債費		1,907,950	△	995	1,906,955
	1 公債費	1,907,950	△	995	1,906,955
歳 出 合 計		19,054,696		155,606	19,210,302

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画事業	330
		情報系システム維持管理事業	1,007
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	3,011
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度非課税世帯分）	18,242
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	2,825
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	1,575
		農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	26,460
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備事業	1,630
		狹隘道路整備事業	1,650
		道路メンテナンス事業	72,700

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	23,216
	3 河川費	河川維持補修事業	7,860
	4 都市計画費	公園維持管理事業	17,291

変更 (単位 千円)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	15,000	道路橋梁維持補修事業	47,000
		社会資本整備総合交付金事業	51,627	社会資本整備総合交付金事業	55,426

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	23

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
健康診断、予防接種その他健康管理等 業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	76,355	自 令和6年度 至 令和7年度	84,317

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水利施設等保全高度化事業（補正予算債分）	26,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
ほ場整備事業（補正予算債分）	1,300			
計	27,700			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹水利施設整備事業	31,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	33,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
林道整備事業	11,900				8,600			
漁港整備事業	24,700				13,900			
道路メンテナンス事業	32,400				27,500			
急傾斜地崩壊対策事業	1,800				0			
小学校施設改修事業	26,100				25,600			
計	128,300				109,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	4,362,719	△ 4,000	4,358,719
11 地方交付税	4,853,651	193,536	5,047,187
13 分担金及び負担金	30,971	△ 2,821	28,150
14 使用料及び手数料	736,852	△ 1,554	735,298
15 国庫支出金	2,000,962	195,525	2,196,487
16 県支出金	1,094,671	△ 4,745	1,089,926
17 財産収入	15,869	495	16,364
18 寄附金	612,809	110,735	723,544
19 繰入金	1,428,483	△ 333,094	1,095,389
21 諸収入	396,507	△ 6,971	389,536
22 市債	1,557,608	8,500	1,566,108
歳入合計	19,054,696	155,606	19,210,302

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	188,669	△ 103	188,566				△ 103
2 総務費	3,411,184	55,309	3,466,493	△ 3,270		2,658	55,921
3 民生費	6,455,505	198,791	6,654,296	212,919		△ 4,560	△ 9,568
4 衛生費	2,335,780	△ 45,937	2,289,843	△ 4,452		△ 26,607	△ 14,878
6 農林水産業費	606,349	7,038	613,387	△ 4,776	15,700	△ 883	△ 3,003
7 商工費	340,706	△ 627	340,079			△ 37	△ 590
8 土木費	810,433	△ 35,318	775,115	△ 9,226	△ 6,700	△ 8,134	△ 11,258
10 教育費	2,098,704	△ 22,552	2,076,152	△ 246	△ 500	66	△ 21,872
12 公債費	1,907,950	△ 995	1,906,955				△ 995
歳 出 合 計	19,054,696	155,606	19,210,302	190,949	8,500	△ 37,497	△ 6,346

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,506,000	2,000	1,508,000	2 滞納繰越分	2,000	滞納繰越分 2,000
2 法人	190,500	10,000	200,500	1 現年度課税分	10,000	現年度課税分 10,000 法人税割 7,000 均等割 3,000
計	1,696,500	12,000	1,708,500			

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

3 種別割	115,500	2,000	117,500	1 現年度課税分	2,000	現年度課税分 2,000
計	121,400	2,000	123,400			

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

1 市たばこ税	258,000	△13,000	245,000	1 現年度課税分	△13,000	現年度課税分 △13,000
計	258,000	△13,000	245,000			

(款) 1 市税

(項) 6 入湯税

1 入湯税	75,000	△5,000	70,000	1 現年度課税分	△5,000	現年度課税分 △5,000
計	75,000	△5,000	70,000			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	4,853,651	193,536	5,047,187	1 地方交付税	193,536	普通交付税 193,536
計	4,853,651	193,536	5,047,187			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

1 農林水産業 費分担金	10,276	△2,821	7,455	3 水産業費分担 金	△2,821	市営漁港整備事業分担金 △2,821
計	10,276	△2,821	7,455			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

3 衛生使用料	99	△30	69	1 清掃使用料	△30	行政財産使用料 △30
---------	----	-----	----	---------	-----	-------------

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産使用料	9,330	68	9,398	3 水産業使用料	68	漁港区域内公共空地(土地)占用料 △3 漁港施設占用料 △36 船舶保管施設用地使用料 107
5 商工使用料	9,654	△37	9,617	2 観光使用料	△37	駐車場使用料 △37
6 土木使用料	28,901	△100	28,801	2 都市計画使用料	△100	魚見塚一戦場公園施設使用料 △100
7 教育使用料	21,611	66	21,677	4 保健体育使用料	66	陸上競技場使用料 329 サッカー場使用料 △575 交流棟使用料 312
計	465,438	△33	465,405			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 総務手数料	15,994	500	16,494	2 徴税手数料	500	税務証明等手数料 500
2 衛生手数料	197,734	△2,021	195,713	1 保健衛生手数料	△324	小規模埋立等許可申請手数料 △40 犬の登録手数料 △222 狂犬病予防注射済票交付手数料 △62
				2 清掃手数料	△1,697	廃棄物持込処理手数料 △3,000 浄化槽汚泥処理手数料 1,303
計	213,958	△1,521	212,437			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,189,113	52,758	1,241,871	1 社会福祉費負担金	27,436	特別障害者手当等給付費負担金 △729 身体障害者補装具給付費負担金 1,533 身体障害者更生医療給付費負担金 1,190 国民健康保険基盤安定事業負担金 268 障害者自立支援給付費負担金 18,063 障害児通所給付費負担金 6,429 未就学児均等割保険税負担金 14 産前産後保険税負担金 668
------------	-----------	--------	-----------	------------	--------	--

				8 児童扶養手当 負担金	753	児童扶養手当負担金	753
				9 生活保護費負 担金	24,569	生活保護費負担金	24,569
計	1,189,267	52,758	1,242,025				

(款)15 国庫支出金

(項)2 国庫補助金

1 総務費国庫 補助金	421,404	152,648	574,052	1 総務管理費補 助金	152,648	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 外国人受入環境整備交付金 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,010 150 300 149,188
2 民生費国庫 補助金	256,369	1,599	257,968	2 児童福祉費補 助金	1,599	子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援事業費補助金 子育てのための施設等利用給付交付金	50 528 1,021
3 衛生費国庫 補助金	19,437	△1,979	17,458	1 清掃費補助金 2 保健衛生費補 助金	△942 △1,037	循環型社会形成推進交付金 母子保健衛生費国庫補助金 出産・子育て応援交付金 医療施設運営費等補助金	△942 △401 △495 △141
4 土木費国庫 補助金	62,436	△9,049	53,387	4 土木管理費補 助金	△9,049	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金 道路メンテナンス事業補助金	△1,649 △800 △6,600
6 教育費国庫 補助金	4,138	△246	3,892	1 小学校費補助 金 2 中学校費補助 金	△198 △48	特別支援教育就学奨励費補助金 学校施設環境改善交付金 公立学校情報機器整備費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金 公立学校情報機器整備費補助金	△205 25 △18 △25 △23
8 商工費国庫 補助金	36,902	△206	36,696	2 商工費補助金	△206	地域一体となった観光地・観光産業再生・高付加価値 化事業補助金	△206
計	800,686	142,767	943,453				

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	594, 145	6, 607	600, 752	1 社会福祉費負担金	6, 097	国民健康保険基盤安定事業負担金 329 身体障害者補装具給付費負担金 766 身体障害者更生医療給付費負担金 595 後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 △8, 179 障害者自立支援給付費負担金 9, 031 障害児通所給付費負担金 3, 214 未就学児均等割保険税負担金 7 産前産後保険税負担金 334
				2 児童福祉費負担金	510	子育てのための施設等利用給付費県費負担金 510
計	594, 222	6, 607	600, 829			

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	7, 689	△1, 200	6, 489	1 総務管理費補助金	△1, 200	U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金 △1, 200
2 民生費県補助金	123, 580	2, 712	126, 292	1 社会福祉費補助金	1, 840	重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金 △500 障害者グループホーム運営費等補助金 2, 340
				2 児童福祉費補助金	872	千葉県子ども・子育て支援補助金 50 ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金 822
3 衛生費県補助金	43, 487	△2, 473	41, 014	1 保健衛生費補助金	△1, 468	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 △850 千葉県出産・子育て応援交付金 △618
				2 清掃費補助金	△1, 005	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金 △1, 005
4 農林水産業費県補助金	187, 083	△4, 776	182, 307	1 農業費補助金	9, 325	鳥獣被害防止総合対策交付金 10, 135 飼料用米等拡大支援事業補助金 △810
				3 水産業費補助金	△14, 101	水産物供給基盤機能保全事業補助金 △14, 101
7 土木費県補助金	2, 202	△120	2, 082	1 住宅費補助金	△120	住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金 △120
8 消防費県補助金	1, 058	37	1, 095	1 消防費補助金	37	千葉県孤立集落対策緊急支援補助金 37

計	371,386	△5,820	365,566			
---	---------	--------	---------	--	--	--

(款)16 県支出金

(項)3 委託金

1 総務費委託金	120,120	△5,532	114,588	1 総務管理費委託金	233	事務処理特例市町村交付金	273
						県収入証紙売捌委託金	△40
				4 選挙費委託金	△5,403	衆議院議員選挙委託金	△5,403
				5 統計調査費委託金	△362	国勢調査調査区設定委託金	△6
						農林業センサス委託金	△305
						経済センサス調査区管理委託金	△2
						全国家計構造調査委託金	△49
計	129,063	△5,532	123,531				

(款)17 財産収入

(項)1 財産運用収入

1 財産貸付収入	8,273	21	8,294	1 土地建物貸付収入	21	土地貸付料(滞納分)	21
2 利子及び配当金	1,716	206	1,922	1 利子及び配当金	206	財政調整基金利子	206
計	9,989	227	10,216				

(款)17 財産収入

(項)2 財産売払収入

2 物品売払収入	0	268	268	1 物品売払収入	268	物品売払収入	268
計	5,880	268	6,148				

(款)18 寄附金

(項)1 寄附金

1 一般寄附金	0	110,500	110,500	1 一般寄附金	110,500	一般寄附金	110,500
2 総務費寄附金	600,000	35	600,035	1 総務費寄附金	35	公益活動支援寄附金	35
3 民生費寄附金	12,090	200	12,290	1 民生費寄附金	200	民生費寄附金	200
計	612,809	110,735	723,544				

(款)19 繰入金

(項)2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	536,339	△316,261	220,078	1 財政調整基金繰入金	△316,261	財政調整基金繰入金 △316,261
20 まちづくり支援基金繰入金	3,366	△1,533	1,833	1 まちづくり支援基金繰入金	△1,533	まちづくり支援基金繰入金 △1,533
21 教育振興基金繰入金	16,843	△7,300	9,543	1 教育振興基金繰入金	△7,300	教育振興基金繰入金 △7,300
26 地域振興基金繰入金	200,000	△8,000	192,000	1 地域振興基金繰入金	△8,000	地域振興基金繰入金 △8,000
計	1,329,344	△333,094	996,250			

(款)21 諸収入

(項)1 延滞金, 加算金及び過料

1 延滞金	3,000	8,000	11,000	1 延滞金	8,000	市税延滞金 8,000
計	3,000	8,000	11,000			

(款)21 諸収入

(項)2 市預金利子

1 市預金利子	24	728	752	1 預金利子	728	預金利子 728
計	24	728	752			

(款)21 諸収入

(項)4 雑入

5 雑入	269,302	△15,699	253,603	2 雑入	△15,699	火災及び自動車共済支部事務費 △3
						損害保険災害共済金 651
						損害保険返戻金 40
						都市計画図頒布代 △34
						資源物売払代 △1,744
						賠償補償保険共済金 1,100
						損害賠償金 350
						コミュニティバス運行収入 △706
						賠償補償保険共済金 (学校施設) 3,059
						日本スポーツ振興センター共済掛金返還金 20

						ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金	△20,302
						森林環境譲与税関連協力金	1,870
計	283,608	△15,699	267,909				

(款)22 市債

(項)1 市債

4 農林水産業 債	75,300	15,700	91,000	1 農業債	29,800	基幹水利施設整備事業債	2,100
						水利施設等保全高度化事業債（補正予算債分）	26,400
						ほ場整備事業債（補正予算債分）	1,300
				2 林業債	△3,300	林道整備事業債	△3,300
				3 水産業債	△10,800	漁港整備事業債	△10,800
6 土木債	267,900	△6,700	261,200	1 道路橋梁債	△4,900	道路メンテナンス事業債	△4,900
				2 河川債	△1,800	急傾斜地崩壊対策事業債	△1,800
8 教育債	770,700	△500	770,200	1 小学校債	△500	小学校施設改修事業債	△500
計	1,557,608	8,500	1,566,108				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	188,669	△103	188,566				△103	8 旅費	△64	●議会事務局事務費	△9
								18 負担金, 補助 及び交付金	△39	8 旅費	△6
										・普通旅費	△6
										18 負担金, 補助及び交付金	△3
										・諸会議出席負担金	△3
										●議会運営事業	△94
										8 旅費	△58
										・費用弁償	△29
										・普通旅費	△29
										18 負担金, 補助及び交付金	△36
										・諸会議出席負担金	△36
計	188,669	△103	188,566				△103				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	482,624	3,674	486,298				3,059	615	7 報償費	△99	●秘書事務費	△69
									10 需用費	56	7 報償費	△49
									11 役務費	△13	・賞賜品	△49
									12 委託料	3,750	18 負担金, 補助及び交付金	△20
									18 負担金, 補助 及び交付金	△20	・市長副市長研修会負担金	△20
											●行政管理事務費	△9
										10 需用費	69	
										・消耗品費	69	
										12 委託料	△78	
										・公文書廃棄業務委託料	△78	
										●法規事務費	3,828	
										12 委託料	3,828	
										・訴訟委託料	3,828	
										●男女共同参画計画推進事業	△1	
										10 需用費	△1	
										・消耗品費	△1	
										●表彰事業	△75	

										7 報償費	△50	
										・記念品	△50	
										10 需用費	△12	
										・消耗品費	△1	
										・印刷製本費	△11	
										11 役務費	△13	
										・郵便料	△13	
2 人事管理費	533,440	△542	532,898			△3	△539	4 共済費	△184	●総務一般管理費	△314	
								12 委託料	△217	4 共済費	△184	
								18 負担金, 補助 及び交付金	△141	・恩給組合条例前年度給付額	△24	
										・公務災害補償掛金	△160	
										18 負担金, 補助及び交付金	△130	
										・千葉県市町村職員互助会負 担金	△92	
										・千葉県市町村職員共済組合 特定健康診査負担金	△38	
										●職員健康管理事業	△64	
										12 委託料	△64	
										・職員健康診断委託料	△64	
										●職員研修事業	△164	
										12 委託料	△153	
										・職員研修委託料	△153	
										18 負担金, 補助及び交付金	△11	
										・研修負担金	△11	
3 広報広聴費	11,678	△135	11,543				△135	10 需用費	△59	●広報誌発行事業	△129	
								11 役務費	△76	10 需用費	△53	
										・印刷製本費	△53	
										11 役務費	△76	
										・折込料	△76	
										●広聴事業	△6	
										10 需用費	△6	
										・消耗品費	△6	
5 会計管理費	2,883	△10	2,873	△40			30	11 役務費	△11	●会計管理事務費	△10	
								12 委託料	△19	11 役務費	△11	
								13 使用料及び賃 借料	20	・公共料金明細サービス利用 料	△11	

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									12 委託料 $\Delta 19$ ・非常通報装置保守委託料 $\Delta 19$ 13 使用料及び賃借料 20 ・振込データ伝送サービス利用料 20	
6 財産管理費	511,246	59,755	571,001			1,306	58,449	1 報酬 33 10 需用費 685 12 委託料 $\Delta 1,105$ 13 使用料及び賃借料 69 21 補償, 補填及び賠償金 500 24 積立金 59,573	●公用車費(市長車) $\Delta 27$ 13 使用料及び賃借料 $\Delta 27$ ・自動車借上料 $\Delta 27$ ●基金積立金(財調・減債) 59,573 24 積立金 59,573 ・財政調整基金積立金 205 ・減債基金積立金 59,368 ●庁舎等維持管理費 $\Delta 1,765$ 1 報酬 33 ・会計年度任用職員報酬 33 10 需用費 30 ・消耗品費 30 12 委託料 $\Delta 1,828$ ・電気保安業務保守委託料 $\Delta 106$ ・空調設備保守委託料 $\Delta 551$ ・消防設備保守委託料 $\Delta 742$ ・貯水槽清掃委託料 $\Delta 60$ ・建築物定期検査委託料 $\Delta 369$ ●事故等賠償費 500 21 補償, 補填及び賠償金 500 ・事故賠償金 500 ●財産管理事業 887 10 需用費 164 ・消耗品費 164 12 委託料 723 ・看板修正委託料 723 ●庁用一般事務費 587 10 需用費 491	

										・消耗品費 491
										13 使用料及び賃借料 96
										・有料道路通行料 96
7 企画費	1,063,862	1,662	1,065,524	△900		△706	3,268	1 報酬 △1,042		●企画政策総務事務費 △1,238
								3 職員手当等 △70		1 報酬 △933
								7 報償費 △110		・政策参与報酬 △933
								8 旅費 △196		7 報償費 △110
								12 委託料 △22		・法律相談料 △110
								18 負担金, 補助及び交付金 3,102		8 旅費 △191
										・費用弁償 △191
										18 負担金, 補助及び交付金 △4
										・全国過疎地域連盟負担金 △4
										●総合計画事業 △22
										12 委託料 △22
										・総合計画策定業務委託料 △22
										●ふるさと納税推進事業 △184
										1 報酬 △109
										・会計年度任用職員報酬 △109
										3 職員手当等 △70
										・会計年度任用職員期末手当 △38
										・会計年度任用職員勤勉手当 △32
										8 旅費 △5
										・費用弁償 △5
										●移住定住支援事業 △1,600
										18 負担金, 補助及び交付金 △1,600
										・移住就業支援金 △1,600
										●民間路線バス維持確保事業 4,706
										18 負担金, 補助及び交付金 4,706
										・生活路線バス維持費補助金 4,706
8 支所及び出張所費	74,601	△756	73,845				△756	3 職員手当等 △658		●出張所維持管理費 24
								10 需用費 △138		11 役務費 24
								11 役務費 64		・電話料 24
								12 委託料 △24		●天津小湊支所事務費 △618
										3 職員手当等 △658
										・会計年度任用職員期末手当 △358
										・会計年度任用職員勤勉手当 △300

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									11 役務費 40 ・電話料 40 ●天津小湊支所維持管理費 △276 10 需用費 △252 ・光熱水費 △252 12 委託料 △24 ・電気保安業務保守委託料 △24 ●コミュニティセンター小湊維持管理費 114 10 需用費 114 ・光熱水費 114	
10 電子計算費	205,172	△293	204,879				△293	1 報酬 44 12 委託料 △264 13 使用料及び賃借料 △73	●情報管理事務費 44 1 報酬 44 ・会計年度任用職員報酬 44 ●基幹系システム維持管理事業 △264 12 委託料 △264 ・プログラム修正委託料 △264 ●情報系システム維持管理事業 △73 13 使用料及び賃借料 △73 ・電子計算機装置リース料 △73	
12 コミュニティ振興費	47,133	△1,740	45,393			△1,498	△242	3 職員手当等 △242 18 負担金, 補助及び交付金 △1,533 24 積立金 35	●市政協力員設置事業 △242 3 職員手当等 △242 ・会計年度任用職員期末手当 △132 ・会計年度任用職員勤勉手当 △110 ●基金積立金 (公益活動支援) 35 24 積立金 35 ・公益活動支援基金積立金 35 ●市民活動支援事業 △1,533 18 負担金, 補助及び交付金 △1,533 ・まちづくり支援補助金 △1,533	
13 諸費	5,469	0	5,469	150			△150			
計	2,965,594	61,615	3,027,209	△790		2,158	60,247			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	171,199	△912	170,287			500	△1,412	1 報酬	△27	●固定資産評価審査委員会運営 事業 1 報酬 ・固定資産評価審査委員会委員報酬 8 旅費 ・費用弁償 ●税務一般事務費 12 委託料 ・地方税電子申告支援サービス業務委託料	△32
								8 旅費	△5		△27
								12 委託料	△880		△5
											△880
計	193,968	△912	193,056			500	△1,412				△880

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	114,234	3,011	117,245	3,285			△274	12 委託料	3,011	●戸籍住民基本台帳事務費 12 委託料 ・戸籍電算システム改修業務委託料	3,011
											3,011
計	114,234	3,011	117,245	3,285			△274				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 衆議院議員選挙費	30,574	△5,401	25,173	△5,403			2	1 報酬	△115	●衆議院議員選挙費 1 報酬 ・開票立会人報酬 3 職員手当等 ・時間外勤務手当 ・休日勤務手当 8 旅費 ・費用弁償 10 需用費 ・消耗品費 ・修繕料 11 役務費 ・郵便料 ・計数機等点検手数料 12 委託料	△5,401
								3 職員手当等	△3,239		△115
								8 旅費	△50		△115
								10 需用費	△1,362		△3,239
								11 役務費	△393		△3,237
								12 委託料	△230		△2
								13 使用料及び賃借料	△12		△50
											△50
		△1,362									
		△173									
		△1,189									
		△393									
		△309									
		△84									
		△230									

2 総務費

4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・投票所架設通路設置撤去委託料 △120 ・投票所駐車場復旧業務委託料 △110 13 使用料及び賃借料 △12 ・自動車借上料 △12 	
計	93,200	△5,401	87,799	△5,403			2			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	19,360	△2,445	16,915				△2,445	1 報酬	△1,703	●統計調査事務費 △2,445 1 報酬 △1,703 ・会計年度任用職員報酬 △1,703 3 職員手当等 △649 ・会計年度任用職員期末手当 △354 ・会計年度任用職員勤勉手当 △295 8 旅費 △60 ・費用弁償 △60 11 役務費 △15 ・郵便料 △15 12 委託料 △18 ・会計年度任用職員健康診断委託料 △18
								3 職員手当等	△649	
								8 旅費	△60	
								11 役務費	△15	
								12 委託料	△18	
2 基幹統計調査費	5,247	△559	4,688	△362			△197	1 報酬	△389	●基幹統計調査費 △559 1 報酬 △389 ・統計調査員報酬 △389 7 報償費 △9 ・謝礼品 △9 8 旅費 △31 ・費用弁償 △31 10 需用費 △115 ・消耗品費 △106 ・食糧費 △9 11 役務費 △6
								7 報償費	△9	
								8 旅費	△31	
								10 需用費	△115	
								11 役務費	△6	
								13 使用料及び賃借料	△9	

										・郵便料	△6
										13 使用料及び賃借料	△9
										・有料道路通行料	△9
計	24,633	△3,004	21,629	△362			△2,642				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	884,244	151,914	1,036,158	150,848		200	866	1 報酬	1,828	●基金積立金（地域福祉）	200
								3 職員手当等	1,553	24 積立金	200
								4 共済費	509	・地域福祉基金積立金	200
								8 旅費	171	●特別会計繰出金（国保）	3,219
								10 需用費	364	27 繰出金	3,219
								11 役務費	1,143	・国民健康保険特別会計繰出金	3,219
								12 委託料	1,352	●天津小湊保健福祉センター維持管理費	39
								13 使用料及び賃借料	575	10 需用費	39
								18 負担金，補助及び交付金	141,000	・修繕料	39
								24 積立金	200	●健康福祉推進計画策定事業	△732
								27 繰出金	3,219	12 委託料	△732
										・健康福祉推進計画策定業務委託料	△732
										●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度非課税世帯分）	149,188
		1 報酬	1,828								
		・会計年度任用職員報酬	1,828								
		3 職員手当等	1,553								
		・時間外勤務手当	940								
		・会計年度任用職員期末手当	333								
		・会計年度任用職員勤勉手当	280								
		4 共済費	509								
		・会計年度任用職員社会保険料	509								
		8 旅費	171								
		・費用弁償	171								
		10 需用費	325								

3 民生費

1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・消耗品費 246 ・印刷製本費 79 11 役務費 1,143 ・郵便料 637 ・口座振込手数料 506 12 委託料 2,084 ・システム改修委託料 2,068 ・会計年度任用職員健康診断委託料 16 13 使用料及び賃借料 575 ・パソコンリース料 457 ・電話借上料 118 18 負担金、補助及び交付金 141,000 ・物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分） 141,000	
2 老人福祉費	1,573,331	△40,363	1,532,968	△8,179		△4,760	△27,424	7 報償費 △115 18 負担金、補助及び交付金 △440 19 扶助費 △25,424 20 貸付金 △4,800 27 繰出金 △9,584	●特別会計繰出金（介護） 1,242 27 繰出金 1,242 ・介護保険特別会計繰出金 1,242 ●特別会計繰出金（後期医療） △10,826 27 繰出金 △10,826 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △10,826 ●敬老事業 △115 7 報償費 △115 ・敬老祝品 △115 ●老人福祉施設措置事業 △25,424 19 扶助費 △25,424 ・老人福祉施設措置費 △25,424 ●介護人材確保対策事業 △5,240 18 負担金、補助及び交付金 △440 ・留学生受入施設支援補助金 △440 20 貸付金 △4,800	

										・介護福祉士修学資金貸付金	△4,800
3 障害者福祉費	1,074,863	57,206	1,132,069	41,932			15,274	11 役務費	58	●障害者福祉扶助事業	△1,973
								18 負担金, 補助及び交付金	3,467	19 扶助費	△1,973
								19 扶助費	53,681	・特別障害者手当	△973
										・重度心身障害者(児)医療給付費	△1,000
										●自立支援給付事業	59,179
										11 役務費	58
										・審査支払手数料	58
										18 負担金, 補助及び交付金	3,467
										・障害者グループホーム運営費補助金	3,467
										19 扶助費	55,654
										・身体障害者更生医療給付費	2,382
										・身体障害者補装具給付費	3,068
										・障害者グループホーム等入居者家賃扶助費	1,216
										・介護給付・訓練等給付費	36,128
										・障害児通所給付費	12,860
計	3,532,438	168,757	3,701,195	184,601			△4,560	△11,284			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	323,332	1,650	324,982	837			813	11 役務費	34	●ひとり親家庭等医療費給付事業	1,650
								19 扶助費	1,616	11 役務費	34
										・診療報酬審査支払手数料	34
										19 扶助費	1,616
										・ひとり親家庭等医療費等給付費	1,616
2 児童手当費	355,412	528	355,940	528				12 委託料	528	●児童手当費	528
										12 委託料	528
										・システム改修委託料	528
3 母子福祉費	104,871	2,260	107,131	753			1,507	19 扶助費	2,260	●児童扶養手当費	2,260
										19 扶助費	2,260
										・児童扶養手当給付費	2,260

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 認定こども園費	738,783	△11,882	726,901				△11,882	3 職員手当等 10 需用費	△2,676 △9,206	●認定こども園事務費 △2,676 3 職員手当等 △2,676 ・会計年度任用職員期末手当 △1,464 ・会計年度任用職員勤勉手当 △1,212 ●認定こども園維持管理費 703 10 需用費 703 ・修繕料 703 ●認定こども園運営事業 △9,909 10 需用費 △9,909 ・光熱水費 461 ・賄材料費 △10,370
6 子ども・子育て支援事業費	864,878	4,705	869,583	1,631			3,074	10 需用費 12 委託料 19 扶助費 22 償還金, 利子及び割引料	571 149 2,043 1,942	●教育・保育給付等事業費 2,043 19 扶助費 2,043 ・子育てのための施設等利用給付費 2,043 ●放課後児童健全育成事業 571 10 需用費 571 ・光熱水費 234 ・修繕料 337 ●子育て短期支援事業 149 12 委託料 149 ・子育て短期支援事業委託料 149 ●地域子ども・子育て支援事業事務費 1,942 22 償還金, 利子及び割引料 1,942 ・国県支出金等返還金 1,942
計	2,387,276	△2,739	2,384,537	3,749			△6,488			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶助費	472,022	32,758	504,780	24,569			8,189	19 扶助費	32,758	●扶助費 32,758 19 扶助費 32,758 ・医療扶助費 32,758
計	522,310	32,758	555,068	24,569			8,189			

(款) 3 民生費

(項) 4 国民年金事務取扱費

1 国民年金事務取扱費	11,546	15	11,561				15	1 報酬	15	●国民年金事務費	15
										1 報酬	15
										・会計年度任用職員報酬	15
計	11,546	15	11,561				15				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	219,352	△6,531	212,821	△1,655		△2,864	△2,012	1 報酬	△1,307	●母子保健事業	△2,080
								3 職員手当等	△48	12 委託料	△1,980
								4 共済費	△678	・産後ケア事業実施委託料	△762
								8 旅費	△295	・妊婦乳児健康診査委託料	△1,178
								12 委託料	△1,313	・産後骨盤ケア事業委託料	△40
								18 負担金, 補助及び交付金	△250	19 扶助費	△100
								19 扶助費	△100	・特定不妊治療費助成金	△100
								20 貸付金	△2,540	●母子歯科口腔保健事業	△141
										12 委託料	△141
		・幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布委託料	△141								
		●看護師等確保対策事業	△2,540								
		20 貸付金	△2,540								
		・看護師等修学資金貸付金	△2,540								
		●出産・子育て応援事業	△1,770								
		1 報酬	△1,307								
		・会計年度任用職員報酬	△1,307								
		3 職員手当等	△48								
		・会計年度任用職員期末手当	△26								
		・会計年度任用職員勤勉手当	△22								
		4 共済費	△678								
		・会計年度任用職員社会保険料	△678								
		8 旅費	△295								
		・費用弁償	△295								
		12 委託料	808								
		・システム改修委託料	825								
		・会計年度任用職員健康診断委託料	△17								
		18 負担金, 補助及び交付金	△250								

4 衛生費

1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・出産・子育て応援給付金 △250	
2 予防費	179,092	△650	178,442			△20,302	19,652	12 委託料	△650	●予防接種事業 △650 12 委託料 △650 ・予防接種委託料 △650
3 環境衛生費	82,692	△946	81,746	△850			△96	10 需用費	△55	●住環境美化推進事業 △313 10 需用費 △313 ・消耗品費 △313 ●住宅用設備等脱炭素化促進事業 △850 18 負担金、補助及び交付金 △850 ・住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 △850 ●観光用トイレ維持管理事業 258 10 需用費 258 ・光熱水費 258 ●不法投棄防止対策事業 △41 17 備品購入費 △41 ・防犯対策備品購入費 △41
								17 備品購入費	△41	
								18 負担金、補助及び交付金	△850	
4 公害対策費	2,027	△713	1,314				△713	12 委託料	△713	●生活環境調査等事業 △154 12 委託料 △154 ・河川等水質環境調査業務委託料 △154 ●自動車騒音監視事業 △559 12 委託料 △559 ・道路交通騒音常時監視測定委託料 △559
計	483,163	△8,840	474,323	△2,505		△23,166	16,831			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	254,488	△4,063	250,425	△1,947			△2,116	18 負担金、補助及び交付金	△4,063	●家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 △2,952 18 負担金、補助及び交付金 △2,952
---------	---------	--------	---------	--------	--	--	--------	----------------	--------	---

										<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金 △2,952 ●広域廃棄物処理事業 △1,111 18 負担金, 補助及び交付金 △1,111 ・広域廃棄物処理施設整備事業負担金 △1,111 	
2 塵芥処理費	1,109,248	△31,654	1,077,594			△4,744	△26,910	1 報酬	△2,300	●職員人件費（清掃センター）	△1,548
								3 職員手当等	△2,179	3 職員手当等	△1,548
								8 旅費	△847	・特殊勤務手当	△448
								10 需用費	406	・休日勤務手当	△1,100
								11 役務費	30	●清掃センター事務費	△3,778
								12 委託料	△26,813	1 報酬	△2,300
								26 公課費	49	・会計年度任用職員報酬	△2,300
										3 職員手当等	△631
										・会計年度任用職員期末手当	△347
										・会計年度任用職員勤勉手当	△284
										8 旅費	△847
										・費用弁償	△847
										●鴨川清掃センター維持管理費	△72
										12 委託料	△72
										・地下タンク漏えい検査等委託料	△72
										●塵芥収集車費	485
										10 需用費	406
										・修繕料	406
										11 役務費	30
										・自動車損害保険料	30
										26 公課費	49
										・自動車重量税	49
										●塵芥処理事業	△24,061
										12 委託料	△24,061
										・可燃物処理委託料	△24,061
										●焼却残渣等運搬処理事業	△2,900
										12 委託料	△2,900
										・焼却残渣等運搬処理委託料	△2,900

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									●クリーンステーション鴨川運営・維持管理事業 220 12 委託料 220 ・クリーンステーション鴨川運営・維持管理委託料 220	
3 し尿処理費	269,811	△1,380	268,431			1,303	△2,683	1 報酬 △1,935 3 職員手当等 △891 8 旅費 △68 10 需用費 1,429 12 委託料 145 13 使用料及び賃借料 △60	●職員人件費（衛生センター） △153 3 職員手当等 △153 ・特殊勤務手当 △153 ●し尿処理事務費 △2,801 1 報酬 △1,935 ・会計年度任用職員報酬 △1,935 3 職員手当等 △738 ・会計年度任用職員期末手当 △402 ・会計年度任用職員勤勉手当 △336 8 旅費 △68 ・費用弁償 △68 13 使用料及び賃借料 △60 ・メールシーラー機器リース料 △60 ●し尿処理施設維持管理費 1,424 10 需用費 1,279 ・光熱水費 1,279 12 委託料 145 ・電気保安業務保守委託料 △56 ・し尿受入槽等槽内清掃処理委託料 △264 ・し尿処理施設整備点検委託料 △250 ・し尿処理汚泥運搬業務委託料 141 ・し尿処理汚泥処分業務委託料 574 ●し尿収集車費 150	

										10 需用費	150
										・修繕料	150
計	1,633,547	△37,097	1,596,450	△1,947		△3,441	△31,709				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	13,150	55	13,205				55	1 報酬	55	●農業委員会事務局事務費	55
										1 報酬	55
										・会計年度任用職員報酬	55
3 農業振興費	249,661	9,325	258,986	9,325				18 負担金, 補助及び交付金	9,325	●有害鳥獣対策事業	10,135
										18 負担金, 補助及び交付金	10,135
										・鳥獣被害防止総合対策交付金	10,135
										●飼料用米等拡大支援事業	△810
										18 負担金, 補助及び交付金	△810
										・飼料用米等拡大支援事業補助金	△810
5 農地費	55,574	30,109	85,683		29,800			18 負担金, 補助及び交付金	30,109	●農業生産基盤の整備及び維持管理事業	1,313
										18 負担金, 補助及び交付金	1,313
										・北小町地区県営ほ場整備事業負担金	1,313
										●農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	28,796
										18 負担金, 補助及び交付金	28,796
										・県営基幹水利施設整備事業負担金	2,336
										・県営水利施設等保全高度化事業負担金	26,460
計	458,586	39,489	498,075	9,325	29,800		364				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	62,981	△4,249	58,732		△3,300	1,870	△2,819	12 委託料	△10,531	●林業振興事業	△7,078
								14 工事請負費	△3,652	12 委託料	△7,000
								18 負担金, 補助及び交付金	△78	・ナラ枯れ被害対策事業委託料	△7,000
								24 積立金	10,012	18 負担金, 補助及び交付金	△78

6 農林水産業費

2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・千葉県森林経営管理協議会負担金 △78 ●林道整備事業 △3,652 14 工事請負費 △3,652 ・林道整備工事 △3,652 ●森林整備事業 △3,531 12 委託料 △3,531 ・森林経営管理事業委託料 △3,531 ●基金積立金（森林環境） 10,012 24 積立金 10,012 ・森林環境譲与税基金積立金 10,012	
計	62,981	△4,249	58,732		△3,300	1,870	△2,819			

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

3 漁港管理費	38,403	△28,202	10,201	△14,101	△10,800	△2,753	△548	12 委託料 △2,202 14 工事請負費 △26,000	●漁港施設維持管理事業 △28,202 12 委託料 △2,202 ・設計委託料 △2,202 14 工事請負費 △26,000 ・漁港整備工事 △26,000
計	84,782	△28,202	56,580	△14,101	△10,800	△2,753	△548		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	120,583	△627	119,956			△37	△590	1 報酬 △233 8 旅費 △2 10 需用費 △230 11 役務費 △5 12 委託料 △144 13 使用料及び賃借料 △13	●海水浴場運営事業 △627 1 報酬 △233 ・会計年度任用職員報酬 △233 8 旅費 △2 ・費用弁償 △2 10 需用費 △230 ・消耗品費 △141 ・光熱水費 △57 ・修繕料 △32 11 役務費 △5 ・その他手数料 △5
-------	---------	------	---------	--	--	-----	------	--	--

										12 委託料	△144
										・清掃等委託料	△73
										・海水浴場有資格者監視委託料	△62
										・海水浴場整備作業委託料	△9
										13 使用料及び賃借料	△13
										・電話借上料	△3
										・資材借上料	△10
計	340,706	△627	340,079			△37	△590				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	154,535	△835	153,700	△57		196	△974	1 報酬	△289	●土木総務事務費	△835
								3 職員手当等	△449	1 報酬	△289
								8 旅費	△67	・会計年度任用職員報酬	△289
								12 委託料	△10	3 職員手当等	△449
								18 負担金, 補助及び交付金	△20	・会計年度任用職員期末手当	△223
										・会計年度任用職員勤勉手当	△226
										8 旅費	△67
										・費用弁償	△67
										12 委託料	△10
										・会計年度任用職員健康診断委託料	△10
										18 負担金, 補助及び交付金	△20
										・主要地方道千葉鴨川線改良期成同盟会負担金	△5
										・主要地方道市原天津小湊線改良期成会負担金	△10
										・主要地方道鴨川保田線改良期成同盟会負担金	△5
計	154,535	△835	153,700	△57		196	△974				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	338,098	△16,580	321,518	△6,600	△4,900	△4,000	△1,080	3 職員手当等	△84	●狹隘道路整備事業	△200
								12 委託料	△1,991	16 公有財産購入費	△200
								14 工事請負費	△12,000	・市道用地	△200

8 土木費

2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							16 公有財産購入費	△200	●道路橋梁維持補修事業(支所分) △84	
							18 負担金, 補助及び交付金	△2,305	3 職員手当等 △84 ・会計年度任用職員期末手当 △46 ・会計年度任用職員勤勉手当 △38 ●道路メンテナンス事業 △16,296 12 委託料 △1,991 ・橋梁点検委託料 △1,232 ・長寿命化計画策定業務委託料 △759 14 工事請負費 △12,000 ・維持補修工事 △12,000 18 負担金, 補助及び交付金 △2,305 ・JRこ線橋点検業務負担金 △2,305	
3 道路橋梁新設改良費	168,561	△8,517	160,044			△4,000	△4,517	12 委託料	△8,517	●市道整備事業 △7,167 12 委託料 △7,167 ・設計委託料 △304 ・測量委託料 △6,863 ●社会資本整備総合交付金事業 △1,350 12 委託料 △1,350 ・不動産鑑定委託料 △954 ・測量委託料 △396
計	520,193	△25,097	495,096	△6,600	△4,900	△8,000	△5,597			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

3 河川改修費	26,100	△2,000	24,100				△200	18 負担金, 補助及び交付金	△2,000	●急傾斜地崩壊対策事業 △2,000 18 負担金, 補助及び交付金 △2,000 ・県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 △2,000
計	40,828	△2,000	38,828				△200			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	113	0	113			△34	34				
4 公園費	44,579	△3,656	40,923			△100	△3,556	12 委託料	△36	●公園維持管理事業	△3,656
								14 工事請負費	△3,609	12 委託料	△36
								17 備品購入費	△11	・浄化槽清掃委託料	△12
										・公園遊具点検業務委託料	△24
										14 工事請負費	△3,609
										・公園整備工事	△3,609
										17 備品購入費	△11
										・管理用備品費	△11
計	62,139	△3,656	58,483			△134	△3,522				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	32,738	△3,730	29,008	△2,569		△196	△965	12 委託料	△13	●市営住宅維持管理事業	△530
								14 工事請負費	△517	12 委託料	△13
								18 負担金, 補助及び交付金	△3,200	・浄化槽清掃委託料	△13
										14 工事請負費	△517
										・市営住宅補修工事	△517
										●住宅・建築物耐震改修等事業	△2,000
										18 負担金, 補助及び交付金	△2,000
										・耐震改修等補助金	△2,000
										●地域住宅支援事業	△1,200
										18 負担金, 補助及び交付金	△1,200
										・住宅取得奨励補助金	△1,200
計	32,738	△3,730	29,008	△2,569		△196	△965				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	1,711	△10	1,701				△10	18 負担金, 補助及び交付金	△10	●教育委員会運営事業	△10
										18 負担金, 補助及び交付金	△10
										・研修負担金	△10
2 事務局費	199,887	△995	198,892				△995	1 報酬	△736	●教育委員会事務局事務費	△66
								3 職員手当等	△60	12 委託料	△66
								7 報償費	△35	・特殊建築物等定期点検委託料	△66
								8 旅費	△31		
								12 委託料	△82	●教育振興事業	△50
										7 報償費	△35

10 教育費

1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び賃借料	△36	・賞賜品 △35	
							18 負担金, 補助及び交付金	△15	18 負担金, 補助及び交付金 ・日本スポーツ振興センター 共済掛金 △15	
									●長狭教育振興会事業 △36	
									13 使用料及び賃借料 ・自動車借上料 △36	
									●特別支援教育総合推進事業 △15	
									1 報酬 ・教育支援委員会委員報酬 △15	
									●学習支援員等派遣事業 △543	
									1 報酬 ・会計年度任用職員報酬 △436	
									3 職員手当等 ・会計年度任用職員期末手当 △33	
									・会計年度任用職員勤勉手当 △27	
									8 旅費 ・費用弁償 △31	
									12 委託料 ・会計年度任用職員健康診断 委託料 △16	
									●学校運営協議会推進事業 △285	
									1 報酬 ・学校運営協議会委員報酬 △285	
計	201, 598	△1, 005	200, 593				△1, 005			

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	169, 095	△1, 958	167, 137	25	△500		△1, 483	1 報酬 △448	●小学校管理運営事業 △1, 092
								3 職員手当等 △65	3 職員手当等 △65
								8 旅費 △402	・会計年度任用職員期末手当 △35
								11 役務費 23	・会計年度任用職員勤勉手当 △30
								12 委託料 △853	8 旅費 △402
								14 工事請負費 △165	・費用弁償 △402

								17 備品購入費	△48	11 役務費 23 ・電話料 23 12 委託料 △600 ・送迎用バス運行委託料 △600 17 備品購入費 △48 ・管理用備品費 △48 ●小学校施設改修事業 △418 12 委託料 △253 ・設計委託料 △143 ・監理委託料 △110 14 工事請負費 △165 ・東条小学校屋内運動場トイレ改修工事 △55 ・天津小湊小学校校舎東側トイレ改修工事 △110 ●児童及び教職員健康管理事業 △448 1 報酬 △448 ・学校医報酬 △448
2 教育振興費	79,055	△1,153	77,902	△223			△930	1 報酬 △417 3 職員手当等 △470 8 旅費 △119 12 委託料 △57 13 使用料及び賃借料 1,413 17 備品購入費 △139 19 扶助費 △1,364	●小学校教育振興事業 211 1 報酬 △417 ・会計年度任用職員報酬 △417 3 職員手当等 △470 ・会計年度任用職員期末手当 △256 ・会計年度任用職員勤勉手当 △214 8 旅費 △119 ・費用弁償 △119 12 委託料 △57 ・会計年度任用職員健康診断委託料 △39 ・学力調査委託料 △18 13 使用料及び賃借料 1,413 ・著作権使用料 △16 ・学習支援教材使用料 1,429 17 備品購入費 △139 ・教材用備品費 △139 ●児童援助奨励事業 △1,364	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									19 扶助費 △1,364 ・要保護及び準要保護児童援助費 △892 ・特別支援教育就学奨励費 △472	
計	248,838	△3,111	245,727	△198	△500		△2,413			

(款)10 教育費

(項)3 中学校費

1 学校管理費	88,131	△1,658	86,473				△1,658	1 報酬	△255	●中学校管理運営事業	△1,403
								11 役務費	55	11 役務費	55
								12 委託料	△800	・電話料	55
								17 備品購入費	△658	12 委託料	△800
2 教育振興費	51,366	△1,856	49,510	△48			△1,808			・送迎用バス運行委託料	△800
										17 備品購入費	△658
										・管理用備品費	△658
										●生徒及び教職員健康管理事業	△255
										1 報酬	△255
										・学校医報酬	△255
										1 報酬	△643
										●生徒通学費補助事業	△42
										3 職員手当等	△400
										18 負担金, 補助及び交付金	△42
										・生徒通学費補助金	△42
		8 旅費	△87								
		12 委託料	△35								
		13 使用料及び賃借料	△49								
		17 備品購入費	△43								
		18 負担金, 補助及び交付金	△42								
		19 扶助費	△557								
		1 報酬	△643								
		・会計年度任用職員報酬	△643								
		3 職員手当等	△400								
		・会計年度任用職員期末手当	△218								
		・会計年度任用職員勤勉手当	△182								
		8 旅費	△87								
		・費用弁償	△87								
		12 委託料	△35								
		・会計年度任用職員健康診断委託料	△16								
		・学力調査委託料	△19								
		13 使用料及び賃借料	△49								

										<ul style="list-style-type: none"> ・著作権使用料 ・学習支援教材使用料 17 備品購入費 ・教材用備品費 ●生徒援助奨励事業 19 扶助費 ・要保護及び準要保護生徒援助費 ・特別支援教育就学奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> △12 △37 △43 △43 △557 △557 △466 △91
計	139,497	△3,514	135,983	△48				△3,466			

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	125,613	△4,886	120,727				△4,886	3 職員手当等	△114	●社会教育総務事務費	△30
								7 報償費	△60	11 役務費	△30
								11 役務費	△76	・ボランティア保険料	△30
								17 備品購入費	△4,500	●家庭教育指導員活用事業	△30
								18 負担金, 補助及び交付金	△136	7 報償費	△30
										・講師謝礼	△30
				●青少年海外派遣事業	△99						
				11 役務費	△16						
				・青少年海外派遣旅行傷害保険料	△16						
				18 負担金, 補助及び交付金	△83						
				・青少年海外派遣補助金	△83						
				●生涯学習団体支援事業	△30						
				7 報償費	△30						
				・講師謝礼	△30						
				●移動教室バス事業	△4,614						
				3 職員手当等	△114						
				・会計年度任用職員期末手当	△62						
				・会計年度任用職員勤勉手当	△52						
				17 備品購入費	△4,500						
				・移動教室バス購入費	△4,500						
				●文化活動事業	△53						
				18 負担金, 補助及び交付金	△53						
				・市文化協会活動補助金	△53						

10 教育費

5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									●放課後子ども教室運営事業	△30	
									11 役務費	△30	
									・ボランティア保険料	△30	
2 公民館費	600,930	△764	600,166				△764	3 職員手当等	△486	●公民館事務費	△537
								7 報償費	△50	3 職員手当等	△486
								12 委託料	△106	・会計年度任用職員期末手当	△264
								14 工事請負費	△122	・会計年度任用職員勤勉手当	△222
										12 委託料	△51
										・会計年度任用職員健康診断委託料	△51
										●公民館維持管理費	△177
										12 委託料	△55
										・建築物定期検査委託料	△55
										14 工事請負費	△122
										・維持補修工事	△122
										●公民館教室開催事業	△50
										7 報償費	△50
										・謝礼金	△50
5 青少年研修施設費	2,987	4	2,991				4	8 旅費	4	●青少年研修センター維持管理費	4
										8 旅費	4
										・費用弁償	4
6 郷土資料館費	26,961	△62	26,899				△62	10 需用費	△62	●資料館展示事業	△62
										10 需用費	△62
										・印刷製本費	△62
計	814,835	△5,708	809,127				△5,708				

(款)10 教育費

(項)6 保健体育費

2 体育施設費	107,771	△5,143	102,628			66	△5,209	10 需用費	△3,632	●社会体育施設維持管理費	105
								12 委託料	△1,451	10 需用費	105
								14 工事請負費	△60	・光熱水費	105
										●総合運動施設維持管理費	△3,840
										10 需用費	△3,737

										<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 △4,386 ・修繕料 649 12 委託料 △43 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃委託料 △17 ・特殊建築物等定期点検委託料 △6 ・銘板作成委託料 △20 14 工事請負費 △60 <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線設備工事 △60 ●総合運動施設整備事業 △1,408 12 委託料 △1,408 <ul style="list-style-type: none"> ・設計委託料 △1,408
3 学校給食費	485,115	△4,071	481,044				△4,071	<ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 △10 3 職員手当等 △160 8 旅費 △61 12 委託料 △786 14 工事請負費 △22 17 備品購入費 △3,032 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食センター事務費 △221 3 職員手当等 △160 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員期末手当 △87 ・会計年度任用職員勤勉手当 △73 8 旅費 △61 <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 △61 ●給食センター維持管理費 △872 12 委託料 △786 <ul style="list-style-type: none"> ・厨房機器等保守点検委託料 △725 ・廃水処理施設清掃業務委託料 △61 14 工事請負費 △22 <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備改修工事 △22 17 備品購入費 △64 <ul style="list-style-type: none"> ・給食用備品費 △64 ●給食センター運営委員会運営事業 △10 1 報酬 △10 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター運営委員会委員報酬 △10 ●給食センター設備改修等事業 △2,968 17 備品購入費 △2,968 <ul style="list-style-type: none"> ・給食用備品費 △2,968 	
計	693,936	△9,214	684,722			66	△9,280			

10 教育費

6 保健体育費

(款)12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 元金	1,839,099	1,920	1,841,019				1,920	22 償還金, 利子及び割引料	1,920	●市債元金償還金 22 償還金, 利子及び割引料 ・長期債元金	1,920 1,920 1,920
2 利子	68,824	△2,915	65,909				△2,915	22 償還金, 利子及び割引料	△2,915	●市債利子償還金 22 償還金, 利子及び割引料 ・長期債利子	△2,915 △2,915 △2,915
計	1,907,950	△995	1,906,955				△995				

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		20,859	9,386 4.55	220	30,465	4,925	35,390	
	議員	18	73,661		33,882 4.60		107,543	21,752	129,295	
	その他の 特別職	1,422	52,582				52,582		52,582	
	計	1,443	126,243	20,859	43,268	220	190,590	26,677	217,267	
補正前	長等	3		20,859	9,386 4.55	220	30,465	4,925	35,390	
	議員	18	73,661		33,882 4.60		107,543	21,752	129,295	
	その他の 特別職	1,465	55,059				55,059		55,059	
	計	1,486	128,720	20,859	43,268	220	193,067	26,677	219,744	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の 特別職	△ 43	△ 2,477				△ 2,477		△ 2,477	
	計	△ 43	△ 2,477	0	0	0	△ 2,477	0	△ 2,477	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (380)	332,007	1,540,362	970,376	2,842,745	574,501	3,417,246	
補正前	369 (378)	339,404	1,540,362	981,763	2,861,529	574,854	3,436,383	
比較	0 (2)	△ 7,397	0	△ 11,387	△ 18,784	△ 353	△ 19,137	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		35,613	25,292	4,082	147,466	6,716	691	23,965	389,897	320,277	16,113	264	0
補正前		35,613	25,292	4,683	149,763	7,818	691	23,965	393,909	323,652	16,113	264	0	981,763
比較		0	0	△ 601	△ 2,297	△ 1,102	0	0	△ 4,012	△ 3,375	0	0	0	△ 11,387

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (12)	0	1,540,362	878,468	2,418,830	474,058	2,892,888	
補正前	369 (12)	0	1,540,362	882,468	2,422,830	474,242	2,897,072	
比較	0 (0)	0	0	△ 4,000	△ 4,000	△ 184	△ 4,184	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		35,613	25,292	4,082	147,466	6,716	691	23,965	340,005	278,525	16,113	0	0
補正前		35,613	25,292	4,683	149,763	7,818	691	23,965	340,005	278,525	16,113	0	0	882,468
比較		0	0	△ 601	△ 2,297	△ 1,102	0	0	0	0	0	0	0	△ 4,000

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (368)	332,007	0	91,908	423,915	100,443	524,358	
補正前	0 (366)	339,404	0	99,295	438,699	100,612	539,311	
比較	0 (2)	△ 7,397	0	△ 7,387	△ 14,784	△ 169	△ 14,953	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	0	0	0	0	0	0	0	49,892	41,752	0	264	0	91,908
補正前	0	0	0	0	0	0	0	53,904	45,127	0	264	0	99,295
比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 4,012	△ 3,375	0	0	0	△ 7,387

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	△ 11,387	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 11,387	時間外勤務手当等の減額	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 7年1月1日 現在	平均給料月額(円)	329,460	324,659	305,990		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	386,118	369,808	344,357		346,612	355,031
	平均年齢月数(歳)	45.0	56.5	43.1		48.3	39.5
令和 6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	329,777	326,748	308,251		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	387,124	375,655	350,972		379,137	355,699
	平均年齢月数(歳)	44.8	56.3	42.9		48.2	39.3

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円) 221,300	(円) 短大卒 212,100	(円) 旧中5卒 214,800	
	大学卒	220,000		240,500	227,400	257,100	
国	高校卒	188,000	185,700	短大卒 236,100	短大卒 208,300	旧中5卒 207,700	
	大学卒	220,000		261,400	227,400	255,400	

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 7年1月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	24	9.8										
	6級	28	11.5										
	5級	63	25.8						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.5								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	16	6.6										
	計	244 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)
令和 6年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	23	9.4										
	6級	29	11.9										
	5級	63	25.8						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.5								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	16	6.6										
	計	244 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	369	248	33	73		3	12
昇給に係る職員数 (B) (人)	278	194	12	62		1	9
号給数別内訳	1号給 (人)	1	1				
	2号給 (人)	7	7				
	3号給 (人)	7	6	1			
	4号給 (人)	263	180	11	62	1	9
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	75.3	78.2	36.4	84.9		33.3	75.0

備考 令和6年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和7年1月1日現在)	0.25
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	8.04
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 12 号

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,125 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,926,220 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		99	△ 50	49
	2 国庫補助金	99	△ 50	49
10 繰入金		356,037	21,675	377,712
	1 他会計繰入金	235,566	3,219	238,785
	2 基金繰入金	120,471	18,456	138,927
12 諸収入		7,235	500	7,735
	1 延滞金及び過料	1,500	500	2,000
歳入合計		3,904,095	22,125	3,926,220

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,869,003	0	2,869,003
	1 療養諸費	2,456,877	△ 10,000	2,446,877
	2 高額療養費	402,878	10,000	412,878
9 基金積立金		1	20,000	20,001
	1 基金積立金	1	20,000	20,001
11 諸支出金		6,666	2,125	8,791
	1 償還金及び還付加算金	3,116	2,125	5,241
歳 出 合 計		3,904,095	22,125	3,926,220

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	99	△ 50	49
10 繰入金	356,037	21,675	377,712
12 諸収入	7,235	500	7,735
歳入合計	3,904,095	22,125	3,926,220

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	2,869,003	0	2,869,003				
9 基金積立金	1	20,000	20,001				20,000
11 諸支出金	6,666	2,125	8,791				2,125
歳 出 合 計	3,904,095	22,125	3,926,220				22,125

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 出産育児一時金臨時補助金	50	△50	0	1 出産育児一時金臨時補助金	△50	出産育児一時金臨時補助金 △50
計	99	△50	49			

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	235,566	3,219	238,785	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	260	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	260
				2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	537	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	537
				5 財政安定化支援事業繰入金	1,058	財政安定化支援事業繰入金	1,058
				6 未就学児均等割保険税繰入金	28	未就学児均等割保険税繰入金	28
				7 産前産後保険税繰入金	1,336	産前産後保険税繰入金	1,336
計	235,566	3,219	238,785				

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	120,471	△1,544	118,927	1 財政調整基金繰入金	△1,544	財政調整基金繰入金	△1,544
2 高額療養費等資金貸付基金繰入金	0	20,000	20,000	1 高額療養費等資金貸付基金繰入金	20,000	高額療養費等資金貸付基金繰入金	20,000
計	120,471	18,456	138,927				

(款)12 諸収入

(項)1 延滞金及び過料

1 一般被保険者延滞金	1,500	500	2,000	1 一般被保険者延滞金	500	一般被保険者延滞金	500
計	1,500	500	2,000				

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者療養給付費	2,443,636	△10,000	2,433,636	△10,000			18 負担金, 補助及び交付金	△10,000	●一般被保険者診療報酬 10,000 18 負担金, 補助及び交付金 △10,000 ・一般被保険者診療報酬 △10,000	
計	2,456,877	△10,000	2,446,877	△10,000						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	402,204	10,000	412,204	10,000			18 負担金, 補助及び交付金	10,000	●一般被保険者高額療養費 10,000 18 負担金, 補助及び交付金 10,000 ・一般被保険者高額療養費 10,000
計	402,878	10,000	412,878	10,000					

(款) 9 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整基金積立金	1	20,000	20,001				20,000	24 積立金	20,000	●財政調整基金積立金 20,000 24 積立金 20,000 ・財政調整基金積立金 20,000
計	1	20,000	20,001				20,000			

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	46	2,125	2,171				2,125	22 償還金, 利子及び割引料	2,125	●国庫支出金等返還金 2,125 22 償還金, 利子及び割引料 2,125 ・国県支出金等返還金 2,125
計	3,116	2,125	5,241				2,125			

議案第 13 号

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,403 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,770,076 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,115,057	3,873	1,118,930
	1 国庫負担金	760,735	2,661	763,396
	2 国庫補助金	354,322	1,212	355,534
3 支払基金交付金		1,178,063	4,678	1,182,741
	1 支払基金交付金	1,178,063	4,678	1,182,741
4 県支出金		665,905	2,969	668,874
	1 県負担金	643,176	2,969	646,145
6 繰入金		789,574	4,883	794,457
	1 一般会計繰入金	731,225	1,242	732,467
	2 基金繰入金	58,349	3,641	61,990
歳入合計		4,753,673	16,403	4,770,076

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,919	△ 923	120,996
	3 介護認定審査会費	38,387	△ 923	37,464
2 保険給付費		4,303,718	17,326	4,321,044
	1 介護サービス等諸費	3,940,522	16,065	3,956,587
	4 高額介護サービス等費	100,772	1,261	102,033
歳 出 合 計		4,753,673	16,403	4,770,076

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,115,057	3,873	1,118,930
3 支払基金交付金	1,178,063	4,678	1,182,741
4 県支出金	665,905	2,969	668,874
6 繰入金	789,574	4,883	794,457
歳入合計	4,753,673	16,403	4,770,076

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	121,919	△ 923	120,996				△ 923
2 保険給付費	4,303,718	17,326	4,321,044	6,842		4,678	5,806
歳 出 合 計	4,753,673	16,403	4,770,076	6,842		4,678	4,883

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	760,735	2,661	763,396	1 現年度分	2,661	介護給付費負担金 2,661
計	760,735	2,661	763,396			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	301,261	1,212	302,473	1 現年度分	1,212	調整交付金 1,212
計	354,322	1,212	355,534			

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,162,004	4,678	1,166,682	1 現年度分	4,678	介護給付費交付金 4,678
計	1,178,063	4,678	1,182,741			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	643,176	2,969	646,145	1 現年度分	2,969	介護給付費負担金 2,969
計	643,176	2,969	646,145			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	537,965	2,165	540,130	1 現年度分	2,165	介護給付費繰入金 2,165
4 その他一般会計繰入金	170,531	△923	169,608	2 事務費繰入金	△923	事務費繰入金（介護保険事業分） △923
計	731,225	1,242	732,467			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

2 介護給付費準備基金繰入金	58,349	3,641	61,990	1 介護給付費準備基金繰入金	3,641	介護給付費準備基金繰入金 3,641
----------------	--------	-------	--------	----------------	-------	--------------------

計	58,349	3,641	61,990			
---	--------	-------	--------	--	--	--

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護認定審査会費	11,111	△923	10,188				△923	1 報酬	△923	●介護認定審査会費 1 報酬 ・介護認定審査会委員報酬	△923 △923 △923
計	38,387	△923	37,464				△923				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス等給付費	3,940,522	16,065	3,956,587	6,344		4,338	5,383	18 負担金, 補助及び交付金	16,065	●施設介護サービス給付費 18 負担金, 補助及び交付金 ・施設介護サービス給付費	16,065 16,065 16,065
計	3,940,522	16,065	3,956,587	6,344		4,338	5,383				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	100,772	1,261	102,033	498		340	423	18 負担金, 補助及び交付金	1,261	●高額介護サービス費 18 負担金, 補助及び交付金 ・高額介護サービス費	1,261 1,261 1,261
計	100,772	1,261	102,033	498		340	423				

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
				年間支給率 (月分)					
補正後	長等								
	議員								
	その他の特別職	22	4,885			4,885		4,885	
	計	22	4,885			4,885		4,885	
補正前	長等								
	議員								
	その他の特別職	22	5,808			5,808		5,808	
	計	22	5,808			5,808		5,808	
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	0	△ 923			△ 923		△ 923	
	計	0	△ 923			△ 923		△ 923	

議案第 14 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,825 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 684,706 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		500,311	40,651	540,962
	1 後期高齢者医療保険料	500,311	40,651	540,962
3 繰入金		145,622	△ 10,826	134,796
	1 一般会計繰入金	145,622	△ 10,826	134,796
歳入合計		654,881	29,825	684,706

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,655	80	9,735
	1 総務管理費	675	80	755
2 後期高齢者医療広域連合納付金		639,464	29,745	669,209
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	639,464	29,745	669,209
歳 出 合 計		654,881	29,825	684,706

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	500,311	40,651	540,962
3 繰入金	145,622	△ 10,826	134,796
歳入合計	654,881	29,825	684,706

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	9,655	80	9,735				80
2 後期高齢者医療広域連合納付金	639,464	29,745	669,209				29,745
歳 出 合 計	654,881	29,825	684,706				29,825

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保 険料	273,521	△7,613	265,908	1 現年度分	△7,613	現年度分 △7,613
2 普通徴収保 険料	226,790	48,264	275,054	1 現年度分	27,264	現年度分 27,264
				2 滞納繰越分	21,000	滞納繰越分 21,000
計	500,311	40,651	540,962			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 事務費繰入 金	9,559	80	9,639	1 事務費繰入金	80	事務費繰入金 80
2 保険基盤安 定繰入金	136,063	△10,906	125,157	1 保険基盤安定 繰入金	△10,906	保険基盤安定繰入金 △10,906
計	145,622	△10,826	134,796			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	675	80	755				80	11 役務費	80	●一般管理事務費 11 役務費 ・郵便料	80 80 80
計	675	80	755				80				

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	639,464	29,745	669,209				29,745	18 負担金, 補助 及び交付金	29,745	●後期高齢者医療広域連合納付 金 18 負担金, 補助及び交付金 ・保険基盤安定拠出金 ・後期高齢者医療保険料等負 担金	29,745 29,745 △10,905 40,650
計	639,464	29,745	669,209				29,745				

議案第15号

令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	自 令和6年度 至 令和7年度	23,360

令和7年2月3日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

議案第 17 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度鴨川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,727,116 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳入予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		608,100
	1 国民健康保険税	608,100
4 国庫支出金		37
	2 国庫補助金	37
7 県支出金		2,827,863
	1 県負担金	2,827,863
10 繰入金		267,468
	1 他会計繰入金	242,322
	2 基金繰入金	25,146
11 繰越金		17,288
	1 繰越金	17,288
12 諸収入		6,360
	1 延滞金及び過料	1,500
	2 市預金利子	1
	5 雑入	4,859
歳入合計		3,727,116

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		14,096
	1 総務管理費	8,537
	2 徴税費	5,424
	3 運営協議会費	135
2 保険給付費		2,786,415
	1 療養諸費	2,364,969
	2 高額療養費	412,326
	3 移送費	120
	4 出産育児諸費	5,000
	5 葬祭諸費	4,000
3 国民健康保険事業費納付金		880,559
	1 医療給付費分	601,984
	2 後期高齢者支援金等分	206,477
	3 介護納付金分	72,098
5 保健事業費		40,143
	1 特定健康診査等事業費	21,097
	2 保健事業費	19,046
6 基金積立金		1

款	項	金額
	1 基金積立金	1
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		3,901
	1 償還金及び還付加算金	3,101
	2 繰出金	800
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		3,727,116

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	608,100	586,403	21,697
4 国庫支出金	37	99	△ 62
7 県支出金	2,827,863	2,912,436	△ 84,573
10 繰入金	267,468	339,637	△ 72,169
11 繰越金	17,288	23,710	△ 6,422
12 諸収入	6,360	7,235	△ 875
歳入合計	3,727,116	3,869,520	△ 142,404

(歳 出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	14,096	11,910	2,186				14,096
2 保険給付費	2,786,415	2,868,903	△ 82,488	2,777,415			9,000
3 国民健康保険事業費納付金	880,559	943,704	△ 63,145	36,685			843,874
5 保健事業費	40,143	39,130	1,013	13,000		1,185	25,958
6 基金積立金	1	1	0				1
7 公債費	1	1	0				1
8 諸支出金	3,901	3,871	30	800			3,101
9 予備費	2,000	2,000	0				2,000
歳 出 合 計	3,727,116	3,869,520	△ 142,404	2,827,900		1,185	898,031

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保 険税	608,100	586,400	21,700	1 医療給付費分 現年課税分	394,500	現年課税分 394,500
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	146,800	現年課税分 146,800
				3 介護納付金分 現年課税分	46,800	現年課税分 46,800
				4 医療給付費分 滞納繰越分	14,000	滞納繰越分 14,000
				5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	4,000	滞納繰越分 4,000
				6 介護納付金分 滞納繰越分	2,000	滞納繰越分 2,000
△ 退職被保険 者等国民健 康保険税	0	3	△3			
計	608,100	586,403	21,697			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 災害臨時特 例補助金	37	49	△12	1 災害臨時特例 補助金	37	災害臨時特例補助金 37
△ 出産育児一 時金臨時補 助金	0	50	△50			
計	37	99	△62			

(款) 7 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	2,827,863	2,912,436	△84,573	1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	2,777,415	保険給付費等交付金（普通交付金） 2,777,415
				2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	50,448	保険者努力支援分 12,967 特別調整交付金分 7,324 県繰入金（2号分） 21,769 特定健康診査等負担金 7,588 直営診療施設整備費分 800
計	2,827,863	2,912,436	△84,573			

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰 入金	242,322	235,566	6,756	1 保険基盤安定 繰入金（保険 税軽減分）	128,800	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 128,800
				2 保険基盤安定 繰入金（保険 者支援分）	61,600	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 61,600
				3 事務費等繰入 金	8,491	事務費等繰入金 8,491
				4 出産育児一時 金繰入金	3,333	出産育児一時金繰入金 3,333
				5 財政安定化支 援事業繰入金	38,959	財政安定化支援事業繰入金 38,959
				6 未就学児均等 割保険税繰入 金	1,000	未就学児均等割保険税繰入金 1,000
				7 産前産後保険 税繰入金	139	産前産後保険税繰入金 139
計	242,322	235,566	6,756			

(款)10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	25,146	104,071	△78,925	1 財政調整基金繰入金	25,146	財政調整基金繰入金	25,146
計	25,146	104,071	△78,925				

(款)11 繰越金

(項) 1 繰越金

2 その他繰越金	17,288	23,710	△6,422	1 その他繰越金	17,288	前年度繰越金	17,288
計	17,288	23,710	△6,422				

(款)12 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

1 延滞金	1,500	1,500	0	1 延滞金	1,500	国民健康保険税延滞金	1,500
計	1,500	1,500	0				

(款)12 諸収入

(項) 2 市預金利子

1 市預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

(款)12 諸収入

(項) 5 雑入

2 第三者納付金	2,874	2,954	△80	1 第三者納付金	2,874	第三者納付金	2,874
4 返納金	800	800	0	1 返納金	800	返納金	800
6 雑入	1,185	1,980	△795	1 雑入	1,185	健康診査自己負担金	1,185
計	4,859	5,734	△875				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	7,054	6,633	421				7,054	10 需用費 932	●一般管理事務費 2,932	
								11 役務費 2,392	10 需用費 859	
								12 委託料 2,895	・ 消耗品費 330	
								13 使用料及び賃借料 800	・ 印刷製本費 529	
								18 負担金, 補助及び交付金 35	11 役務費 81	
									・ コンピュータ用専用回線使用料 48	
									・ その他手数料 33	
									12 委託料 1,192	
									・ 高額療養費入力データ作成委託料 114	
									・ 療養費支給申請入力業務委託料 33	
									・ 高額療養費支給システム保守委託料 132	
									・ 国保報告システム保守委託料 253	
									・ 高額療養費支給システム改修業務委託料(標準化対応) 660	
									13 使用料及び賃借料 800	
									・ 模写電送装置リース料 27	
									・ 高額療養費支給システムリース料 773	
									●保険事務電算共同処理事業 2,346	
									11 役務費 2,311	
									・ 電算処理手数料 2,311	
									18 負担金, 補助及び交付金 35	
									・ 国保標準事務処理システム負担金 35	
									●レセプト点検事務事業 1,776	

										10 需用費	73	
										・消耗品費	73	
										12 委託料	1,703	
										・レセプト点検委託料	1,380	
										・電算処理委託料	323	
2 連合会負担金	1,483	1,602	△119				1,483	18 負担金, 補助及び交付金	1,483	●国保連合会負担金	1,483	
										18 負担金, 補助及び交付金	1,483	
										・県国保連合会負担金	1,244	
										・オンライン資格確認運営負担金	239	
計	8,537	8,235	302				8,537					

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 賦課徴収費	5,424	3,540	1,884				5,424	10 需用費	2,399	●賦課徴収事務費	5,424
								11 役務費	2,146	10 需用費	2,399
								12 委託料	274	・消耗品費	99
								13 使用料及び賃借料	309	・印刷製本費	2,300
								18 負担金, 補助及び交付金	296	11 役務費	2,146
										・郵便料	1,293
										・口座振替等手数料	144
										・コンビニ収納事務手数料	709
										12 委託料	274
										・口座振替委託料	118
										・納付書ブックング及び封入封緘業務委託料	156
										13 使用料及び賃借料	309
										・地方税ポータルシステム使用料	104
										・預貯金等電子照会サービス利用料	183
										・口座振替システム使用料	22
										18 負担金, 補助及び交付金	296
										・地方税共同機構負担金	296
計	5,424	3,540	1,884				5,424				

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(単位 千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 運営協議会費	135	135	0				135	1 報酬 8 旅費 18 負担金, 補助及び交付金	105 26 4	●国保運営協議会運営事業 1 報酬 ・国民健康保険運営協議会委員報酬 8 旅費 ・費用弁償 18 負担金, 補助及び交付金 ・研修負担金	135 105 105 26 26 4 4
計	135	135	0				135				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 療養給付費	2,348,940	2,443,636	△94,696	2,348,940				18 負担金, 補助及び交付金	2,348,940	●診療報酬 18 負担金, 補助及び交付金 ・診療報酬	2,348,940 2,348,940 2,348,940
3 療養費	10,074	9,448	626	10,074				18 負担金, 補助及び交付金	10,074	●療養費 18 負担金, 補助及び交付金 ・療養費	10,074 10,074 10,074
5 審査支払手数料	5,955	3,793	2,162	5,955				11 役務費	5,955	●診療報酬審査支払手数料 11 役務費 ・診療報酬審査支払手数料	5,955 5,955 5,955
計	2,364,969	2,456,877	△91,908	2,364,969							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 高額療養費	412,193	402,204	9,989	412,193				18 負担金, 補助及び交付金	412,193	●高額療養費 18 負担金, 補助及び交付金 ・高額療養費	412,193 412,193 412,193
3 高額介護合算療養費	133	674	△541	133				18 負担金, 補助及び交付金	133	●高額介護合算療養費 18 負担金, 補助及び交付金 ・高額介護合算療養費	133 133 133
計	412,326	402,878	9,448	412,326							

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

1 移送費	120	100	20	120				18 負担金, 補助 及び交付金	120	●移送費	120
										18 負担金, 補助及び交付金 ・移送費	120
計	120	100	20	120							

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

1 出産育児一時金	5,000	5,000	0				5,000	18 負担金, 補助 及び交付金	5,000	●出産育児一時金	5,000
										18 負担金, 補助及び交付金 ・出産育児一時金	5,000
計	5,000	5,000	0				5,000				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

1 葬祭費	4,000	4,000	0				4,000	18 負担金, 補助 及び交付金	4,000	●葬祭費	4,000
										18 負担金, 補助及び交付金 ・葬祭費	4,000
計	4,000	4,000	0				4,000				

(款) 2 保険給付費

(項) △傷病手当金

△傷病手当金	0	48	△48								
計	0	48	△48								

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 医療給付費分	601,984	638,480	△36,496	36,685			565,299	18 負担金, 補助 及び交付金	601,984	●医療給付費分	601,984
										18 負担金, 補助及び交付金 ・医療給付費納付金	601,984
計	601,984	638,480	△36,496	36,685			565,299				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	206,477	227,299	△20,822				206,477	18 負担金, 補助 及び交付金	206,477	●後期高齢者支援金等分	206,477
										18 負担金, 補助及び交付金 ・後期高齢者支援金等納付金	206,477
計	206,477	227,299	△20,822				206,477				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	72,098	77,925	△5,827				72,098	18 負担金, 補助 及び交付金	72,098	●介護納付金分	72,098
										18 負担金, 補助及び交付金	72,098

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									・介護納付金	72,098
計	72,098	77,925	△5,827				72,098			

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

1 特定健康診 査等事業費	21,097	20,572	525	7,625		1,185	12,287	7 報償費		●特定健康診査等事業費	21,097
								240	7 報償費		
								10 需用費	372	7 報償費	240
								11 役務費	1,539	・看護師等謝礼金	240
								12 委託料	18,946	10 需用費	372
										・消耗品費	135
										・印刷製本費	237
										11 役務費	1,539
										・郵便料	1,539
										12 委託料	18,946
										・プログラム修正委託料	297
										・電算処理委託料	734
										・封入封緘業務委託料	137
										・健康診査委託料	17,778
計	21,097	20,572	525	7,625		1,185	12,287				

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生普 及費	13,714	13,784	△70	43			13,671	8 旅費		●保健衛生普及費事業	5,756
								11	8 旅費		
								10 需用費	573	8 旅費	11
								11 役務費	5,287	・普通旅費	11
								12 委託料	43	10 需用費	543
								18 負担金, 補助 及び交付金	7,800	・消耗品費	87
										・印刷製本費	456
										11 役務費	5,202
										・郵便料	5,064
										・コンピュータ用専用回線使 用料	138
										●ジェネリック医薬品普及促進 事業	158
										10 需用費	30

										<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 30 11 役務費 85 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 85 12 委託料 43 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知作成委託料 40 ・ジェネリック医薬品差額通知コールセンター委託料 3 ●短期人間ドック利用助成事業 7,800 18 負担金, 補助及び交付金 7,800 <ul style="list-style-type: none"> ・短期人間ドック補助金 7,800
2 国保保健指導事業	5,332	4,774	558	5,332				12 委託料	5,332	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査受診率向上事業 5,332 12 委託料 5,332 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診勧奨業務委託料 5,332
計	19,046	18,558	488	5,375					13,671	

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整基金積立金	1	1	0					24 積立金	1	<ul style="list-style-type: none"> ●財政調整基金積立金 1 24 積立金 1 <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金積立金 1
計	1	1	0						1	

(款) 7 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	1	1	0					22 償還金, 利子及び割引料	1	<ul style="list-style-type: none"> ●一時借入金利子 1 22 償還金, 利子及び割引料 1 <ul style="list-style-type: none"> ・一時借入金利子 1
計	1	1	0						1	

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 国民健康保険税等過誤納還付金	3,100	3,000	100					22 償還金, 利子及び割引料	3,100	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税等過誤納還付金 3,100 22 償還金, 利子及び割引料 3,100 <ul style="list-style-type: none"> ・還付金及び還付加算金 3,100
3 償還金	1	1	0					22 償還金, 利子及び割引料	1	<ul style="list-style-type: none"> ●国庫支出金等返還金 1 22 償還金, 利子及び割引料 1

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									・ 国県支出金等返還金 1	
△ 退職被保険者等保険税還付金	0	30	△30							
△ 一般被保険者保険税還付加算金	0	30	△30							
△ 退職被保険者等保険税還付加算金	0	5	△5							
△ 一般被保険者保険税延滞金還付金	0	5	△5							
計	3,101	3,071	30				3,101			

(款) 8 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 直営診療施設勘定繰出金	800	800	0	800				27 繰出金	800	●直営診療施設勘定繰出金 800 27 繰出金 800 ・直営診療施設勘定繰出金 800
計	800	800	0	800						

(款) 9 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	2,000	2,000	0				2,000			●予備費 2,000 29 予備費 2,000
計	2,000	2,000	0				2,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
				年 間 支 給 率 (月分)					
本 年 度	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	7	105			105		105	
	計	7	105			105		105	
前 年 度	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	7	105			105		105	
	計	7	105			105		105	
比 較	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	0	0			0		0	
	計	0	0			0		0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込) 額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料 令和6年12月議決	253			令和7年度 まで	253				253
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料 令和6年12月議決	132			令和7年度 まで	132				132
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料 令和6年12月議決	773			令和7年度 まで	773				773
市税等コンビニ収納事業 令和6年12月議決	709			令和7年度 まで	709				709
口座振替に係る委託料 令和6年12月議決	118			令和7年度 まで	118				118
徴収業務に係るシステム等 使用料 令和6年12月議決	309			令和7年度 まで	309				309
特定健康診査受診勧奨に係る 業務委託料 令和6年12月議決	5,332			令和7年度 まで	5,332	5,332			

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算

令和 7 年度鴨川市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,911,489 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		909,790
	1 介護保険料	909,790
2 国庫支出金		1,194,598
	1 国庫負担金	816,469
	2 国庫補助金	378,129
3 支払基金交付金		1,269,906
	1 支払基金交付金	1,269,906
4 県支出金		715,380
	1 県負担金	692,637
	2 県補助金	22,743
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		818,732
	1 一般会計繰入金	772,012
	2 基金繰入金	46,720
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,081

	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3,078
歳入合計		4,911,489

款	項	金 額
1 総務費		122,385
	1 総務管理費	81,807
	2 徴収費	4,154
	3 介護認定審査会費	36,237
	4 趣旨普及費	187
2 保険給付費		4,643,402
	1 介護サービス等諸費	4,275,373
	2 介護予防サービス等諸費	110,648
	3 その他諸費	3,464
	4 高額介護サービス等費	100,772
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,150
	6 特定入所者介護サービス等費	142,995
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 地域支援事業費		142,238
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	56,657
	2 一般介護予防事業費	3,123
	3 包括的支援事業・任意事業費	82,287
	4 その他諸費	171

6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		1,461
	1 償還金及び還付加算金	1,461
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		4,911,489

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	自 令和7年度 至 令和8年度	3,993

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	909,790	917,748	△ 7,958
2 国庫支出金	1,194,598	1,115,057	79,541
3 支払基金交付金	1,269,906	1,178,063	91,843
4 県支出金	715,380	660,704	54,676
5 財産収入	1	1	0
6 繰入金	818,732	729,329	89,403
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	3,081	3,157	△ 76
歳入合計	4,911,489	4,604,060	307,429

(歳 出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	122,385	120,022	2,363				122,385
2 保険給付費	4,643,402	4,303,718	339,684	1,834,143		1,834,143	975,116
3 財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
5 地域支援事業費	142,238	142,072	166	75,828		42,000	24,410
6 基金積立金	1	34,656	△ 34,655			1	
7 公債費	1	1	0				1
8 諸支出金	1,461	1,590	△ 129				1,461
9 予備費	2,000	2,000	0				2,000
歳 出 合 計	4,911,489	4,604,060	307,429	1,909,971		1,876,144	1,125,374

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保 険者保険料	909,790	917,748	△7,958	1 現年度分特別 徴収保険料	829,804	現年度分 829,804
				2 現年度分普通 徴収保険料	79,448	現年度分 79,448
				3 滞納繰越分	538	滞納繰越分 538
計	909,790	917,748	△7,958			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費 負担金	816,469	760,735	55,734	1 現年度分	816,468	介護給付費負担金 816,468
				2 過年度分	1	介護給付費負担金 1
計	816,469	760,735	55,734			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	325,039	301,261	23,778	1 現年度分	325,038	調整交付金 325,038
				2 過年度分	1	調整交付金 1
2 地域支援事 業交付金 (介 護予防・日 常生活支 援総合事業)	14,988	14,869	119	1 現年度分	14,987	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 14,987
				2 過年度分	1	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 1
3 地域支援事 業交付金 (介 護予防・日 常生活支 援総合事業 以外)	30,498	30,588	△90	1 現年度分	30,497	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外) 30,497
				2 過年度分	1	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外) 1

(単位 千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
7 介護保険災害臨時特例補助金	1	1	0	1 介護保険災害臨時特例補助金	1	介護保険災害臨時特例補助金 1
8 保険者機能強化推進交付金	7,603	7,603	0	1 現年度分	7,603	保険者機能強化推進交付金 2,649 介護保険保険者努力支援交付金 4,954
計	378,129	354,322	23,807			

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,253,719	1,162,004	91,715	1 現年度分	1,253,718	介護給付費交付金 1,253,718
				2 過年度分	1	介護給付費交付金 1
2 地域支援事業支援交付金	16,187	16,059	128	1 現年度分	16,186	地域支援事業支援交付金 16,186
				2 過年度分	1	地域支援事業支援交付金 1
計	1,269,906	1,178,063	91,843			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	692,637	637,975	54,662	1 現年度分	692,636	介護給付費負担金 692,636
				2 過年度分	1	介護給付費負担金 1
計	692,637	637,975	54,662			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,494	7,435	59	1 現年度分	7,493	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,493
				2 過年度分	1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1

2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	15,249	15,294	△45	1 現年度分	15,248	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	15,248
				2 過年度分	1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	1
計	22,743	22,729	14				

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	1	1	0	1 基金利子	1	介護給付費準備基金利子	1
計	1	1	0				

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	580,426	537,965	42,461	1 現年度分	580,425	介護給付費繰入金	580,425
				2 過年度分	1	介護給付費繰入金	1
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,494	7,435	59	1 現年度分	7,493	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,493
				2 過年度分	1	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	15,249	15,294	△45	1 現年度分	15,248	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	15,248
				2 過年度分	1	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	1
4 その他一般会計繰入金	168,843	168,635	208	1 職員給与費等繰入金	71,204	職員給与費等繰入金（介護保険職員分）	48,231
				2 事務費繰入金	51,180	職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分） 事務費繰入金（介護保険事業分）	22,973 51,180

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 その他一般会 計繰入金	46,459	低所得者保険料軽減繰入金 46,459
計	772,012	729,329	42,683			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

2 介護給付費 準備基金繰 入金	46,720	0	46,720	1 介護給付費準 備基金繰入金	46,720	介護給付費準備基金繰入金 46,720
計	46,720	0	46,720			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

1 第1号被保 険者延滞金	1	1	0	1 第1号被保 険者延滞金	1	第1号被保険者延滞金 1
2 過料	1	1	0	1 過料	1	過料 1
計	2	2	0			

(款) 8 諸収入

(項) 2 市預金利子

1 市預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子 1
計	1	1	0			

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

1 第三者納付 金	1	1	0	1 第三者納付金	1	第三者納付金 1
2 返納金	2	2	0	1 返納金	2	介護給付費返納金 介護保険料返納金 1 1
3 雑入	3,075	3,151	△76	1 雑入	3,075	配食サービス利用料 3,072

						配食サービス利用料（滞納繰越分）	1
						成年後見等審判請求費用本人負担分	1
						成年後見等審判請求費用本人負担分（過年度分）	1
計	3,078	3,154	△76				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	81,807	78,672	3,135				81,807		●職員人件費（介護保険） 48,231 2 給料 22,623 ・一般職給料 22,623 3 職員手当等 11,997 ・通勤手当 546 ・時間外勤務手当 2,074 ・期末手当 4,635 ・勤勉手当 3,866 ・住居手当 336 ・児童手当 540 4 共済費 6,473 ・職員共済組合一般負担金 5,953 ・職員共済組合追加費用 450 ・公務災害補償掛金 70 18 負担金、補助及び交付金 7,138 ・千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金 7,118 ・千葉県市町村職員互助会負担金 20 ●職員人件費（福祉総合相談センター） 22,973 2 給料 12,452 ・一般職給料 12,452 3 職員手当等 6,624 ・扶養手当 360 ・通勤手当 290 ・時間外勤務手当 931 ・期末手当 2,764 ・勤勉手当 2,259 ・児童手当 20 4 共済費 3,897	

										<ul style="list-style-type: none"> ・職員共済組合一般負担金 3,897 ●一般事務管理費（介護保険） 10,603 1 報酬 70 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会委員報酬 70 8 旅費 7 <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 7 10 需用費 384 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 9 ・印刷製本費 348 ・修繕料 27 11 役務費 1,284 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 1,155 ・コンピュータ用専用回線使用料 96 ・損害賠償求償事務手数料 33 12 委託料 5,561 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託料 4,901 ・介護保険システム運用支援業務委託料 660 13 使用料及び賃借料 3,297 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険指定機関等管理システム使用料 693 ・介護報酬等検索システム利用料 32 ・介護保険システム使用料 2,572
計	81,807	78,672	3,135				81,807			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 賦課徴収費	4,154	2,973	1,181				4,154	10 需用費	2,123	●賦課徴収費	4,154
								11 役務費	1,892	10 需用費	2,123
								12 委託料	139	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 174 ・印刷製本費 1,949 	
										11 役務費	1,892
										<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 1,641 	1,641

1 総務費

2 徴収費

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替等手数料 37 ・コンビニ収納事務手数料 150 ・経由事務手数料 64 12 委託料 139 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替委託料 99 ・納付書ブックイング及び封入封緘業務委託料 40 	
計	4,154	2,973	1,181				4,154			

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	6,679	11,111	△4,432				6,679	1 報酬	5,063	●介護認定審査会費 6,679 1 報酬 5,063 ・介護認定審査会委員報酬 5,063 8 旅費 87 ・費用弁償 87 10 需用費 183 ・消耗品費 158 ・印刷製本費 25 11 役務費 251 ・郵便料 251 12 委託料 352 ・認定審査会システム保守委託料 132 ・認定審査会システムサーバー撤去委託料 220 13 使用料及び賃借料 743 ・介護保険システム使用料 743
								8 旅費	87	
								10 需用費	183	
								11 役務費	251	
								12 委託料	352	
								13 使用料及び賃借料	743	
2 認定調査等費	29,558	27,046	2,512				29,558	1 報酬	16,007	●認定調査等費 29,558 1 報酬 16,007 ・会計年度任用職員報酬 16,007 3 職員手当等 4,339 ・会計年度任用職員期末手当 2,358 ・会計年度任用職員勤勉手当 1,981
								3 職員手当等	4,339	
								8 旅費	700	
								10 需用費	12	
								11 役務費	8,214	
								12 委託料	286	

										8 旅費	700
										・費用弁償	695
										・普通旅費	5
										10 需用費	12
										・消耗品費	12
										11 役務費	8,214
										・郵便料	56
										・主治医意見書作成手数料	8,158
										12 委託料	286
										・会計年度任用職員健康診断委託料	48
										・介護認定調査委託料	238
計	36,237	38,157	△1,920				36,237				

(款) 1 総務費

(項) 4 趣旨普及費

1 趣旨普及費	187	220	△33				187	10 需用費	187	●趣旨普及費	187
										10 需用費	187
										・印刷製本費	187
計	187	220	△33				187				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス等給付費	4,275,373	3,940,522	334,851	1,688,771		1,688,771	897,831	18 負担金, 補助及び交付金	4,275,373	●居宅介護サービス給付費	1,478,291
										18 負担金, 補助及び交付金	1,478,291
										・居宅介護サービス給付費	1,478,291
										●特例居宅介護サービス給付費	50
										18 負担金, 補助及び交付金	50
										・特例居宅介護サービス給付費	50
										●地域密着型介護サービス給付費	587,970
										18 負担金, 補助及び交付金	587,970
										・地域密着型介護サービス給付費	587,970
										●特例地域密着型介護サービス給付費	50
										18 負担金, 補助及び交付金	50

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例地域密着型介護サービス給付費 50 ●施設介護サービス給付費 1,979,804 18 負担金, 補助及び交付金 1,979,804 ・ 施設介護サービス給付費1,979,804 ●特例施設介護サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 ・ 特例施設介護サービス給付費 50 ●居宅介護福祉用具購入費 4,752 18 負担金, 補助及び交付金 4,752 ・ 居宅介護福祉用具購入費 4,752 ●居宅介護住宅改修費 10,407 18 負担金, 補助及び交付金 10,407 ・ 居宅介護住宅改修費 10,407 ●居宅介護サービス計画給付費213,949 18 負担金, 補助及び交付金 213,949 ・ 居宅介護サービス計画給付費 213,949 ●特例居宅介護サービス計画給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 ・ 特例居宅介護サービス計画給付費 50 	
計	4,275,373	3,940,522	334,851	1,688,771		1,688,771	897,831			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス等給付費	110,648	109,415	1,233	43,704		43,708	23,236	18 負担金, 補助及び交付金	110,648	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス給付費 89,546 18 負担金, 補助及び交付金 89,546 ・ 介護予防サービス給付費 89,546 ●特例介護予防サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50
----------------	---------	---------	-------	--------	--	--------	--------	-----------------	---------	--

										<ul style="list-style-type: none"> ・特例介護予防サービス給付費 50 ●地域密着型介護予防サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護予防サービス給付費 50 ●特例地域密着型介護予防サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 <ul style="list-style-type: none"> ・特例地域密着型介護予防サービス給付費 50 ●介護予防福祉用具購入費 1,228 18 負担金, 補助及び交付金 1,228 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具購入費 1,228 ●介護予防住宅改修費 4,688 18 負担金, 補助及び交付金 4,688 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防住宅改修費 4,688 ●介護予防サービス計画給付費 14,986 18 負担金, 補助及び交付金 14,986 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画給付費 14,986 ●特例介護予防サービス計画給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 <ul style="list-style-type: none"> ・特例介護予防サービス計画給付費 50
計	110,648	109,415	1,233	43,704		43,708	23,236			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他諸費

1 審査支払手数料	3,464	3,464	0	1,368		1,367	729	11 役務費	3,464	<ul style="list-style-type: none"> ●審査支払手数料 3,464 11 役務費 3,464 <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払手数料 3,464
計	3,464	3,464	0	1,368		1,367	729			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 高額介護サービス費	100,772	100,772	0	39,805		39,805	21,162	18 負担金, 補助及び交付金	100,772	●高額介護サービス費 100,772 18 負担金, 補助及び交付金 100,772 ・高額介護サービス費 100,772
計	100,772	100,772	0	39,805		39,805	21,162			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	10,150	10,150	0	4,010		4,009	2,131	18 負担金, 補助及び交付金	10,150	●高額医療合算介護サービス費 10,150 18 負担金, 補助及び交付金 10,150 ・高額医療合算介護サービス費 10,150
△ 高額医療合算介護予防サービス費	0	68	△68							
計	10,150	10,218	△68	4,010		4,009	2,131			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス等給付費	142,895	139,227	3,668	56,443		56,443	30,009	18 負担金, 補助及び交付金	142,895	●特定入所者介護サービス給付費 142,845 18 負担金, 補助及び交付金 142,845 ・特定入所者介護サービス給付費 142,845 ●特例特定入所者介護サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 ・特例特定入所者介護サービス給付費 50
2 特定入所者介護予防サービス等給付費	100	100	0	42		40	18	18 負担金, 補助及び交付金	100	●特定入所者介護予防サービス給付費 50 18 負担金, 補助及び交付金 50 ・特定入所者介護予防サービス給付費 50 ●特例特定入所者介護予防サービス給付費 50

										18 負担金, 補助及び交付金 ・特例特定入所者介護予防サ ービス給付費	50 50
計	142,995	139,327	3,668	56,485		56,483	30,027				

(款) 3 財政安定化基金拠出金

(項) 1 財政安定化基金拠出金

1 財政安定化 基金拠出金	1	1	0				1	18 負担金, 補助 及び交付金	1	●財政安定化基金拠出金 18 負担金, 補助及び交付金 ・財政安定化基金拠出金	1 1 1
計	1	1	0				1				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・ 生活支援サ ービス事業 費	51,207	49,500	1,707	21,850		20,227	9,130	18 負担金, 補助 及び交付金	51,207	●介護予防・生活支援サー ビス事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・高額医療合算介護予防サ ービス費 ・第一号訪問事業負担金 ・第一号通所事業負担金 ・高額介護予防サービス費等 相当額負担金	51,207 51,207 140 25,062 25,855 150
2 介護予防ケ アマネジメ ント事業費	5,450	6,383	△933	2,044		2,152	1,254	10 需用費	16	●介護予防ケアマネジメント事 業 10 需用費 ・消耗品費 12 委託料 ・第一号介護予防支援業務委 託料 18 負担金, 補助及び交付金 ・第一号介護予防支援事業負 担金	5,450 16 16 5,327 5,327 107 107
								12 委託料	5,327		
								18 負担金, 補助 及び交付金	107		
計	56,657	55,883	774	23,894		22,379	10,384				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予 防事業費	3,123	3,418	△295	1,171		1,233	719	10 需用費 12 委託料	174 2,949	●介護予防普及啓発事業 10 需用費	3,105 156
-----------------	-------	-------	------	-------	--	-------	-----	------------------	--------------	-----------------------	--------------

5 地域支援事業費

2 一般介護予防事業費

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 156 12 委託料 2,949 ・ 食生活改善推進活動事業委託料 408 ・ 介護予防普及啓発等事業委託料 2,541 ● 介護予防把握事業 18 10 需用費 18 ・ 消耗品費 18 	
計	3,123	3,418	△295	1,171		1,233	719			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

1 地域包括支援センター 一般管理費	6,473	5,969	504	3,737		1,245	1,491	1 報酬	4,549	● 一般管理事務費 6,473
								3 職員手当等	1,744	1 報酬 4,549
								8 旅費	164	・ 会計年度任用職員報酬 4,549
								12 委託料	16	3 職員手当等 1,744
2 地域包括支援センター 事業費	39,731	40,386	△655	27,899		7,647	4,185	7 報償費	60	● 総合相談事業 734
								8 旅費	10	10 需用費 404
								10 需用費	509	・ 消耗品費 29
								11 役務費	330	・ 燃料費 325
								12 委託料	23,299	・ 修繕料 50
								18 負担金、補助 及び交付金	15,523	11 役務費 330
		・ 電話料 330								
		● 権利擁護事業 14								
		7 報償費 10								
		・ 報償金 10								

									10 需用費 ・消耗品費	4 4	
									●包括的・継続的ケアマネジ メント支援事業	62	
									10 需用費 ・消耗品費	4 4	
									18 負担金, 補助及び交付金 ・研修負担金	58 58	
									●地域包括支援センターサブセ ンター事業	38,764	
									12 委託料 ・地域包括支援センターサブ センター業務委託料	23,299 23,299	
									18 負担金, 補助及び交付金 ・福祉総合相談センター業務 運営負担金	15,465 15,465	
									●権利擁護事業（高齢者虐待防 止対策事業）	157	
									7 報償費 ・報償金	50 50	
									8 旅費 ・費用弁償	10 10	
									10 需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費	97 66 31	
3 任意事業費	27,083	27,160	△77	13,866		7,696	5,521	1 報酬	389	●介護給付等費用適正化事業（ サービス事業者振興事業）	1,430
								8 旅費	115	8 旅費 ・普通旅費	6 6
								10 需用費	624	10 需用費 ・消耗品費	38 38
								11 役務費	448	12 委託料 ・ソフトウェア保守委託料	1,386 1,386
								12 委託料	21,099	●成年後見制度利用支援事業	4,736
								18 負担金, 補助 及び交付金	4,333	11 役務費 ・後見開始等審判請求手数料	389 389
								19 扶助費	75		

5 地域支援事業費

3 包括的支援事業・任意事業費

										<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム業務委託料 4,020 ●認知症家族介護支援事業 20 12 委託料 20 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症家族のつどい開催委託料 20 ●地域自立生活支援事業（地域認知症サポーター養成講座開催事業） 21 10 需用費 21 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 21 ●地域自立支援事業（高齢者孤立防止事業） 2,435 10 需用費 24 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 24 12 委託料 2,411 <ul style="list-style-type: none"> ・独居老人等安否確認委託料 2,411 ●家族介護支援事業（認知症高齢者徘徊防止・早期発見支援事業） 37 10 需用費 37 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 37 	
4 在宅医療・介護連携推進事業費	3,072	2,960	112	1,773		591	708	7 報償費	21	●在宅医療・介護連携推進事業 3,072	
								10 需用費	28		7 報償費 21
								18 負担金, 補助及び交付金	3,023		<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金 21 10 需用費 28 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 28 18 負担金, 補助及び交付金 3,023 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業負担金 2,983 ・安房地域包括ケア連絡会負担金 40
5 生活支援体制整備事業費	5,577	5,773	△196	3,221		1,074	1,282	12 委託料	5,577	●生活支援体制整備事業 5,577	
										12 委託料 5,577	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業委託料 5,577

5 地域支援事業費

3 包括的支援事業・任意事業費

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本年度の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
6 認知症総合 支援事業費	321	319	2	185		62	74	7 報償費	90	●認知症初期集中支援チーム事業 188 7 報償費 ・報償金 8 旅費 ・研修旅費 12 委託料 ・認知症初期集中支援業務委 託料 18 負担金, 補助及び交付金 ・研修負担金 ●認知症地域支援・ケア向上事 業 133 8 旅費 ・研修旅費 10 需用費 ・消耗品費 11 役務費 ・通信サービス利用料 18 負担金, 補助及び交付金 ・研修負担金 30 7 報償費 ・報償金
								8 旅費	26	
								10 需用費	31	
								11 役務費	51	
								12 委託料	45	
								18 負担金, 補助 及び交付金	78	
7 報償費	30	●地域ケア会議推進事業								
7 地域ケア会 議推進事業 費	30	30	0	18		6	6	7 報償費	30	7 報償費 ・報償金
計	82,287	82,597	△310	50,699		18,321	13,267			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 4 その他諸費

1 審査支払手 数料	171	174	△3	64		67	40	11 役務費	171	●審査支払手数料 11 役務費 ・審査支払手数料	171 171 171
計	171	174	△3	64		67	40				

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	1	34,656	△34,655				1	24 積立金	1	●介護給付費準備基金積立金	1
										24 積立金	1
										・介護給付費準備基金積立金	1
計	1	34,656	△34,655				1				

(款) 7 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	1	1	0				1	22 償還金, 利子及び割引料	1	●公債費	1
										22 償還金, 利子及び割引料	1
										・一時借入金利子	1
計	1	1	0				1				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険料還付金	1,410	1,539	△129				1,410	22 償還金, 利子及び割引料	1,410	●第1号被保険者保険料還付金	1,410
										22 償還金, 利子及び割引料	1,410
										・介護保険料過誤納還付金	1,410
2 償還金	1	1	0				1	22 償還金, 利子及び割引料	1	●国県支出金等返還金	1
										22 償還金, 利子及び割引料	1
										・国県支出金等返還金	1
3 第1号被保険者保険料還付加算金	50	50	0				50	22 償還金, 利子及び割引料	50	●第1号被保険者保険料還付加算金	50
										22 償還金, 利子及び割引料	50
										・介護保険料還付加算金	50
計	1,461	1,590	△129				1,461				

(款) 9 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	2,000	2,000	0				2,000			●予備費	2,000
										29 予備費	2,000
計	2,000	2,000	0				2,000				

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
				年間支給率 (月分)					
本年度	長等								
	議員								
	その他の 特別職	22	5,133			5,133		5,133	
	計	22	5,133			5,133		5,133	
前年度	長等								
	議員								
	その他の 特別職	22	5,808			5,808		5,808	
	計	22	5,808			5,808		5,808	
比較	長等								
	議員								
	その他の 特別職	0	△ 675			△ 675		△ 675	
	計	0	△ 675			△ 675		△ 675	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	9 (21)	20,945	35,075	24,144	80,164	10,370	90,534	
前年度	9 (20)	17,726	34,935	24,133	76,794	10,398	87,192	
比較	0 (1)	3,219	140	11	3,370	△ 28	3,342	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度	360	836	0	3,005	0	0	0	10,705	8,902	336	0	0	24,144
	前年度	360	668	0	4,526	196	0	0	9,874	8,173	336	0	0	24,133
	比較	0	168	0	△ 1,521	△ 196	0	0	831	729	0	0	0	11

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	9 (1)	0	35,075	18,061	53,136	10,370	63,506	
前年度	9 (1)	0	34,935	19,342	54,277	10,398	64,675	
比較	0 (0)	0	140	△ 1,281	△ 1,141	△ 28	△ 1,169	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	管理職員 特別勤務 手当	管理職 手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	360	836	0	3,005	0	0	0	7,399	6,125	336	0	0	18,061
	前年度	360	668	0	4,526	196	0	0	7,265	5,991	336	0	0	19,342
	比較	0	168	0	△ 1,521	△ 196	0	0	134	134	0	0	0	△ 1,281

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0 (20)	20,945	0	6,083	27,028	0	27,028	
前年度	0 (19)	17,726	0	4,791	22,517	0	22,517	
比較	0 (1)	3,219	0	1,292	4,511	0	4,511	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	3,306	2,777	0	0	0	6,083
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	2,609	2,182	0	0	0	4,791
	比較	0	0	0	0	0	0	0	697	595	0	0	0	1,292

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	140	給与改定に伴う増減分	1,338	令和6年度給与改定に伴う増	
		昇給に伴う増加分	452		
		その他の増減分	△ 1,650	職員の異動等に伴う減	
職員手当	11	制度改正に伴う増減分	294	令和6年度給与改定に伴う期末手当の増 (+0.05月) 及び勤勉手当の増 (+0.05月) 外	
		その他の増減分	△ 283	職員の異動等に伴う減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 7年1月1日 現在	平均給料月額(円)	280,050					353,400
	平均給与月額(円)	318,837					383,004
	平均年齢月数(歳)	37.3					45.9
令和 6年2月1日 現在	平均給料月額(円)	293,087					349,200
	平均給与月額(円)	350,388					396,200
	平均年齢月数(歳)	38.8					44.9

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円) 214,800
	大学卒	220,000					257,100
国	高校卒	188,000		短大卒		短大卒	旧中5卒 207,700
	大学卒	220,000					255,400

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 7年1月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	1	12.5										
	4級	2	25.0									1	100.0
	3級	2	25.0										
	2級											(1)	(100.0)
	1級	3	37.5										
	計	8	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)
令和 6年2月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	2	25.0										
	4級	2	25.0									1	100.0
	3級	1	12.5										
	2級	1	12.5									(1)	(100.0)
	1級	2	25.0										
	計	8	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)

※ ()内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事				
7級	課長、主幹				
6級	課長補佐				
5級	係長、主査				保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査				看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師				主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師				保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師				准看護師

エ 昇給

区分		合計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員	
			一般行政職	技能労務職					
本年度	職員数 (A) (人)	9	8					1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	8					1	
	号給数別内訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)							
		4号給 (人)	9	8					1
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
	8号給 (人)								
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0						100.0	
前年度	職員数 (A) (人)	9	8					1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	8					1	
	号給数別内訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)							
		4号給 (人)	9	8					1
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
	8号給 (人)								
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0						100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和7年1月1日現在)	—
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料 令和6年12月議決	132			令和7年度 まで	132				132
介護保険システムパッケージソフト使用料 令和6年12月議決	3,351			令和7年度 まで	3,315				3,315
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム 保守委託料 令和6年12月議決	1,386			令和7年度 まで	1,386	800		267	319
介護保険指定機関等管理システム使用料 令和6年12月議決	693			令和7年度 まで	693				693
介護報酬等検索システム利用料 令和6年12月議決	32			令和7年度 まで	32				32
口座振替に係る委託料 令和6年12月議決	103			令和7年度 まで	103				103
市税等コンビニ収納事業 令和6年12月議決	150			令和7年度 まで	150				150
生活支援体制整備事業委託料 令和6年12月議決	5,577			令和7年度 まで	5,577	3,221		1,074	1,282

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
高齢者等生活支援型配食サービス委託料 令和6年12月議決	13,258			令和7年度 まで	13,258	5,882		5,032	2,344
第一号介護予防支援業務委託料 令和6年12月議決	5,327			令和7年度 まで	5,327	1,997		2,104	1,226
緊急通報システム業務委託料 令和6年12月議決	4,020			令和7年度 まで	4,020	2,322		774	924
独居老人等安否確認委託料 令和6年12月議決	2,411			令和7年度 まで	2,411	1,392		464	555
認知症初期スクリーニングシステム利用料 令和6年12月議決	51			令和7年度 まで	51	29		9	13
地域包括支援センターサブセンター業務委託料 令和5年12月議決	73,497	令和6年度 まで	23,276	令和8年度 まで	46,621	26,923		8,974	10,724

議案第 19 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 665,986 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		516,999
	1 後期高齢者医療保険料	516,999
3 繰入金		144,986
	1 一般会計繰入金	144,986
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,000
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,600
	3 預金利子	1
	5 受託事業収入	1,398
歳 入 合 計		665,986

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		8,635
	1 総務管理費	706
	2 徴収費	7,929
2 後期高齢者医療広域連合納付金		653,751
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	653,751
3 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		665,986

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 後期高齢者医療保険料	516,999	500,311	16,688
3 繰入金	144,986	145,187	△ 201
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	4,000	2,195	1,805
歳入合計	665,986	647,694	18,292

(歳 出)

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	8,635	9,219	△ 584			1,398	7,237
2 後期高齢者医療広域連合納付金	653,751	636,375	17,376				653,751
3 諸支出金	2,600	1,100	1,500				2,600
4 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	665,986	647,694	18,292			1,398	664,588

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保 険料	278,850	273,521	5,329	1 現年度分	278,850	現年度分 278,850
2 普通徴収保 険料	238,149	226,790	11,359	1 現年度分	228,149	現年度分 228,149
				2 滞納繰越分	10,000	滞納繰越分 10,000
計	516,999	500,311	16,688			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 事務費繰入 金	8,235	9,124	△889	1 事務費繰入金	8,235	事務費繰入金 8,235
2 保険基盤安 定繰入金	136,751	136,063	688	1 保険基盤安定 繰入金	136,751	保険基盤安定繰入金 136,751
計	144,986	145,187	△201			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 5 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金 1
計	1	1	0			

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

1 保険料還付 金	2,500	1,000	1,500	1 保険料還付金	2,500	保険料還付金 2,500
2 還付加算金	100	100	0	1 還付加算金	100	還付加算金 100
計	2,600	1,100	1,500			

(款) 5 諸収入

(項) 3 預金利子

1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子 1
--------	---	---	---	--------	---	--------

計	1	1	0			
---	---	---	---	--	--	--

(款) 5 諸収入

(項) 5 受託事業収入

1 後期高齢者 医療広域連 合受託事業 収入	1,398	1,093	305	2 賦課徴収帳票 作成等業務受 託収入	1,398	賦課徴収帳票作成等業務受託収入	1,398
計	1,398	1,093	305				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	706	675	31				706	10 需用費	168	●一般管理事務費	706
								11 役務費	538	10 需用費	168
										・ 消耗品費	91
										・ 印刷製本費	77
										11 役務費	538
										・ 郵便料	538
計	706	675	31				706				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 徴収費	7,929	8,544	△615			1,398	6,531	10 需用費	1,006	●徴収事務費	7,929
								11 役務費	1,660	10 需用費	1,006
								12 委託料	2,741	・ 消耗品費	271
								13 使用料及び賃借料	2,522	・ 印刷製本費	735
										11 役務費	1,660
										・ 郵便料	1,356
										・ 口座振替等手数料	96
										・ コンビニ収納事務手数料	208
										12 委託料	2,741
										・ パソコン保守料	93
										・ ソフトウェア保守委託料	1,911
										・ 口座振替委託料	141
										・ 納付書ブックイング及び封入封緘業務委託料	216
										・ 後期高齢者医療システム運用支援業務委託料	380
										13 使用料及び賃借料	2,522
										・ 後期高齢者医療システムリース料	1,786
										・ 後期高齢者医療システム使用料	736
計	7,929	8,544	△615			1,398	6,531				

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	653,751	636,375	17,376				653,751	18 負担金, 補助 及び交付金	653,751	●後期高齢者医療広域連合納付 金 653,751 18 負担金, 補助及び交付金 653,751 ・保険基盤安定拠出金 136,751 ・後期高齢者医療保険料等負 担金 517,000
計	653,751	636,375	17,376				653,751			

(款) 3 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

1 保険料還付 金	2,500	1,000	1,500				2,500	22 償還金, 利子 及び割引料	2,500	●保険料過誤納還付金 2,500 22 償還金, 利子及び割引料 2,500 ・後期高齢者医療保険料過誤 納還付金 2,500
2 還付加算金	100	100	0				100	22 償還金, 利子 及び割引料	100	●保険料還付加算金 100 22 償還金, 利子及び割引料 100 ・後期高齢者医療保険料還付 加算金 100
計	2,600	1,100	1,500				2,600			

(款) 4 予備費 (項) 1 予備費

1 予備費	1,000	1,000	0				1,000			●予備費 1,000 29 予備費 1,000
計	1,000	1,000	0				1,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
口座振替に係る委託料 令和6年12月議決	141			令和7年度 まで	141				141
市税等コンビニ収納事業 令和6年12月議決	208			令和7年度 まで	208				208

議案第 20 号

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度鴨川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 18,700 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 5,345,000 m³
- (3) 一 日 平 均 給 水 量 14,644 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 建設改良事業費 442,149 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,512,524 千円
第 1 項 営業収益		1,260,665 千円
第 2 項 営業外収益		251,858 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,505,211 千円
第 1 項 営業費用		1,437,814 千円
第 2 項 営業外費用		54,796 千円
第 3 項 特別損失		2,601 千円
第 4 項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額400,930千円は、過年度分損益勘定留保資金276,274千円、減債積立金92,090千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,566千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		312,293千円
第1項 企業債		312,292千円
第2項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		713,223千円
第1項 建設改良事業費		442,149千円
第2項 企業債償還金		261,074千円
第3項 予備費		10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	312,292	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 156,120 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、77,041 千円と定める。

令和7年2月3日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和7年度鴨川市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業収益			1,512,524	
	1 営業収益		1,260,665	
		1 給水収益	1,240,800	
		2 受託工事収益	6,699	
		3 その他の営業収益	13,166	
	2 営業外収益		251,858	
		1 給水申込負担金	30,316	
		2 受取利息及び配当金	540	
		3 雑収益	713	
		4 他会計補助金	50,000	
		5 県補助金	42,745	
	3 特別利益	6 長期前受金戻入	127,544	
			1	
	1 固定資産売却益	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 事業費			1,505,211		
	1 営業費用			1,437,814	
		1 原水費		21,534	
		2 浄水費		560,254	
		3 配水及び給水費		153,069	
		4 受託工事費		6,504	
		5 総係費		160,435	
		6 減価償却費		535,516	
		7 資産減耗費		500	
		8 その他の営業費用		2	
	2 営業外費用			54,796	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		19,445	
		2 雑支出		351	
		3 消費税及び地方消費税		35,000	
	3 特別損失			2,601	
		1 過年度損益修正損		1	
		2 その他特別損失		2,600	
4 予備費			10,000		
	1 予備費		10,000		

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入			312,293	
	1 企業債		312,292	
		1 企業債	312,292	
	2 固定資産売却代金		1	
		1 固定資産売却代金	1	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			713,223	
	1 建設改良事業費		442,149	
		1 原水設備費	96,392	
		2 浄水設備費	91,053	
		3 配水設備費	249,245	
		4 営業設備費	5,459	
	2 企業債償還金		261,074	
		1 企業債償還金	261,074	
	3 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

2) 令和7年度鴨川市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
当年度純利益 (△は純損失)	1,947
減価償却費	535,514
引当金の増減額 (△は減少)	804
長期前受金戻入額	△ 127,545
固定資産除却損	420
未収金の増減額 (△は増加)	△ 3,633
未払金の増減額 (△は減少)	△ 326,315
たな卸資産の増減額 (△は増加)	812
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>82,004</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 410,490
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 410,490</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	312,292
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 261,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>51,218</u>
資金減少額	△ 277,268
資金期首残高	1,411,893
資金期末残高	<u>1,134,625</u>

3) 給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	損益勘定支弁職員	7	11 (10)	24,015	49,271	37,017	110,303	34,716	145,019
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,690	3,111	7,801	3,300	11,101
	合 計	7	12 (10)	24,015	53,961	40,128	118,104	38,016	156,120
前 年 度	損益勘定支弁職員	7	13 (10)	22,179	57,449	39,023	118,651	38,195	156,846
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,613	3,015	7,628	2,657	10,285
	合 計	7	14 (10)	22,179	62,062	42,038	126,279	40,852	167,131
比 較	損益勘定支弁職員	0	△ 2 (0)	1,836	△ 8,178	△ 2,006	△ 8,348	△ 3,479	△ 11,827
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	77	96	173	643	816
	合 計	0	△ 2 (0)	1,836	△ 8,101	△ 1,910	△ 8,175	△ 2,836	△ 11,011

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	本 年 度	1,338	426	0	10,546	634	0	729	14,516	11,939	0	0	40,128
	前 年 度	1,056	386	0	12,454	622	0	729	14,501	11,954	336	0	42,038
	比 較	282	40	0	△ 1,908	12	0	0	15	△ 15	△ 336	0	△ 1,910

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	損益勘定支弁職員	7	11 (0)	140	49,271	32,640	82,051	31,458	113,509
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,690	3,111	7,801	3,300	11,101
	合計	7	12 (0)	140	53,961	35,751	89,852	34,758	124,610
前年度	損益勘定支弁職員	7	13 (0)	140	57,449	37,230	94,819	35,483	130,302
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,613	3,015	7,628	2,657	10,285
	合計	7	14 (0)	140	62,062	40,245	102,447	38,140	140,587
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 2 (0)	0	△ 8,178	△ 4,590	△ 12,768	△ 4,025	△ 16,793
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	77	96	173	643	816
	合計	0	△ 2 (0)	0	△ 8,101	△ 4,494	△ 12,595	△ 3,382	△ 15,977

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	時間外勤務手 当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	管理職員 特別勤務手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	本年度		1,338	426	0	10,546	634	0	729	12,126	9,952	0	0
前年度		1,056	386	0	12,454	622	0	729	13,525	11,137	336	0	40,245
比較		282	40	0	△ 1,908	12	0	0	△ 1,399	△ 1,185	△ 336	0	△ 4,494

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	損益勘定支弁職員	0	0 (10)	23,875	0	4,377	28,252	3,258	31,510
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0 (10)	23,875	0	4,377	28,252	3,258	31,510
前年度	損益勘定支弁職員	0	0 (10)	22,039	0	1,793	23,832	2,712	26,544
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0 (10)	22,039	0	1,793	23,832	2,712	26,544
比較	損益勘定支弁職員	0	0 (0)	1,836	0	2,584	4,420	546	4,966
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0 (0)	1,836	0	2,584	4,420	546	4,966

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	本年度		0	0	0	0	0	0	0	2,390	1,987	0	0
前年度		0	0	0	0	0	0	0	976	817	0	0	1,793
比較		0	0	0	0	0	0	0	1,414	1,170	0	0	2,584

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	△ 8,101	給与改定に伴う増減分	773	令和6年度給与改定に伴う増	
		昇給に伴う増加分	1,067		
		その他の増減分	△ 9,941	職員の異動等に伴う減	
職員手当	△ 1,910	制度改正に伴う増減分	480	令和6年度給与改定に伴う期末手当の増（+0.05月）及び勤勉手当の増（+0.05月）外	
		その他の増減分	△ 2,390	職員の異動等に伴う減	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		企業職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 7年1月1日 現在	平均給料月額(円)	363,328	346,200				
	平均給与月額(円)	417,081	451,742				
	平均年齢月数(歳)	49.9	56.1				
令和 6年2月1日 現在	平均給料月額(円)	368,775	345,450				
	平均給与月額(円)	409,518	356,327				
	平均年齢月数(歳)	49.8	55.1				

イ 初任給

区 分		企業職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円)
	大学卒	220,000					
国	高校卒	188,000	185,700	短大卒		短大卒	旧中5卒
	大学卒	220,000					

ウ 級別職員数

区 分		企業職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		適用職員		(一)適用職員		(二)適用職員		(三)適用職員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年1月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	6	60.0										
	4級	1	10.0										
	3級			2	100.0								
	2級	1	10.0										
	1級												
	計	10	100.0	2	100.0								
令和 6年2月1日 現在	7級	1	8.3										
	6級	1	8.3										
	5級	7	58.4										
	4級	2	16.7										
	3級			2	100.0								
	2級	(1)	(100.0)										
	1級	1	8.3										
	計	12 (1)	100.0 (100.0)	2	100.0								

※ ()内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区 分	企 業 職 給 料 表 適 用 職 員	教 育 職 給 料 表 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (一) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (二) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (三) 適 用 職 員
7 級	課長、主幹				
6 級	課長補佐				
5 級	係長、主査				
4 級	副主査				
3 級	主任主事、主任技師				
2 級	主事、技師				
1 級	主事、技師				

エ 昇給

区 分		合 計	企 業 職 給 料 表 適 用		教 育 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表	
			一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	適 用 職 員	(一) 適 用 職 員	(二) 適 用 職 員	(三) 適 用 職 員	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12	11	1					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	9	0					
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)	1	1					
		3号給 (人)	1	1					
		4号給 (人)	7	7					
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	75.0	81.8	0.0						
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	14	12	2					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11	10	1					
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)	1	1					
		3号給 (人)							
		4号給 (人)	10	9	1				
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	78.6	83.3	50.0						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 務 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	2. 3 0	2. 3 0	4. 6 0	有	
前 年 度	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国 の 制 度	2. 3 0	2. 3 0	4. 6 0	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%) (令和7年1月1日現在)	—
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

4) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	営業収益
企業会計システム賃貸借 令和4年9月議決	千円 6,919	令和4年度 ～ 令和6年度	千円 4,612	令和7年度まで	千円 2,307	千円 2,307
基幹水利施設ストックマネジメント 事業 令和5年9月議決	166,657			令和7年度まで	166,657	166,657
電気・通信等施設整備及び事務機器 等の保守に係る委託料 令和6年12月議決	5,140			令和7年度まで	5,140	5,140
管理施設警備業務に係る委託料 令和6年12月議決	165			令和7年度まで	165	165
水質検査業務に係る委託料 令和6年12月議決	15,889			令和7年度まで	15,889	15,889
土砂処理業務に係る委託料 令和6年12月議決	46,805			令和7年度まで	46,805	46,805
水道料金収納等業務に係る委託料 令和6年12月議決	69,855			令和7年度まで	69,855	69,855
薬品等に係る購入費 令和6年12月議決	69,811			令和7年度まで	69,811	69,811
浄水場維持管理業務に係る委託料 令和6年12月議決	24,192			令和7年度まで	24,192	24,192

		負	債		の	部		
		千円		千円		千円		千円
3	固 定 負 債							
	(1) 企 業 債							
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債						2,130,837	
	(2) 引 当 金							
	イ 修 繕 引 当 金						322,976	
	固 定 負 債 合 計						<u>2,453,813</u>	
4	流 動 負 債							
	(1) 企 業 債							
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債						205,323	
	(2) 未 払 金						202,772	
	(3) 前 受 金						10,159	
	(4) 引 当 金							
	イ 賞 与 引 当 金						8,898	
	(5) そ の 他 流 動 負 債						1,000	
	流 動 負 債 合 計						<u>428,152</u>	
5	繰 延 収 益							
	(1) 長 期 前 受 金						7,493,288	
	(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額						<u>△ 4,428,098</u>	
	繰 延 収 益 合 計						<u>3,065,190</u>	
	負 債 合 計						<u>5,947,155</u>	

					資	本	の	部		千円	千円
					千円					千円	千円
6	資	本	金								
(1)	自	己	資	本	金	合	計			6,574,152	
	資	本	金	合	計						6,574,152
7	剩	余	金								
(1)	資	本	剩	余	金	積	立				
	イ	再	評	価	積	立	金			0	
	口	負					金			0	
	ハ	受	贈	財	産	評	価			96	
	資	本	剩	余	金	合	計				96
(2)	利	益	剩	余	金	積	立				
	イ	減	債	積	立	立	金		34,344		
	口	利	益	積	立	立	金		184		
	ハ	建	設	改	良	積	立		0		
	ニ	繰	越	利	益	剩	余		141,017		
	利	益	剩	余	金	合	計			175,545	
	剩	余	本	金	合	計					175,641
	資	本	資	本	合	計					6,749,793
	負	債	資	本	合	計					12,696,948

令和7年度鴨川市水道事業会計予算の財務諸表に関する注記表

1 重要な会計方針

平成26年度から、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しています。

【改定内容】

- ・「借入資本金」（＝企業債）を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化（要件に該当した場合）

(1) 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金（企業債）は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

(2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。

「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

(3) 引当金の計上方法

①退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職手当組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じて積み立てることとしています。

②賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上しています。

③貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数

建物	30～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	4～15年

②無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数

ダム利用権	55年
水利権	20年

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的証券 取得原価をもって貸借対照表価格としている。

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金等との対応関係を個別的に把握できる資産を除いたすべての資産（補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産は除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理しています。

6) 令和6年度鴨川市水道事業予定損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給水収益	1,110,534		
(2) 受託工事収益	7,798		
(3) その他の営業収益	<u>5,336</u>	1,123,668	
2 営業費用			
(1) 原水費	15,996		
(2) 浄水費	472,593		
(3) 配水及び給水費	116,751		
(4) 受託工事費	7,570		
(5) 総係費	124,793		
(6) 減価償却費	536,277		
(7) 資産減耗費	3,416		
(8) その他の営業費用	<u>2</u>	<u>1,277,398</u>	
営業損失			153,730
3 営業外収益			
(1) 給水申込負担金	3,028		
(2) 受取利息及び配当金	92		
(3) 長期前受金戻入	131,408		
(4) 雑収益	1,029		
(5) 他会計補助金	50,000		
(6) 県補助金	<u>42,310</u>	227,867	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	24,361		
(2) 雑支出	<u>146</u>	<u>24,507</u>	<u>203,360</u>
経常利益			49,630

5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当 年 度 純 利 益			49,630
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			89,211
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			<u>92,579</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u><u>231,420</u></u>

7) 令和6年度鴨川市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

		資 産 の 部		千円	千円
				千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 建 物				357,494
	ロ 減 価 却 累 計			2,532,302	
	ハ 構 造 物			<u>△ 1,552,414</u>	979,888
	ニ 機 械 及 び 装 置			19,763,212	
	ホ 車 両 運 搬 具			<u>△ 11,371,686</u>	8,391,526
	ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品			5,078,547	
	ト 建 設 仮 勘 定			<u>△ 3,537,872</u>	1,540,675
	有 形 固 定 資 産 合 計			23,308	
(2)	無 形 固 定 資 産			<u>△ 21,703</u>	1,605
	イ ダ ム 利 用 権			152,220	
	ロ 水 電 話 加 入 権			<u>△ 31,455</u>	120,765
	無 形 固 定 資 産 合 計				<u>211,331</u>
					11,603,284
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金				3,247
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金				197
(3)	貯 蔵 品				568
(4)	前 払 金				
	流 動 資 産 合 計				<u>4,012</u>
					11,607,296
					1,411,893
				61,682	
				<u>△ 1,700</u>	59,982
					11,948
					<u>5,720</u>
					<u>1,489,543</u>
					<u>13,096,839</u>

		負	債		の	部			
		千円				千円		千円	
3	固 定 負 債								
	(1) 企 業 債								
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債						2,023,868		
	(2) 引 当 金								
	イ 修 繕 引 当 金						322,976		
	固 定 負 債 合 計						322,976		2,346,844
4	流 動 負 債								
	(1) 企 業 債								
	イ 建設改良等の財源に充てるための企業債						261,074		
	(2) 未 払 金						529,087		
	(3) 前 受 金						10,159		
	(4) 引 当 金								
	イ 賞 与 引 当 金						8,094		
	(5) そ の 他 流 動 負 債						1,000		
	流 動 負 債 合 計						1,000		809,414
5	繰 延 収 益								
	(1) 長 期 前 受 金						7,493,288		
	(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額						△ 4,300,553		
	繰 延 収 益 合 計						3,192,735		3,192,735
	負 債 合 計							6,348,993	6,348,993

					資	本	の	部	千円	千円
					千円				千円	千円
6	資	本	金	金						
(1)	自	己	資	本	金				6,481,574	
	資	本	金	合	計					6,481,574
7	剩	余	金	金						
(1)	資	本	剩	余	金					
	イ	再	評	価	積	立			0	
	口	負		担					0	
	ハ	受	贈	財	産	評	価		96	
	資	本	剩	余	金	合				96
(2)	利	益	剩	余	金	合				
	イ	減	債	積	立			76,803		
	口	利	益	積	立			184		
	ハ	建	設	改	良	積	立	0		
	ニ	繰	越	利	益	剩	余	189,189		
	利	益	剩	余	金	合			266,176	
	剩	余	金	合	計					266,272
	資	本	合	計						6,747,846
	負	債	資	本	合					13,096,839

令和7年度鴨川市水道事業会計予算実施計画に関する内訳書
 収益的収入及び支出
 収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明	
				区分	金額		
1 事業収益			1,512,524				
	1 営業収益		1,260,665				
		1 給水収益	1,240,800	水道料金	1,240,800	水道料金収益	
		2 受託工事収益	6,699	給水工事収益	6,699	給水取出工事収益等	
		3 その他の営業収益	13,166	材料売却収益		1	
				手数料		7,485	開栓手数料等
				雑収益		378	次亜塩素売却収益等
				負担金		5,302	ダム管理負担金、補償工事事務費等
	2 営業外収益		251,858				
		1 給水申込負担金	30,316	給水申込負担金	30,316	加入者負担金	
		2 受取利息及び配当金	540	預金等利息	540		
		3 雑収益	713	不用品売却収益		1	
				その他雑収益		712	電柱敷地料等
		4 他会計補助金	50,000	一般会計補助金	50,000	高料金対策補助金	
		5 県補助金	42,745	県補助金	42,745	千葉県市町村水道総合対策事業補助金	
	6 長期前受金戻入	127,544	長期前受金戻入	127,544	資本剰余金の収益計上		
	3 特別利益		1				
1 固定資産売却益		1	有形固定資産売却益	1			

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 事業費	1 営業費用		1,505,211			
			1,437,814			
		1 原水費	21,534	備消品費	120	消耗器材等
				光熱水費	25	
				通信運搬費	1,012	原水施設専用回線通信料等
				委託料	5,323	原水施設保守点検委託料等
				手数料	30	法定検査手数料
				賃借料	5,880	原水施設等用地賃借料
				修繕費	2,200	原水施設等修繕費
				動力費	4,866	原水施設等電気料
				材料費	440	原水施設材料費
				補償費	1,635	原水施設補償費
				負担金	1	原水施設負担金
				受水費	2	ダム等用水費
		2 浄水費	560,254	給料	17,722	職員給料(4人分)
				手当	10,535	扶養手当等
				賞与引当金繰入額	2,839	賞与のための引当(4月相当分)
				報酬	18,598	会計年度任用職員等報酬
				法定福利費	12,964	職員共済組合負担金等
				旅費	184	会計年度任用職員通勤費
				被服費	437	職員被服費
		備消品費	1,400	消耗器材等		
		燃料費	65	発電機等燃料費		

		光熱水費	93	灯油代等
		通信運搬費	3,520	浄水施設専用回線通信料等
		委託料	65,000	水質検査委託料等
		手数料	80	法定検査手数料
		賃借料	3,366	浄水施設等用地賃借料
		修繕費	15,000	浄水施設等修繕費
		動力費	54,021	浄水施設等電気料
		薬品費	69,811	浄水場用薬品費
		材料費	165	浄水場施設材料費
		受水費	282,034	南房総広域水道企業団からの受水費
		工事請負費	2,420	
3 配水及び給水費	153,069	給料	7,852	職員給料（2人分）
		手当	6,224	扶養手当等
		賞与引当金繰入額	1,248	賞与のための引当（4月相当分）
		報酬	5,277	
		法定福利費	6,246	職員共済組合負担金等
		旅費	109	
		被服費	239	職員被服費
		備用品費	181	消耗器材等
		燃料費	990	公用車燃料費
		印刷製本費	88	工事調書等
		委託料	28,719	量水器交換業務委託料等
		手数料	48	車検手数料
		賃借料	2,104	配水施設等用地賃借料
		修繕費	73,875	配水施設等修繕費
		動力費	15,500	配水施設等電気料
		材料費	2,741	配水施設材料費

		負担金	1,628	入札システム等負担金
4 受託工事費	6,504	路面復旧費	1	
		材料費	1	
		工事請負費	6,502	給水取出工事費等
5 総係費	160,435	給料	23,697	職員給料（5人分）
		手当	12,342	扶養手当等
		賞与引当金繰入額	4,050	賞与のための引当（4月相当分）
		報酬	140	運営委員会委員等報酬
		法定福利費	20,187	職員共済組合負担金等
		旅費	173	普通旅費等
		被服費	76	職員被服費
		備消耗品費	2,133	消耗器材等
		印刷製本費	269	納入通知書等
		通信運搬費	7,796	事務所電話料等
		委託料	79,154	検針・収納等業務委託料等
		手数料	2,694	口座振替手数料等
		賃借料	4,626	電算機賃借料等
		修繕費	100	配線等修繕費
		補償費	1	
		会費負担金	357	協議会負担金等
		保険料	880	建物共済保険料等
公租公課	60	重量税等		
貸倒引当金繰入額	1,700	未収金に係る引当		
6 減価償却費	535,516	有形固定資産減価償却費	535,325	建物、構築物、機械等、車両等、工具等
		無形固定資産減価償却費	191	水利権等
7 資産減耗費	500	固定資産除却費	420	配水管等除却費
		たな卸資産減耗費	80	資産減耗費

	8 その他の営業費用	2	材料売却原価	1	
			雑支出	1	
2 営業外費用		54,796			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	19,445	企業債利息	19,444	企業債支払利息
			一時借入金利息	1	
	2 雑支出	351	不用品売却原価	1	
			その他雑支出	350	その他雑支出
	3 消費税及び地方消費税	35,000	消費税及び地方消費税	35,000	消費税及び地方消費税
3 特別損失		2,601			
	1 過年度損益修正損	1	過年度損益修正損	1	
	2 その他特別損失	2,600	その他特別損失	2,600	
4 予備費		10,000			
	1 予備費	10,000	予備費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的収入			312,293			
	1 企業債		312,292			
		1 企業債	312,292	企業債	312,292	建設改良費に係る企業債
	2 固定資産売却代金		1			
		1 固定資産売却代金	1	固定資産売却代金	1	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明	
				区分	金額		
1	資本的支出		713,223				
	1	建設改良事業費	442,149				
		1	原水設備費	96,392	負担金	82,287	保台ダム基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金
					工事請負費	14,105	原水ポンプ更新工事等
		2	浄水設備費	91,053	工事請負費	91,053	浄水設備更新工事等
		3	配水設備費	249,245	給料	4,690	職員給料(1人分)
					手当	2,506	扶養手当等
					賞与引当金繰入額	761	賞与のための引当(4月相当分)
					法定福利費	3,300	職員共済組合負担金等
					委託料	73,920	設計等業務委託料
					工事請負費	164,066	配水管、配水施設設備等更新工事等
					土地購入費	1	
					その他費用	1	
		4	営業設備費	5,459	量水器費	408	量水器購入
					工具器具及び備品購入費	5,051	
	2	企業債償還金	261,074				
		1	企業債償還金	261,074	企業債償還金	261,074	企業債元金償還
	3	予備費	10,000				
		1	予備費	10,000	予備費	10,000	

(総則)

第1条 令和7年度鴨川市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	70床					
(2)	年	間	患	者	数				
	入	院		21,170人					
	外	来		43,125人					
(3)	一	日	平	均	患	者	数		
	入	院		58人					
	外	来		148人					
(4)	主	要	な	建	設	改	良	事	業
	建	設	改	良	費	52,877千円			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		1,609,983千円
	第1項	医業収益	1,469,982千円
	第2項	医業外収益	140,001千円
		支	出
第1款	事業費		1,609,983千円
	第1項	医業費用	1,537,034千円
	第2項	医業外費用	72,949千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 77,775千円は、過年度分損益勘定留保資金 77,624千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額151千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			60,460 千円
第1項 企業債			13,000 千円
第2項 出資金			47,460 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			138,235 千円
第1項 建設改良費			52,877 千円
第2項 企業債償還金			85,358 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備 事業	13,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	13,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 946,809 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,573千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、93,080千円と定める。

令和7年2月3日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和7年度鴨川市病院事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業収益			1,609,983	
	1 医業収益		1,469,982	
		1 入院収益	805,569	
		2 外来収益	499,095	
		3 その他医業収益	45,171	
		4 訪問看護ステーション収益	74,167	
		5 居宅介護支援収益	19,515	
		6 訪問介護ステーション収益	16,806	
		7 地域包括支援センター収益	1,291	
		8 訪問リハビリテーション収益	8,368	
	2 医業外収益		140,001	
		1 受取利息配当金	1	
		2 他会計補助金	98,373	
		3 長期前受金戻入	10,958	
		4 負担金交付金	18,448	
		5 その他医業外収益	12,221	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 事業費			1,609,983	
	1 医業費用		1,537,034	
		1 給与費	950,499	
		2 材料費	97,299	
		3 経費	257,874	
		4 減価償却費	142,087	
		5 資産減耗費	1,485	
		6 研究研修費	87,790	
	2 医業外費用		72,949	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,775	
		2 その他医業外費用	61,539	
		3 消費税及び地方消費税	3,635	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的收入			60,460	
	1 企業債		13,000	
		1 企業債	13,000	企業債 13,000
	2 出資金		47,460	
		1 出資金	47,460	出資金 47,460

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			138,235	
	1 建設改良費		52,877	
		1 有形固定資産購入費	48,847	
		2 施設整備費	4,030	
	2 企業債償還金		85,358	
		1 企業債償還金	85,358	

2) 令和7年度鴨川市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
	当年度純利益 (△は純損失)	0
	減価償却費	142,087
	引当金の増減額 (△は減少)	3,634
	長期前受金戻入額	△ 10,958
	長期前払消費税の増減額 (△は増加)	△ 203
	有形固定資産除却損	783
	未収金の増減額 (△は増加)	6,000
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 4,000
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>137,343</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 44,205
	国庫補助金等による収入	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 44,205</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 85,358
	他会計からの出資による収入	47,460
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 24,898</u>
	資金増加額	68,240
	資金期首残高	555,817
	資金期末残高	<u>624,057</u>

3) 給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	7	75 (74)	165,098	294,518	302,174	761,790	185,019	946,809
前年度	7	77 (75)	136,126	289,578	285,568	711,272	175,538	886,810
比較	0	△ 2 (△1)	28,972	4,940	16,606	50,518	9,481	59,999

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度		5,304	7,679	28,815	4,276	43,802	2,791	0	3,645	96,108	79,612	3,216	5,322	21,604
前年度		4,902	6,494	38,705	4,551	36,094	1,805	0	5,933	86,007	69,863	1,326	5,589	24,299	285,568
比較		402	1,185	△ 9,890	△ 275	7,708	986	0	△ 2,288	10,101	9,749	1,890	△ 267	△ 2,695	16,606

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	7	75 (0)	175	294,518	248,583	543,276	154,628	697,904
前年度	7	77 (0)	175	289,578	242,592	532,345	146,250	678,595
比較	0	△ 2 (0)	0	4,940	5,991	10,931	8,378	19,309

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度	5,304	7,679	28,815	4,276	43,802	2,791	0	3,645	66,860	55,269	3,216	5,322	21,604	248,583
前年度	4,902	6,494	38,705	4,551	36,094	1,805	0	5,933	62,609	50,285	1,326	5,589	24,299	242,592	
比較	402	1,185	△ 9,890	△ 275	7,708	986	0	△ 2,288	4,251	4,984	1,890	△ 267	△ 2,695	5,991	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	0	0 (74)	164,923	0	53,591	218,514	30,391	248,905
前年度	0	0 (75)	135,951	0	42,976	178,927	29,288	208,215
比較	0	0 (△1)	28,972	0	10,615	39,587	1,103	40,690

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	本年度		0	0	0	0	0	0	0	0	29,248	24,343	0	0	0
前年度		0	0	0	0	0	0	0	0	23,398	19,578	0	0	0	42,976
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	5,850	4,765	0	0	0	10,615

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	4,940	給与改定に伴う増減分	9,252	令和6年度給与改定に伴う増	
		昇給に伴う増加分	11,944		
		その他の増減分	△ 16,256	職員の異動等に伴う減	
職員手当	16,606	制度改正に伴う増減分	2,546	令和6年度給与改定に伴う期末手当の増（+0.05月）及び勤勉手当の増（+0.05月）外	
		その他の増減分	14,060	職員の異動等に伴う増	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 7年1月1日 現在	平均給料月額(円)	294,922			459,583	293,264	305,362
	平均給与月額(円)	364,424			1,181,998	375,570	381,787
	平均年齢月数(歳)	47.3			40.1	44.2	48.1
令和 6年2月1日 現在	平均給料月額(円)	298,890			491,842	307,915	303,695
	平均給与月額(円)	357,200			1,016,932	379,282	372,413
	平均年齢月数(歳)	46.6			52.0	46.0	47.5

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 212,100	旧中5卒 (円) 214,800
	大学卒	220,000			359,900	227,400	257,100
国	高校卒	188,000		短大卒		短大卒 208,300	旧中5卒 207,700
	大学卒	220,000			291,400	227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年1月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0							4	28.6	2	5.0
	4級									1	7.1	6	15.0
	3級	1	10.0					1	16.7	2	14.3	4	10.0
	2級	6	60.0					1	16.7	5	35.7	27	67.5
	1級							4	66.6	2	14.3	1	2.5
	計	10	100.0					6	100.0	14	100.0	40	100.0
令和 6年2月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0							5	38.4	2	5.0
	4級									1	7.7	7	17.5
	3級							1	14.2	2	15.4	4	10.0
	2級	7	70.0					3	42.9	4	30.8	26	65.0
	1級	0						3	42.9	1	7.7	1	2.5
	計	10	100.0					7	100.0	13	100.0	40	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	事務長、主幹				
6級	次長				
5級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3級	主任主事、主任技師		病院長、医療参事	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

区分		合計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員	
			一般行政職	技能労務職					
本年度	職員数 (A) (人)	75	12			7	16	40	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	8			6	11	29	
	号給数別内訳	1号給 (人)	2	1			1		
		2号給 (人)							
		3号給 (人)	1						1
		4号給 (人)	51	7			5	11	28
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	72.0	66.7			85.7	68.8	72.5		
前年度	職員数 (A) (人)	77	11			8	16	42	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	8			4	9	33	
	号給数別内訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)	2						2
		4号給 (人)	52	8			4	9	31
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	70.1	72.7			50.0	56.3	78.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
本年度	2.30	2.30	4.60	有	
前年度	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.30	2.30	4.60	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (令和7年1月1日現在) (%)	10.31
支給対象職員の比率 (令和7年1月1日現在) (%)	55.71
代表的な特殊勤務手当の名称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

4) 債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	医業収益
院内医療ガス設備に係る賃借料 令和元年12月議決	千円 79,200	令和2年度から 令和6年度まで	千円 29,532	令和9年度まで	千円 49,668	千円 49,668
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料 令和6年12月議決	14,165			令和7年度まで	14,165	14,165
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料 令和6年12月議決	6,046			令和7年度まで	6,046	6,046
宿直業務等の病院業務に係る委託料 令和6年12月議決	23,442			令和7年度まで	23,442	23,442
事務機器等に係る賃借料 令和6年12月議決	2,990			令和7年度まで	2,990	2,990

5) 令和7年度鴨川市病院事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資 産 の 部		千円	
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 建 物		16,382		
	ハ 建 物 附 属 設 備	2,281,883			
	ニ 構 築 物	△ 345,715	1,936,168		
	ホ 器 械 備 品	41,282			
	ヘ 車 両 運 搬 具	△ 38,747	2,535		
	ト リ ー ス 資 産	309,365			
	チ 建 設 仮 勘 定 資 産	△ 129,129	180,236		
	(2) 投 資 所 の 他 資 産	502,362			
	イ 長 期 前 払 消 費 税	△ 415,517	86,845		
	投 資 所 の 他 資 産	1,428			
	固 定 資 産 合 計	△ 642	786		
	流 動 資 産	163,463			
(1)	現 金 預 金	△ 149,454	14,009		
(2)	未 収 引 当 金		0		
(3)	貯 蔵 品			2,236,961	
(4)	そ の 他 流 動 資 産				
	流 動 資 産 合 計			131,769	
	資 産 合 計			131,769	2,368,730

		負	債	の	部		
		千円			千円	千円	千円
3	固定負債						
	(1) 企業債						
	イ 建設改良等の財源に						
	充てるための企業債					1,596,340	
	(2) リース債務					6,424	
	(3) 引当金						
	イ 修繕引当金					38,598	
	固定負債合計					<u>38,598</u>	1,641,362
4	流動負債						
	(1) 企業債						
	イ 建設改良等の財源に						
	充てるための企業債					91,325	
	(2) リース債務					7,585	
	(3) 未払金					28,014	
	(4) 引当金						
	イ 賞与引当金					46,011	
	流動負債合計					<u>46,011</u>	172,935
5	繰延収益						
	(1) 長期前受金					416,567	
	長期前受金収益化累計額					△ 163,472	
	繰延収益合計					<u>416,567</u>	253,095
	負債合計						<u><u>2,067,392</u></u>

		資	本	の	部		
		千円			千円	千円	千円
6	資 本 金						1,182,709
7	剰 余 金						
	(1) 資 本 剰 余 金						
	イ 寄 附 金				3,900		
	ロ 負 担 金				7,542		
	ハ 補 助 金				13,677		
	資 本 剰 余 金 合 計				<u>25,119</u>		
	(2) 利 益 剰 余 金						
	イ 減 債 積 立 金				18,800		
	ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金				<u>△ 87,332</u>	<u>△ 68,532</u>	
	剰 余 金 合 計						<u>△ 43,413</u>
	資 本 合 計						<u>1,139,296</u>
	負 債 資 本 合 計						<u><u>3,206,688</u></u>

令和7年度鴨川市病院事業会計予算の財務諸表に関する注記表

1 重要な会計方針

平成26年度から、改正後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しています。

【改正内容】

- ・「借入資本金」（＝企業債）を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化（要件に該当した場合）

(1) 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金（企業債）は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

(2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。

「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

(3) 引当金の計上方法

①退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じて積み立てることとしています。

②賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上していません。

③貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

・建物、建物附属設備、構築物	定額法
・器械備品、車両運搬具	定率法
・主な耐用年数	
建物	14～47年
建物附属設備	6～15年
構築物	10～60年
器械備品	5～10年
車両運搬具	5～6年

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産で、取得又は改良した資産と補助金等との対応関係を個別に把握できる資産を除いたすべての資産（補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産を除く。）を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理しています。

6) 令和6年度鴨川市病院事業予定損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円	千円
1 医 業 収 益				
(1) 入 院 収 益	638,071			
(2) 外 来 収 益	361,428			
(3) そ の 他 医 業 収 益	48,781			
(4) 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	65,114			
(5) 居 宅 介 護 支 援 収 益	21,022			
(6) 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	16,543			
(7) 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 収 益	1,155			
(8) 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 収 益	7,890			
(9) 他 会 計 負 担 金	0	1,160,004		
2 医 業 費 用				
(1) 給 与 費	824,581			
(2) 材 料 費	108,261			
(3) 経 費	209,515			
(4) 減 価 償 却 費	147,998			
(5) 資 産 減 耗 費	680			
(6) 研 究 研 修 費	70,284	1,361,319		
医 業 損 失				201,315
3 医 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息 配 当 金	1			
(2) 他 会 計 補 助 金	95,895			
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	12,470			

(4) その他医業外収益	15,029		
(5) 負担金交付金	20,211		
(6) 補助金	3,981	147,587	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	7,518		
(2) その他医業外費用	57,861	65,379	82,208
経常損失			119,107
6 特別利益			
(1) その他特別利益	0	0	
7 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	0
当年度純損失			119,107
前年度繰越利益剰余金			31,775
当年度未処理欠損金			87,332

7) 令和6年度鴨川市病院事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

		資 産 の 部		千円	千円
		千円	千円		
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 建 物		16,382		
	ロ 減 価 却 累 計 額	2,281,883			
	ハ 建 物 附 属 設 備	<u>△ 291,597</u>	1,990,286		
	ニ 構 築 物	41,282			
	ホ 器 械 備 品	<u>△ 38,704</u>	2,578		
	ヘ 車 両 運 搬 具	309,365			
	ト リ ー ス 資 産	<u>△ 103,711</u>	205,654		
	チ 建 設 仮 勘 定	487,917			
	有 形 固 定 資 産 合 計	<u>△ 383,295</u>	104,622		
	(2) 投 資 所 の 他 資 産	1,428			
	イ 長 期 前 払 消 費 税	<u>△ 321</u>	1,107		
	投 資 所 の 他 資 産 合 計	163,463			
	固 定 資 産 合 計	<u>△ 119,492</u>	43,971		
			<u>0</u>	2,364,600	
			<u>156,092</u>		
				<u>156,092</u>	2,520,692
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			555,817	
(2)	未 貸 倒 引 当 金		197,404		
(3)	貯 蔵 品		<u>△ 336</u>	197,068	
(4)	そ の 他 流 動 資 産 合 計			4,133	
	流 動 資 産 合 計			<u>700</u>	
					<u>757,718</u>
					<u>3,278,410</u>

	負	債	の	部		
	千円				千円	千円
3 固定負債						
(1) 企業債						
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					1,674,665	
(2) リース債務					14,009	
(3) 引当金						
イ 修繕引当金					38,598	
固定負債合計						1,727,272
4 流動負債						
(1) 企業債						
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債					85,357	
(2) リース債務					29,962	
(3) 未払金					40,197	
(4) 引当金						
イ 賞与引当金					39,733	
流動負債合計						195,249
5 繰延収益						
(1) 長期前受金					416,567	
長期前受金収益化累計額					△ 152,514	
繰延収益合計						264,053
負債合計						2,186,574

		資	本	の	部		
		千円			千円	千円	千円
6	資						1,135,249
7	剩						
	(1)	資	本	剩	余	金	
		イ	寄		附	金	3,900
		ロ	負		担	金	7,542
		ハ	補		助	金	13,677
		資	本	剩	余	金	
		資	本	剩	余	金	合計
	(2)	利	益	剩	余	金	
		イ	減	債	積	立	金
		ロ	当	年	度	未	処
		口	分	利	益	剩	余
			金				合計
		剩	余	金			合計
		資	本				合計
		負	債	資	本		合計

令和7年度鴨川市病院事業会計予算実施計画に関する内訳書
収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1	事業収益		1,609,983			
	1	医業収益	1,469,982			
		1 入院収益	805,569	入院収益	805,569	入院患者収益
		2 外来収益	499,095	外来収益	499,095	外来患者収益
		3 その他医業収益	45,171	室料差額収益	22,153	個室使用料等
				公衆衛生活動収益	5,286	集団健康診断料、予防接種料等
				医療相談収益	1,996	一般健康診断料、人間ドック利用料等
				受託検査施設利用収益	237	受託検査等
				その他医業収益	15,499	文書料等
		4 訪問看護ステーション収益	74,167	訪問看護ステーション収益	74,167	訪問看護ステーション利用料
		5 居宅介護支援収益	19,515	居宅介護支援収益	19,515	居宅介護支援利用料
		6 訪問介護ステーション収益	16,806	訪問介護ステーション収益	16,806	訪問介護ステーション利用料
		7 地域包括支援センター収益	1,291	地域包括支援センター収益	1,291	介護予防支援収益
		8 訪問リハビリテーション収益	8,368	訪問リハビリテーション収益	8,368	訪問リハビリテーション利用料
	2	医業外収益	140,001			
		1 受取利息配当金	1	預金利息	1	
		2 他会計補助金	98,373	一般会計補助金	97,573	不採算地区病院分等の繰入
				国民健康保険特別会計補助金	800	補助金(運営費分)
		3 長期前受金戻入	10,958	長期前受金戻入	10,958	
		4 負担金交付金	18,448	負担金	18,448	地域包括支援センター運営負担金等
		5 その他医業外収益	12,221	その他医業外収益	12,221	売店売上代等

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明	
				区分	金額		
1 事業費	1 医業費用		1,609,983				
			1,537,034				
		1 給与費	950,499	給料	294,518		
				医師給	38,990	医師給与（7人分）	
				看護師給	151,247	看護師給与（40人分）	
				医療技術員給	71,801	医療技術員給与（20人分）	
				事務員給	32,480	事務員給与（8人分）	
				手当等	268,906		
				医師手当等	69,967	扶養手当及び宿日直手当等	
				看護師手当等	87,759	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				医療技術員手当等	39,990	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				事務員手当	17,599	扶養手当及び時間外勤務手当等	
				会計年度任用職員手当	53,591	会計年度任用職員期末勤勉手当	
				報酬	165,098	会計年度任用職員報酬等	
				法定福利費	175,966	職員共済組合負担金等	
				賞与引当金繰入額	46,011	賞与のための引当（4月相当分）	
			2 材料費	97,299	薬品費	31,081	医薬品購入費
					診療材料費	61,999	衛生材料費等
					給食材料費	4,153	給食材料費等
					医療消耗備品費	66	医療機器消耗備品費
	3 経費	257,874	厚生福利費	132	県互助会負担金		
			旅費交通費	8,760	非常勤医師交通費等		

		職員被服費	202	職員被服費
		消耗品費	4,690	消耗品費
		消耗備品費	9,033	消耗備品費
		光熱水費	25,840	電気・ガス・水道料等
		燃料費	2,640	公用車燃料費等
		印刷製本費	419	検査用紙等印刷費
		修繕費	4,754	病院施設設備等修理費
		保険料	1,883	建物損害保険料等
		賃借料	34,782	電算機器賃借料等
		通信運搬費	5,862	電話代等
		委託料	145,018	給食業務委託料等
		交際費	50	医師派遣医局交際費
		諸会費	4,922	医師会会費等
		貸倒引当金繰入額	108	未収金に係る引当
		雑費	8,779	医師会レセプト手数料等
4 減価償却費	142,087	建物減価償却費	54,119	建物減価償却費
		建物附属設備減価償却費	43	建物附属設備減価償却費
		構築物減価償却費	25,419	構築物減価償却費
		器械備品減価償却費	32,222	器械備品減価償却費
		車両運搬具減価償却費	322	車両運搬具減価償却費
		リース資産減価償却費	29,962	リース資産減価償却費
5 資産減耗費	1,485	たな卸資産減耗費	702	薬品廃棄等
		固定資産除却費	783	医療器械等除却費
6 研究研修費	87,790	図書費	555	専門誌購入費
		旅費	550	研修交通費等
		研究雑費	69	研修会参加費等

			謝金	86,616	非常勤医師等謝金
2 医業外費用		72,949			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	7,775	企業債利息	7,475	
			一時借入金利息	300	
	2 その他医業外費用	61,539	その他医業外費用	1,510	売店販売品購入費等
			雑支出	34,362	消費税精算による雑支出
			長期前払消費税償却	25,567	
			その他雑損失	100	
	3 消費税及び地方消費税	3,635	消費税及び地方消費税	3,635	確定消費税納付代

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的收入			60,460			
	1 企業債		13,000			
		1 企業債	13,000	企業債	13,000	企業債借入予定額
	2 出資金		47,460			
		1 出資金	47,460	出資金	47,460	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	節		説明
				区分	金額	
1 資本的支出			138,235			
	1 建設改良費		52,877			
		1 有形固定資産購入費	48,847	医療器械等購入費	15,889	医療機器等購入予定額
				リース資産購入費	32,958	病院什器類一式等
		2 施設整備費	4,030	吉尾出張所移転事業	4,030	吉尾出張所移転に係る工事費
	2 企業債償還金		85,358			
		1 企業債償還金	85,358	企業債償還金	85,358	借入企業債償還金

議案第 22 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「33 万円」を「36 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 丸山 博子
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和7年2月3日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 洲永 康弘
- 3 生年月日 ○○○○

報告第 1 号

令和 5 年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率について更正したので、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 3 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和 5 年度鴨川市の健全化判断比率

比率名	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	9.9%	25.0%	35.0%

報告第 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 2 月 3 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 11 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 23 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 10 月 10 日 午前 8 時頃

場所 鴨川市浜荻 898 番

3 事故に係る損害額

相手方 車両前部、フロントガラス及びボンネット損傷 605,240 円

代車費用 188,100 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

793,340 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 793,340 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

報告第 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 2 月 3 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 12 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 27 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 7 月 29 日 午後 2 時 10 分頃

場所 鴨川市東町 980 番 7

3 事故に係る損害額

市 車両左側面後部及び左側後部タイヤ損傷 389,164 円

レッカー費用 49,500 円

相手方 車両前部損傷 1,510,000 円

レッカー費用 27,940 円

4 事故に係る過失割合

市 20%

相手方 80%

5 市が負うべき損害賠償の額

307,588 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 307,588 円、相手方から市に対する損害賠償金 350,931 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

報告第 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 2 月 28 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 1 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 19 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 5 月 18 日 午後 7 時頃

場所 鴨川市打墨 220 番

3 事故に係る損害額

相手方 車両左側面損傷 134,750 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

134,750 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 134,750 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

令和5年度

鴨川市財政健全化再審査意見書

鴨川市監査委員

鴨 監 第 122 号
令和 7 年 1 月 6 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市監査委員 川名 敏昭
鴨川市監査委員 鈴木 美一

令和 5 年度 鴨川市財政健全化再審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、再審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

令和5年度 鴨川市財政健全化再審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化再審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期日

令和6年12月20日（金）

3 審査の結果

(1) 意見

令和6年12月17日付けで再審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率について公債費の数値の一部に誤りがあったこと、また、将来負担比率についても、比率の値に変更はないものの、算定の数値の一部に誤りがあったことを確認した。

審査の結果、健全化判断比率の算定に用いた数値の誤りは是正されており、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	更正前	更正後	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	9.8	9.9	25.0	35.0

(2) 個別意見

実質公債費比率について

更正後の令和5年度の実質公債費比率は9.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要すべき事項

更正後においても、特に指摘すべき事項はない。

(資料1)

令和7年第1回
鴨川市議会定例会

— 議案説明資料1 —

令和7年2月3日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第1号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	4
議案第2号	鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	45
議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	企画総務部 総務課	50
議案第4号	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	55
議案第5号	鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	57
議案第6号	鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	67
議案第7号	鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	69
議案第8号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	70
議案第9号	鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 都市建設課	74
議案第10号	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道課	76
議案第11号	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第6号）	企画総務部 財政課	85
議案第12号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市民福祉部 市民生活課	93
議案第13号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課	96
議案第14号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	98
議案第15号	令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課	100
議案第16号	令和7年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課	資料3
議案第17号	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	101
議案第18号	令和7年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課	106
議案第19号	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	112
議案第20号	令和7年度鴨川市水道事業会計予算	水道課	115

議案第21号	令和7年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院	119
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	122
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	
報告第1号	令和5年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について	企画総務部 財政課	123

議案第 1 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

一般職の職員の給与について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）、鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 25 号）、鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 143 号）、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鴨川市条例第 2 号）及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の改正【第 1 条】

ア 給料表の改定

行政職給料表 3 級から 7 級まで、教育職給料表 3 級、医療職給料表（一） 1 級及び 2 級、医療職給料表（二） 3 級から 5 級まで並びに医療職給料表（三） 3 級から 5 級までの給料表については初号近辺の号給を削除し、初号の給料月額を引き上げ、行政職給料表 8 級及び医療職給料表（一） 3 級の給料表については初号の給料月額を引き上げるとともに、現行の号給を大きくくり化することにより給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とする。

イ 昇給制度の変更

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものの昇給について、勤務成績が特に良好な場合に限り行うこととする。

ウ 扶養手当の改定

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 13,000 円に引き上げる見直しを段階的に行う。

扶養親族	区分	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職給料表7級以下の職員	6,500円	3,000円	0円
	行政職給料表8級の職員	3,500円	0円	0円
子	行政職給料表8級以下の職員	10,000円	11,500円	13,000円

エ 地域手当の支給等

- (ア) 一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）に地域手当を支給することとし、その月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。
- (イ) 勤務1時間当たりの給与額並びに期末手当及び勤勉手当の額について、地域手当の月額を加味した額とする。
- (ウ) 休職者に支給する給与に地域手当を追加する。

オ 管理職員特別勤務手当の改定

- (ア) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合の管理職員特別勤務手当について、支給の対象とする時間帯を午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）（現行週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間）とする。
- (イ) 勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした場合の(ア)の管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額に100分の150を乗じて得た額とする。

カ 定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することとする。

- (2) 鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の改正【第2条】
公益的法人等に派遣する職員に支給する給与に地域手当を追加する。
- (3) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の改正【第4条】
特定任期付職員の令和7年度以後の期末手当の支給率を定める規定を削除する。
- (4) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正【第5条】

ア 特定任期付職員の令和7年度以後の期末手当の支給率の改定及び勤勉手当の支給

- (ア) 6月及び12月の期末手当の支給率を100分の95（改正前6月100分の170、12月100分の175）とする。

(イ) 勤勉手当を支給することとし、6月及び12月の支給率を100分の87.5とする。

支給月	区分	現行	令和7年度以後
6月	期末手当	100分の170	100分の95
	勤勉手当	—	100分の87.5
12月	期末手当	100分の175	100分の95
	勤勉手当	—	100分の87.5
計		100分の345	100分の365

イ 特定任期付職員業績手当を廃止する。

(5) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正【第3条】

扶養手当、地域手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当については(1)ウからカまで、特定任期付職員業績手当については(4)イと同様の改定を行う。

(6) 鴨川市職員の育児休業等に関する条例(平成17年鴨川市条例第33号)の改正【附則第7項】

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、上記2の(3)については公布の日、(1)エ、(2)及び(5)(地域手当に係る部分に限る。)については令和8年4月1日

【第1条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤	(給与の種類) 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、期

勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間（鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。

2 略

(昇給の基準)

第5条 略

2 略

3 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(新設)

(新設)

末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間（鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。

2 略

(昇給の基準)

第5条 略

2 略

3 次に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員
(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級

4～6 略

(扶養手当)

第10条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

がこれに相当するものとして規則で定める職員

4～6 略

(扶養手当)

第10条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

(削る)

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において当該職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において

(地域手当)

第 11 条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 4 を乗じて得た額とする。

は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 略

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 略

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して

<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第14条、第15条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が行政職給料表の5級以上である職員であつて規則で定め</p>	<p><u>規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第14条、第15条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 (期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が行政職給料表の5級以上である職員であつて規則で定め</p>
--	--

るものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第 22 条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4・5 略

るものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第 22 条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(特定の職員についての適用除外)

第 22 条の 6 第 4 条第 7 項、第 5 条、第 10 条から第 11 条の 2 まで及び第 20 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

(新設)

(退職者の給与)

第 25 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5～7 略

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額							

(特定の職員についての適用除外)

第 22 条の 6 第 4 条第 7 項、第 5 条、第 10 条及び第 20 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第 4 条第 7 項、第 5 条、第 10 条、第 11 条の 2 及び第 20 条の規定は、任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

(退職者の給与)

第 25 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5～7 略

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額							

定年		略	円	円	円	円	円	円	定年		略	円	円	円	円	円	円
前再	1		<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>	前再	1		<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
任用	2		<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>	任用	2		<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
短時	3		<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>	短時	3		<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
間勤	4		<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>	間勤	4		<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
務職									務職								
員及	5		<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>	員及	5		<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
び任	6		<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>	び任	6		<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
期付	7		<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>	期付	7		<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
職員	8		<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>	職員	8		<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
以外									以外								
の職	9		<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>	の職	9		<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
員	10		<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>	員	10		<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11		<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>		11		<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12		<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>		12		<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13		<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>		13		<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14		<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>		14		<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15		<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>		15		<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16		<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>		16		<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17		<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>		17		<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18		<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>		18		<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19		<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>		19		<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
	20		<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>		20		<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
	21		<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>		21		<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
	22		<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>		22		<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
	23		<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>		23		<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
	24		<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>		24		<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
	25		<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>		25		<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
	26		<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>		26		<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	

27	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>	27	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>	28	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	29	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	30	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	31	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	32	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	33	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>	34	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>	35	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>	36	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>	37	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>	38	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>	39	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>	40	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>	41	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>	42	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>	43	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>	44	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>	45	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		46	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		47	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		48	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		49	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		50	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		51	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		52	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	

53	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	53	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	54	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	55	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	56	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	57	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	58	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	59	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	60	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	61	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		62	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		63	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		64	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		65	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		66	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		67	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		68	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>		69	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>		70	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>		71	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>		72	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>		73	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>		74	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>		75	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>		76	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		77	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		78	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		79	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	

80	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>				80	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
81	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>				81	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
82	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>				82	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
83	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>				83	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
84	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>				84	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
85	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>				85	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
86	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					86	<u>346,000</u>	<u>386,600</u>				
87	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					87	<u>346,400</u>	<u>387,000</u>				
88	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					88	<u>346,800</u>	<u>387,400</u>				
89	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					89	<u>347,000</u>	<u>387,700</u>				
90	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					90	<u>347,400</u>					
91	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>					91	<u>347,800</u>					
92	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					92	<u>348,200</u>					
93	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					93	<u>348,400</u>					
94	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>						94	<u>348,800</u>					
95	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>						95	<u>349,200</u>					
96	<u>348,200</u>	<u>387,400</u>						96	<u>349,500</u>					
97	<u>348,400</u>	<u>387,700</u>						97	<u>349,800</u>					
98	<u>348,800</u>							98	<u>350,200</u>					
99	<u>349,200</u>							99	<u>350,600</u>					
100	<u>349,500</u>							100	<u>351,000</u>					
101	<u>349,800</u>							101	<u>351,500</u>					
102	<u>350,200</u>							102	<u>351,900</u>					
103	<u>350,600</u>							103	<u>352,300</u>					
104	<u>351,000</u>							104	<u>352,700</u>					
105	<u>351,500</u>							105	<u>353,200</u>					

106		<u>351,900</u>							
107		<u>352,300</u>							
108		<u>352,700</u>							
109		<u>353,200</u>							
110		<u>353,600</u>							
111		<u>353,900</u>							
112		<u>354,200</u>							
113		<u>354,700</u>							
114~125 略									
定年前再任用短時間勤務職員	略								
任期付職員		給料月額	給料月額						
		略		円	円	円	円	円	円
			<u>257,600</u>	<u>280,600</u>	<u>294,900</u>	<u>310,000</u>	<u>336,100</u>	<u>368,500</u>	

106		<u>353,600</u>							
107		<u>353,900</u>							
108		<u>354,200</u>							
109		<u>354,700</u>							
110									
111									
112									
113									
114~125 略									
定年前再任用短時間勤務職員	略								
任期付職員		給料月額	給料月額						
		略		円	円	円	円	円	円
			<u>261,600</u>	<u>292,100</u>	<u>306,400</u>	<u>330,200</u>	<u>371,000</u>	<u>411,200</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		略		円
	1			<u>323,900</u>
	2			<u>326,000</u>
	3			<u>328,100</u>
	4			<u>330,200</u>
	5			<u>332,200</u>

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		略		円
	1			<u>348,700</u>
	2			<u>350,200</u>
	3			<u>351,700</u>
	4			<u>353,200</u>
	5			<u>354,600</u>

	6	<u>334,300</u>			6	<u>356,000</u>
	7	<u>336,400</u>			7	<u>357,400</u>
	8	<u>338,500</u>			8	<u>358,800</u>
	9	<u>340,500</u>			9	<u>360,200</u>
	10	<u>342,600</u>			10	<u>361,500</u>
	11	<u>344,700</u>			11	<u>362,800</u>
	12	<u>346,700</u>			12	<u>364,100</u>
	13	<u>348,700</u>			13	<u>365,300</u>
	14	<u>350,200</u>			14	<u>366,600</u>
	15	<u>351,700</u>			15	<u>367,800</u>
	16	<u>353,200</u>			16	<u>369,000</u>
	17	<u>354,600</u>			17	<u>370,200</u>
	18	<u>356,000</u>			18	<u>371,400</u>
	19	<u>357,400</u>			19	<u>372,600</u>
	20	<u>358,800</u>			20	<u>373,700</u>
	21	<u>360,200</u>			21	<u>374,800</u>
	22	<u>361,500</u>			22	<u>376,000</u>
	23	<u>362,800</u>			23	<u>377,200</u>
	24	<u>364,100</u>			24	<u>378,300</u>
	25	<u>365,300</u>			25	<u>379,400</u>
	26	<u>366,600</u>			26	<u>380,600</u>
	27	<u>367,800</u>			27	<u>381,800</u>
	28	<u>369,000</u>			28	<u>382,900</u>
	29	<u>370,200</u>			29	<u>384,000</u>
	30	<u>371,400</u>			30	<u>385,200</u>

	31	<u>372,600</u>			31	<u>386,400</u>
	32	<u>373,700</u>			32	<u>387,500</u>
	33	<u>374,800</u>			33	<u>388,600</u>
	34	<u>376,000</u>			34	<u>389,800</u>
	35	<u>377,200</u>			35	<u>391,000</u>
	36	<u>378,300</u>			36	<u>392,200</u>
	37	<u>379,400</u>			37	<u>393,400</u>
	38	<u>380,600</u>			38	<u>394,700</u>
	39	<u>381,800</u>			39	<u>395,900</u>
	40	<u>382,900</u>			40	<u>397,100</u>
	41	<u>384,000</u>			41	<u>398,300</u>
	42	<u>385,200</u>			42	<u>399,600</u>
	43	<u>386,400</u>			43	<u>400,600</u>
	44	<u>387,500</u>			44	<u>401,700</u>
	45	<u>388,600</u>			45	<u>402,900</u>
	46	<u>389,800</u>			46	<u>404,100</u>
	47	<u>391,000</u>			47	<u>405,300</u>
	48	<u>392,200</u>			48	<u>406,500</u>
	49	<u>393,400</u>			49	<u>407,600</u>
	50	<u>394,700</u>			50	<u>408,600</u>
	51	<u>395,900</u>			51	<u>409,900</u>
	52	<u>397,100</u>			52	<u>411,100</u>
	53	<u>398,300</u>			53	<u>412,300</u>
	54	<u>399,600</u>			54	<u>413,400</u>
	55	<u>400,600</u>			55	<u>414,500</u>

	56	<u>401,700</u>		56	<u>415,600</u>
	57	<u>402,900</u>		57	<u>416,600</u>
	58	<u>404,100</u>		58	<u>417,800</u>
	59	<u>405,300</u>		59	<u>419,000</u>
	60	<u>406,500</u>		60	<u>420,200</u>
	61	<u>407,600</u>		61	<u>420,800</u>
	62	<u>408,600</u>		62	<u>421,600</u>
	63	<u>409,900</u>		63	<u>422,300</u>
	64	<u>411,100</u>		64	<u>422,800</u>
	65	<u>412,300</u>		65	<u>423,100</u>
	66	<u>413,400</u>		66	<u>423,400</u>
	67	<u>414,500</u>		67	<u>423,800</u>
	68	<u>415,600</u>		68	<u>424,200</u>
	69	<u>416,600</u>		69	<u>424,500</u>
	70	<u>417,800</u>		70	<u>424,900</u>
	71	<u>419,000</u>		71	<u>425,200</u>
	72	<u>420,200</u>		72	<u>425,500</u>
	73	<u>420,800</u>		73	<u>425,800</u>
	74	<u>421,600</u>		74	<u>426,200</u>
	75	<u>422,300</u>		75	<u>426,500</u>
	76	<u>422,800</u>		76	<u>426,800</u>
	77	<u>423,100</u>		77	<u>427,100</u>
	78	<u>423,400</u>		78	<u>427,400</u>
	79	<u>423,800</u>		79	<u>427,700</u>
	80	<u>424,200</u>		80	<u>427,900</u>

	81		<u>424,500</u>			81		<u>428,100</u>	
	82		<u>424,900</u>			82		<u>428,400</u>	
	83		<u>425,200</u>			83		<u>428,700</u>	
	84		<u>425,500</u>			84		<u>428,900</u>	
	85		<u>425,800</u>			85		<u>429,100</u>	
	86		<u>426,200</u>			86		<u>429,400</u>	
	87		<u>426,500</u>			87		<u>429,700</u>	
	88		<u>426,800</u>			88		<u>429,900</u>	
	89		<u>427,100</u>			89		<u>430,100</u>	
	90		<u>427,400</u>			90			
	91		<u>427,700</u>			91			
	92		<u>427,900</u>			92			
	93		<u>428,100</u>			93			
	94		<u>428,400</u>			94			
	95		<u>428,700</u>			95			
	96		<u>428,900</u>			96			
	97		<u>429,100</u>			97			
	98		<u>429,400</u>			98			
	99		<u>429,700</u>			99			
	100		<u>429,900</u>			100			
	101		<u>430,100</u>			101			
	102~161 略					102~161 略			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		略	円	略			略	円	略

			276,000	
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		略		円 306,900

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	359,900	426,700	484,400
	2	362,500	428,700	486,200
	3	365,000	430,700	488,000
	4	367,500	432,600	489,800
	5	370,000	434,500	491,600
	6	372,600	436,100	493,300
	7	375,100	437,700	495,000
	8	377,600	439,300	496,700
	9	380,100	440,900	498,400
	10	382,800	442,700	500,500
	11	385,500	444,500	502,600
	12	388,100	446,300	504,700
	13	390,200	448,100	506,700
	14	392,700	449,900	508,600
15	395,200	451,700	510,700	

			279,200	
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		略		円 331,700

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	390,100	455,100	549,800
	2	392,800	457,100	555,900
	3	395,400	459,000	561,200
	4	397,900	460,900	566,100
	5	400,300	462,300	570,500
	6	403,000	464,100	574,800
	7	405,600	465,900	578,400
	8	408,100	467,700	581,400
	9	410,500	469,500	583,900
	10	412,700	471,300	586,200
	11	414,800	473,100	
	12	416,900	474,900	
	13	419,000	476,700	
	14	420,500	478,500	
15	422,000	480,300		

	16	<u>397,700</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>			16	<u>423,500</u>	<u>482,100</u>		
	17	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>			17	<u>424,900</u>	<u>483,900</u>		
	18	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>			18	<u>426,400</u>	<u>485,800</u>		
	19	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>			19	<u>427,900</u>	<u>487,700</u>		
	20	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>			20	<u>429,300</u>	<u>489,600</u>		
	21	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>			21	<u>430,700</u>	<u>491,500</u>		
	22	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>			22	<u>432,200</u>	<u>493,200</u>		
	23	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>			23	<u>433,700</u>	<u>495,000</u>		
	24	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>			24	<u>435,100</u>	<u>496,800</u>		
	25	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>			25	<u>436,500</u>	<u>498,400</u>		
	26	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>			26	<u>438,000</u>	<u>500,200</u>		
	27	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>			27	<u>439,500</u>	<u>502,000</u>		
	28	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>			28	<u>440,900</u>	<u>503,600</u>		
	29	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>			29	<u>442,300</u>	<u>505,000</u>		
	30	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>			30	<u>443,700</u>	<u>506,700</u>		
	31	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>			31	<u>445,100</u>	<u>508,500</u>		
	32	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>			32	<u>446,500</u>	<u>510,200</u>		
	33	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>			33	<u>447,900</u>	<u>511,700</u>		
	34	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>			34	<u>449,300</u>	<u>513,000</u>		
	35	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>			35	<u>450,700</u>	<u>514,300</u>		
	36	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>			36	<u>452,100</u>	<u>515,600</u>		
	37	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>			37	<u>453,500</u>	<u>516,600</u>		
	38	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>			38	<u>454,900</u>	<u>517,900</u>		
	39	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>			39	<u>456,300</u>	<u>519,200</u>		
	40	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>			40	<u>457,700</u>	<u>520,500</u>		

	41	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>			41	<u>459,100</u>	<u>521,500</u>		
	42	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>			42	<u>460,800</u>	<u>522,300</u>		
	43	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>			43	<u>462,400</u>	<u>523,100</u>		
	44	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>			44	<u>464,000</u>	<u>523,900</u>		
	45	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>			45	<u>465,600</u>	<u>524,800</u>		
	46	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>			46	<u>466,800</u>	<u>525,600</u>		
	47	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>			47	<u>468,000</u>	<u>526,400</u>		
	48	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>			48	<u>469,100</u>	<u>527,100</u>		
	49	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>			49	<u>470,100</u>	<u>527,900</u>		
	50	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>			50	<u>471,100</u>	<u>528,700</u>		
	51	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>			51	<u>472,000</u>	<u>529,400</u>		
	52	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>			52	<u>472,800</u>	<u>530,300</u>		
	53	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>			53	<u>473,500</u>	<u>531,200</u>		
	54	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>			54	<u>474,200</u>	<u>532,000</u>		
	55	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>			55	<u>474,900</u>	<u>532,900</u>		
	56	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>			56	<u>475,500</u>	<u>533,800</u>		
	57	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>			57	<u>476,200</u>	<u>534,600</u>		
	58	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>			58	<u>476,900</u>	<u>535,500</u>		
	59	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>			59	<u>477,500</u>	<u>536,400</u>		
	60	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>			60	<u>478,100</u>	<u>537,100</u>		
	61	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>			61	<u>478,400</u>	<u>537,900</u>		
	62	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>			62	<u>479,000</u>	<u>538,800</u>		
	63	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>			63	<u>479,700</u>	<u>539,700</u>		
	64	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>			64	<u>480,400</u>	<u>540,600</u>		

	65	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>			65	<u>480,800</u>	<u>541,400</u>		
	66	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>				66	<u>481,400</u>	<u>542,300</u>		
	67	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>				67	<u>482,100</u>	<u>543,200</u>		
	68	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>				68	<u>482,800</u>	<u>544,100</u>		
	69	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>				69	<u>483,200</u>	<u>544,900</u>		
	70	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>				70	<u>483,800</u>	<u>545,800</u>		
	71	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>				71	<u>484,400</u>	<u>546,700</u>		
	72	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>				72	<u>484,900</u>	<u>547,600</u>		
	73	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>				73	<u>485,400</u>	<u>548,400</u>		
	74	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>				74	<u>485,900</u>			
	75	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>				75	<u>486,400</u>			
	76	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>				76	<u>486,900</u>			
	77	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>				77	<u>487,300</u>			
	78	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>				78	<u>487,800</u>			
	79	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>				79	<u>488,200</u>			
	80	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>				80	<u>488,700</u>			
	81	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>				81	<u>489,200</u>			
	82	<u>483,800</u>	<u>542,300</u>				82	<u>489,800</u>			
	83	<u>484,400</u>	<u>543,200</u>				83	<u>490,400</u>			
	84	<u>484,900</u>	<u>544,100</u>				84	<u>490,800</u>			
	85	<u>485,400</u>	<u>544,900</u>				85	<u>491,300</u>			
	86	<u>485,900</u>	<u>545,800</u>				86	<u>491,900</u>			
	87	<u>486,400</u>	<u>546,700</u>				87	<u>492,500</u>			
	88	<u>486,900</u>	<u>547,600</u>				88	<u>493,000</u>			
	89	<u>487,300</u>	<u>548,400</u>				89	<u>493,500</u>			

	90	<u>487,800</u>			
	91	<u>488,200</u>			
	92	<u>488,700</u>			
	93	<u>489,200</u>			
	94	<u>489,800</u>			
	95	<u>490,400</u>			
	96	<u>490,800</u>			
	97	<u>491,300</u>			
	98	<u>491,900</u>			
	99	<u>492,500</u>			
	100	<u>493,000</u>			
	101	<u>493,500</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	略				
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	
		<u>342,200</u>	<u>381,600</u>	<u>441,400</u>	

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	円 188,600	円 227,400	円 <u>258,500</u>	円 <u>278,600</u>	円 <u>303,500</u>

定年前再任用短時間勤務職員	略				
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	
		<u>372,500</u>	<u>410,000</u>	<u>506,800</u>	

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	円 188,600	円 227,400	円 <u>263,000</u>	円 <u>281,800</u>	円 <u>315,000</u>

任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	2	190,700	228,700	<u>259,700</u>	<u>279,400</u>	<u>305,000</u>	任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	2	190,700	228,700	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>
	3	192,800	230,000	<u>260,800</u>	<u>280,200</u>	<u>306,500</u>		3	192,800	230,000	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>
	4	194,900	231,300	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>		4	194,900	231,300	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>
	5	196,900	232,500	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>		5	196,900	232,500	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>
	6	198,900	233,600	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,900</u>		6	198,900	233,600	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>
	7	200,900	234,600	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,300</u>		7	200,900	234,600	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>
	8	202,700	235,600	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>313,700</u>		8	202,700	235,600	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>
	9	204,500	236,700	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,000</u>		9	204,500	236,700	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>
	10	206,400	237,900	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>316,400</u>		10	206,400	237,900	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>
	11	208,300	239,200	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>317,800</u>		11	208,300	239,200	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>
	12	210,400	240,500	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>		12	210,400	240,500	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>
	13	212,100	241,800	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,600</u>		13	212,100	241,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>
	14	214,100	243,100	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,200</u>		14	214,100	243,100	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>
	15	216,300	244,400	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,700</u>		15	216,300	244,400	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>
	16	218,400	245,600	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>325,200</u>		16	218,400	245,600	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>
	17	220,500	246,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,700</u>		17	220,500	246,800	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>
	18	221,600	248,000	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>328,300</u>		18	221,600	248,000	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>
	19	222,700	249,200	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,800</u>		19	222,700	249,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>
	20	223,800	250,400	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,300</u>		20	223,800	250,400	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>
	21	224,900	251,500	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,800</u>		21	224,900	251,500	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>
	22	225,800	252,400	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>334,400</u>		22	225,800	252,400	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>
	23	226,700	253,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>335,900</u>		23	226,700	253,200	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>
	24	227,600	254,000	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,400</u>		24	227,600	254,000	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>
	25	228,500	254,800	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>338,900</u>		25	228,500	254,800	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>
	26	229,400	255,600	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>340,500</u>		26	229,400	255,600	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>

27	230,300	256,400	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,100</u>	27	230,300	256,400	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>
28	231,200	257,200	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>343,600</u>	28	231,200	257,200	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>
29	232,100	258,000	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>344,900</u>	29	232,100	258,000	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>
30	233,000	258,800	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>346,400</u>	30	233,000	258,800	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>
31	233,900	259,600	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>347,900</u>	31	233,900	259,600	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>
32	234,800	260,400	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>349,400</u>	32	234,800	260,400	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>
33	235,600	261,200	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>350,900</u>	33	235,600	261,200	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>
34	236,400	262,000	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>352,400</u>	34	236,400	262,000	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>
35	237,200	262,700	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>353,900</u>	35	237,200	262,700	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>
36	238,000	263,500	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>355,300</u>	36	238,000	263,500	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>
37	238,800	264,400	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>356,700</u>	37	238,800	264,400	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>
38	239,600	265,200	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>358,300</u>	38	239,600	265,200	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>
39	240,400	266,000	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>359,800</u>	39	240,400	266,000	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>
40	241,200	266,800	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>361,300</u>	40	241,200	266,800	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>
41	241,800	267,600	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>362,500</u>	41	241,800	267,600	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>
42	242,400	268,400	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>	42	242,400	268,400	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>
43	243,000	269,200	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>	43	243,000	269,200	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>
44	243,500	270,000	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>365,900</u>	44	243,500	270,000	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>
45	244,000	270,700	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>366,900</u>	45	244,000	270,700	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>
46	244,600	271,500	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>367,700</u>	46	244,600	271,500	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>
47	245,100	272,300	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>368,700</u>	47	245,100	272,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>
48	245,500	273,100	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>369,800</u>	48	245,500	273,100	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>
49	245,900	273,800	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>370,800</u>	49	245,900	273,800	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>
50	246,400	274,600	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>371,800</u>	50	246,400	274,600	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>
51	246,900	275,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>372,800</u>	51	246,900	275,300	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>

52	247,400	276,000	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>373,700</u>	52	247,400	276,000	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>
53	247,700	276,700	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>374,500</u>	53	247,700	276,700	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>
54	248,000	277,400	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,300</u>	54	248,000	277,400	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>
55	248,300	278,100	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>	55	248,300	278,100	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>
56	248,600	278,800	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>377,000</u>	56	248,600	278,800	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>
57	248,900	279,500	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>	57	248,900	279,500	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>
58	249,200	280,200	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>	58	249,200	280,200	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>
59	249,500	280,900	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>	59	249,500	280,900	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>
60	249,800	281,500	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>	60	249,800	281,500	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>
61	250,100	282,100	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>	61	250,100	282,100	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>
62	250,400	282,800	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>	62	250,400	282,800	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>
63	250,700	283,500	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>	63	250,700	283,500	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>
64	251,000	284,100	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>	64	251,000	284,100	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>
65	251,300	284,700	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>	65	251,300	284,700	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>
66	251,600	285,400	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>	66	251,600	285,400	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>
67	251,900	286,100	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>	67	251,900	286,100	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>
68	252,200	286,700	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>	68	252,200	286,700	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>
69	252,500	287,300	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>	69	252,500	287,300	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>
70	252,800	288,000	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>	70	252,800	288,000	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>
71	253,100	288,700	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>	71	253,100	288,700	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>
72	253,300	289,300	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>	72	253,300	289,300	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>
73	253,500	289,900	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>	73	253,500	289,900	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>
74	253,800	290,400	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>	74	253,800	290,400	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>
75	254,100	290,800	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>	75	254,100	290,800	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>
76	254,300	291,200	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>	76	254,300	291,200	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>

	77	254,500	291,600	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>			77	254,500	291,600	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>
	78	254,800	291,900	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>389,600</u>			78	254,800	291,900	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	
	79	255,100	292,200	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>390,100</u>			79	255,100	292,200	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	
	80	255,300	292,500	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>390,600</u>			80	255,300	292,500	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	
	81	255,500	292,800	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>390,900</u>			81	255,500	292,800	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	
	82	255,800	293,100	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>391,400</u>			82	255,800	293,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>	
	83	256,100	293,400	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>391,800</u>			83	256,100	293,400	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>	
	84	256,300	293,700	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>392,200</u>			84	256,300	293,700	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>	
	85	256,500	293,900	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>392,600</u>			85	256,500	293,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>	
	86		294,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>				86		294,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>	
	87		294,300	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>				87		294,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>	
	88		294,500	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>				88		294,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>	
	89		294,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>				89		294,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>	
	90		295,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>				90		295,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>	
	91		295,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>				91		295,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>	
	92		295,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>				92		295,500	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>	
	93		295,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>				93		295,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>	
	94		296,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>				94		296,100	<u>334,000</u>		
	95		296,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>				95		296,300	<u>334,300</u>		
	96		296,600	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>				96		296,600	<u>334,600</u>		
	97		296,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>				97		296,900	<u>334,800</u>		
	98		297,100	<u>334,000</u>					98		297,100	<u>335,100</u>		
	99		297,300	<u>334,300</u>					99		297,300	<u>335,400</u>		
	100		297,600	<u>334,600</u>					100		297,600	<u>335,600</u>		

	101		297,900	<u>334,800</u>		
	102		298,100	<u>335,100</u>		
	103		298,300	<u>335,400</u>		
	104		298,600	<u>335,600</u>		
	105		298,900	<u>335,800</u>		
	106			<u>336,000</u>		
	107			<u>336,400</u>		
	108			<u>336,600</u>		
	109			<u>336,800</u>		
	110			<u>337,200</u>		
	111			<u>337,600</u>		
	112			<u>338,000</u>		
	113			<u>338,200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 216,300	円 232,500	円 <u>251,000</u>	円 <u>265,800</u>	円 <u>287,700</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

	101		297,900	<u>335,800</u>		
	102		298,100	<u>336,000</u>		
	103		298,300	<u>336,400</u>		
	104		298,600	<u>336,600</u>		
	105		298,900	<u>336,800</u>		
	106			<u>337,200</u>		
	107			<u>337,600</u>		
	108			<u>338,000</u>		
	109			<u>338,200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 216,300	円 232,500	円 <u>255,500</u>	円 <u>269,000</u>	円 <u>299,200</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員及び 任期付職員以外の職員		略		円	円	円	定年前再任用 短時間勤務職員及び 任期付職員以外の職員		略		円	円	円
	1			<u>277,600</u>	<u>293,000</u>	<u>310,300</u>		1			<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>
	2			<u>278,700</u>	<u>293,600</u>	<u>311,500</u>		2			<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>
	3			<u>279,800</u>	<u>294,200</u>	<u>312,700</u>		3			<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>
	4			<u>280,800</u>	<u>294,700</u>	<u>313,800</u>		4			<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>
	5			<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>314,900</u>		5			<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>
	6			<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>316,000</u>		6			<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>
	7			<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>317,100</u>		7			<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>
	8			<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>318,200</u>		8			<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>
	9			<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>319,300</u>		9			<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>
	10			<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>320,300</u>		10			<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>
	11			<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>		11			<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>
	12			<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>		12			<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>
	13			<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>		13			<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>
	14			<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>		14			<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>
	15			<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>		15			<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>
	16			<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>		16			<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>
	17			<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>		17			<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>
	18			<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>		18			<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>
	19			<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>		19			<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>
	20			<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>		20			<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>
	21			<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>		21			<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>
22			<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>	22			<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>		

	23	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>		23	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>
	24	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>		24	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>
	25	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>		25	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>
	26	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>		26	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>
	27	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>		27	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>
	28	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>		28	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>
	29	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>		29	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>
	30	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>		30	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>
	31	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>		31	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>
	32	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>		32	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>
	33	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>		33	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>
	34	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>		34	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>
	35	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>		35	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>
	36	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>		36	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>
	37	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>		37	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>
	38	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>352,600</u>		38	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>
	39	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,100</u>		39	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>
	40	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>355,600</u>		40	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>
	41	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>356,800</u>		41	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>
	42	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>358,300</u>		42	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>
	43	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>359,700</u>		43	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>
	44	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>361,100</u>		44	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>
	45	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,500</u>		45	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>
	46	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>363,500</u>		46	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>
	47	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>364,900</u>		47	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>

	48	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,200</u>		48	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>
	49	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>367,500</u>		49	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>
	50	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>368,900</u>		50	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>
	51	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>370,200</u>		51	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>
	52	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>371,500</u>		52	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>
	53	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>373,000</u>		53	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>
	54	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>374,200</u>		54	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>
	55	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>375,300</u>		55	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>
	56	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>376,500</u>		56	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>
	57	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>377,600</u>		57	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>
	58	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>378,500</u>		58	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>
	59	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>379,500</u>		59	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>
	60	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>380,400</u>		60	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>
	61	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>381,000</u>		61	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>
	62	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>381,800</u>		62	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>
	63	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>382,600</u>		63	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>
	64	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>383,400</u>		64	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>
	65	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>384,100</u>		65	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>
	66	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>384,800</u>		66	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>
	67	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>385,500</u>		67	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>
	68	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,100</u>		68	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>
	69	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>386,700</u>		69	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>
	70	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>387,300</u>		70	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>
	71	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>388,000</u>		71	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>
	72	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>388,600</u>		72	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>

	73	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>389,300</u>			73	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>
	74	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>389,800</u>			74	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>
	75	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>390,400</u>			75	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>
	76	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>390,900</u>			76	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>
	77	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>391,300</u>			77	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>
	78	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>			78	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>
	79	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>392,400</u>			79	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>
	80	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>392,700</u>			80	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>
	81	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>393,000</u>			81	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>
	82	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>393,500</u>			82	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>
	83	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>393,900</u>			83	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>
	84	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>			84	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>
	85	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>394,500</u>			85	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>
	86	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>395,000</u>			86	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	
	87	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>395,500</u>			87	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	
	88	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>395,900</u>			88	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	
	89	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>396,200</u>			89	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	
	90	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>396,600</u>			90	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	
	91	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>397,100</u>			91	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	
	92	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>397,500</u>			92	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	
	93	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,900</u>			93	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	
	94	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>				94	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	
	95	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>				95	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	
	96	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>				96	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	

	97	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>			97	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>	
	98	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>			98	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>	
	99	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>			99	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>	
	100	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>			100	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>	
	101	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>			101	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>	
	102	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>			102	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>	
	103	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>			103	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>	
	104	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>			104	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>	
	105	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>			105	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>	
	106	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>			106	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>	
	107	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>			107	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>	
	108	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>			108	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>	
	109	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>			109	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>	
	110	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>			110	<u>362, 600</u>		
	111	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>			111	<u>363, 100</u>		
	112	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>			112	<u>363, 500</u>		
	113	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>			113	<u>363, 900</u>		
	114	<u>362, 600</u>				114			
	115	<u>363, 100</u>				115			
	116	<u>363, 500</u>				116			
	117	<u>363, 900</u>				117			
	118~157	略				118~157	略		
定年前再任用短時	略				定年前再任用短時	略			

間勤務職員						間勤務職員					
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略		円	円	円		略		円	円	円
			270,500	282,600	297,900				274,700	284,800	306,900
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。						備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。					

【第2条】 鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>

【第3条】 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2)～(5) 略

(新設)

(管理職員特別勤務手当)

第11条 略

2 略

3 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第16条 特定任期付職員業績手当は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第5条及び第6条の規定は、鴨川市職員の定年等に関する条例(平成17年鴨川市条例第29号)第12条若しくは第13条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(削る)

(1)～(4) 略

(地域手当)

第5条の2 職員には、地域手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条 略

2 略

3 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条 削除

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第5条の規定は、鴨川市職員の定年等に関する条例(平成17年鴨川市条例第29号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(新設)	2 第5条及び第6条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。
------	--

【第4条】 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例による鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第2条、第3条及び第5条</u>の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第2条及び第3条</u>の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>

2～4 略	2～4 略
-------	-------

【第5条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号。以下この条において「給与条例」という。）第4条、第5条、<u>第9条から第11条の2まで、第19条第1項及び第2項、第20条並びに第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条</u></p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(削る)</p> <p>3 <u>前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号。以下この条において「給与条例」という。）第4条、第5条、<u>第9条、第10条、第11条の2、第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項及び第2項、<u>第19条第3項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条</p>

<p>第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号。以下この条において「企業給与条例」という。)</p> <p>第4条から第6条まで及び第15条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号。以下この条において「企業給与条例」という。)</p> <p>第4条、第5条及び第6条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p>
---	---

【附則第7項】鴨川市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第22条の6	第10条から第11条の2まで及び第20条	第10条から第11条の2まで	第22条の6 第2項	、第11条の2及び第20条	及び第11条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員		任期付職員条例第4条の規定により採用された職員	任期付短時間勤務職員

附 則 (抄)

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第2条、第3条第1項、第11条、第17条第1項及び第2項、第21条第4項及び第5項、第22条第2項第1号及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定、第2条の規定並びに第3条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定(「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。)及び同条例第5条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定め

る職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同

様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当す

る扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
- 「(4) 重度心身障害者
 - (5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。）」とする。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

- ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給 略
- イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給 略
- ウ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給 略
- エ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給 略
- オ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給 略

議案第2号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 育児を行う職員の時間外勤務の制限の見直し

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（現行3歳に満たない子）のある職員が当該子を養育するために請求した場合は、請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間において設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務以外の勤務（災害等の事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならないこととする。

(2) 配偶者等の介護についての申出があった場合等における措置の新設

ア 任命権者は、職員が配偶者、父、母、子、配偶者の父母等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。

イ 任命権者は、職員に対して、職員が40歳に達した日の属する年度において、アの事項を知らせなければならないこととする。

ウ 任命権者は、職員がアにより申し出たことを理由として、職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこととする。

(3) 勤務環境の整備に関する措置の新設

任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次の措置を講じなければならないこととする。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

- イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - ウ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (4) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における</p>

当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項、次項及び第3項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

(新設)

当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項、次項及び第3項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状

<p>(新設)</p> <p>第 18 条 略</p>	<p><u>況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第 19 条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第 20 条 略</p>
-----------------------------	--

(附則第 2 項) 鴨川市職員の育児休業等に関する条例 (平成 17 年鴨川市条例第 35 号) 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 略</p>

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第20条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 提案理由

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により刑法（明治40年法律第45号）の一部が改正され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次の条例中懲役及び禁錮を拘禁刑に改める。
- ア 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）【第1条】
 - イ 鴨川市環境条例（平成17年鴨川市条例第122号）【第2条】
 - ウ 鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成17年鴨川市条例第124号）【第2条】
 - エ 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鴨川市条例第5号）【第2条】
- (2) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年6月1日

【第1条】 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた

<p>者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	---

【第2条】鴨川市環境条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第59条 第40条第1項、第44条第1項、第2項若しくは第4項又は第49条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第59条 第40条第1項、第44条第1項、第2項若しくは第4項又は第49条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

【第2条】鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

【第2条】鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において</p>

旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

6 附則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において市の公の施設の指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(旧条例第2条第9号に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。)を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第5項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 附則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において市の公の施設の指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50

旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

6 附則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において市の公の施設の指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(旧条例第2条第9号に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。)を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第5項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

8 附則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において市の公の施設の指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は

万円以下の罰金に処する。 9・10 略	50万円以下の罰金に処する。 9・10 略
------------------------	--------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第4号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市税条例（平成17年鴨川市条例第48号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団	第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団

法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

国民健康保険税の税率等の改正を行うため、鴨川市国民健康保険税条例（平成17年鴨川市条例第114号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 基礎課税額の税率等を次のように改正する。

ア 所得割額税率 100分の7.05（現行100分の7.0）

イ 被保険者均等割額 1人について、23,400円（現行22,200円）

ウ 世帯別平等割額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について、28,600円（現行27,000円）

(イ) 特定世帯 1世帯について、14,300円（現行13,500円）

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について、21,450円（現行20,250円）

(2) 後期高齢者支援金等課税額の税率等を次のように改正する。

ア 所得割額税率 100分の2.84（現行100分の2.3）

イ 被保険者均等割額 1人について、14,600円（現行11,400円）

(3) 介護納付金課税額の税率等を次のように改正する。

ア 所得割額税率 100分の2.39（現行100分の2.0）

イ 被保険者均等割額 1人について、15,600円（現行13,800円）

(4) 国民健康保険税の減額規定に該当する場合に基礎課税額から減額する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のように改正する。

ア 被保険者均等割額

(ア) 7割軽減 1人について、16,380円（現行15,540円）

(イ) 5割軽減 1人について、11,700円(現行11,100円)

(ウ) 2割軽減 1人について、4,680円(現行4,440円)

イ 世帯別平等割額

(ア) 7割軽減

a 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について、20,020円(現行18,900円)

b 特定世帯 1世帯について、10,010円(現行9,450円)

c 特定継続世帯 1世帯について、15,015円(現行14,175円)

(イ) 5割軽減

a 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について、14,300円(現行13,500円)

b 特定世帯 1世帯について、7,150円(現行6,750円)

c 特定継続世帯 1世帯について、10,725円(現行10,125円)

(ウ) 2割軽減

a 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について、5,720円(現行5,400円)

b 特定世帯 1世帯について、2,860円(現行2,700円)

c 特定継続世帯 1世帯について、4,290円(現行4,050円)

(5) 国民健康保険税の減額規定に該当する場合に後期高齢者支援金等課税額から減額する被保険者均等割額を次のように改正する。

ア 7割軽減 1人について、10,220円(現行7,980円)

イ 5割軽減 1人について、7,300円(現行5,700円)

ウ 2割軽減 1人について、2,920円(現行2,280円)

(6) 国民健康保険税の減額規定に該当する場合に介護納付金課税額から減額する被保険者均等割額を次のように改正する。

ア 7割軽減 1人について、10,920円(現行9,660円)

イ 5割軽減 1人について、7,800円(現行6,900円)

ウ 2割軽減 1人について、3,120円(現行2,760円)

(7) 納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合に基礎課

税額から減額する被保険者均等割額を次のように改正する。

ア 国民健康保険税の減額規定に該当する場合

(ア) 7割軽減 未就学児1人について、3,510円(現行3,330円)

(イ) 5割軽減 未就学児1人について、5,850円(現行5,550円)

(ウ) 2割軽減 未就学児1人について、9,360円(現行8,880円)

イ 国民健康保険税の減額規定に該当しない場合 未就学児1人について、11,700円(現行11,100円)

(8) 納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合に後期高齢者支援金等課税額から減額する被保険者均等割額を次のように改正する。

ア 国民健康保険税の減額規定に該当する場合

(ア) 7割軽減 未就学児1人について、2,190円(現行1,710円)

(イ) 5割軽減 未就学児1人について、3,650円(現行2,850円)

(ウ) 2割軽減 未就学児1人について、5,840円(現行4,560円)

イ 国民健康保険税の減額規定に該当しない場合 未就学児1人について、7,300円(現行5,700円)

3 施行期日

令和7年4月1日

鴨川市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.05</u>を乗</p>

じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万2,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び同項において同じ。)以外の世帯 1世帯について 27,000円
- (2) 特定世帯 1世帯について 13,500円
- (3) 特定継続世帯 1世帯について 20,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万3,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び同項において同じ。)以外の世帯 1世帯について 28,600円
- (2) 特定世帯 1世帯について 14,300円
- (3) 特定継続世帯 1世帯について 21,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.3 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万1,400円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.0 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万3,800円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有す

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.84 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万4,600円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.39 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万5,600円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有す

る者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について
18,900円

（イ） 特定世帯 1世帯について 9,450円

（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 14,175円

る者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について
20,020円

（イ） 特定世帯 1世帯について 10,010円

（ウ） 特定継続世帯 1世帯について 15,015円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,980円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,660円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 13,500円

(イ) 特定世帯 1世帯について 6,750円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 10,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,220円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 14,300円

(イ) 特定世帯 1世帯について 7,150円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 10,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,900円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 5,400円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,700円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 4,050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 5,720円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,860円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 4,290円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 2,280円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,760円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,710円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,850円

く。) 1人について 2,920円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,510円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,190円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u>	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,840円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,700円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,300円</u>
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市公益活動支援基金条例（平成25年鴨川市条例第28号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

鴨川市公益活動支援基金条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において「公益的法人」とは、次に掲げる法人をいう。 (1)・(2) 略 (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人で学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第23条の2第1項に規定する専修学校をいう。以下同じ。）若しくは各種学校（同令第</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「公益的法人」とは、次に掲げる法人をいう。 (1)・(2) 略 (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人で学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第23条の2第1項に規定する専修学校をいう。以下同じ。）若しくは各種学校（同令第</p>

<p>23 条の 2 第 2 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。) の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>23 条の 2 第 2 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。) の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第 152 条第 5 項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例を廃止する条例の制定について

1 提案理由

設置の目的を達した鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金を廃止するため、鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金の設置及び貸付けに関する条例（平成17年鴨川市条例第115号。以下「条例」という。）を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 鴨川市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金を廃止する。
- (2) 廃止前の条例に基づく基金に属する現金は、鴨川市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年鴨川市条例第66号）に基づく基金に属するものとする。

3 施行期日

公布の日

議案第8号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年3月13日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され同年4月1日から施行されたこと及び同年11月29日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され令和7年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鴨川市条例第15号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に当該家庭的保育事業所等又はそれ以外の施設、保健所、市町村等の栄養士による必要な配慮が行われることの要件について、栄養士の免許を有さない管理栄養士によるものであっても同要件を満たすことができることとされたため、これに従った改正を行う。
- (2) 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に係る保育士（小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育従事者）の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童にあつてはおおむね15人（現行20人）につき1人、満4歳以上の児童にあつてはおおむね25人（現行30人）につき1人とされたため、これに従った改正を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、上記2の(1)については、令和7年4月1日

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はそれ以外の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略 (職員)</p> <p>第 29 条 略</p> <p>2 保育士の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に 1 人を加えた人数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はそれ以外の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。)等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略 (職員)</p> <p>第 29 条 略</p> <p>2 保育士の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に 1 人を加えた人数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士的人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） お</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士的人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） お</p>
---	---

<p>おむね <u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>おむね <u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年11月21日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第100号）により移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）の一部が改正され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成29年鴨川市条例第2号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年6月1日

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 略

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 10 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 6 年 3 月 29 日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 102 号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号）により水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生労働省令第 45 号）の一部が改正され、それぞれ一部が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 布設工事監督者の資格の見直し

改正後の布設工事監督者の資格の基準に準じ、布設工事監督者の資格を定める。

【改正内容】

布設工事監督者の資格の基準について、次の表の学歴、資格等を有し、上段の実務経験（水道に関する実務経験に、他分野（工業用水道、下水道、道路又は河川）における実務経験を加味した年数）以上を要することとされ、その年数の 2 分の 1 以上の水道に関する実務経験を要することとされた。この場合において、給水人口が 5 万人以下である水道事業（※本市該当）に係る実務経験の要件については、下段の実務経験（水道に関する実務経験）以上を要することとされた。

現行			改正後		
号	学歴、資格等	実務経験	号	学歴、資格等	実務経験 （下段： 給水人口 が 5 万人 以下）

1	大学卒業	土木工学科 (衛生工学、水道工学)	2年	1	大学卒業	土木工学科	3年
2	大学卒業	土木工学科 (上記以外の学科目)	3年				1年6月
(新設)				2	大学卒業	機械工学科、電気工学科	4年 2年
3	短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業	土木科	5年	3	短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業	土木科	5年 2年6月
(新設)				4	短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業	機械科、電気科	6年 3年
4	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科	7年	5	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科	7年 3年6月
(新設)				6	高等学校卒業 中等教育学校卒業	機械科、電気科	8年 4年
5	水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		10年	7	水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		10年 5年
6	大学卒業(第1号該当) ・大学院で1年以上衛生工学又は水道工学を専攻した場合 ・大学の専攻科で衛生工学又は水道工学を専攻した場合		1年	8	大学卒業(第1号該当) ・大学院で1年以上衛生工学又は水道工学を専攻した場合 ・大学の専攻科で衛生工学又は水道工学を専攻した場合		2年 1年

	大学卒業（第2号該当） ・大学院で1年以上衛生工学又は水道工学を専攻した場合 ・大学の専攻科で衛生工学又は水道工学を専攻した場合	2年		大学卒業（第2号該当） ・大学院で1年以上衛生工学又は水道工学を専攻した場合 ・大学の専攻科で衛生工学又は水道工学を専攻した場合	3年 ----- 1年6月
7	外国の学校卒業 ・第1号から第4号までの課程又は学科目を修得した場合	それぞれの号に定める実務経験	9	外国の学校卒業 ・第1号から第6号までの課程を修得した場合	それぞれの号に定める実務経験
8	技術士 ・第2次試験のうち上下水道部門に合格した場合	1年	10	技術士 ・第2次試験のうち上下水道部門に合格した場合	1年 ----- 6月
	(新設)		11	1級土木施工管理技士	3年 ----- 1年6月

(2) 水道技術管理者の資格の見直し

改正後の水道技術管理者の資格の基準に準じ、水道技術管理者の資格を定める。

【改正内容】

水道技術管理者の資格の基準について、次の表の学歴、資格等を有し、上段の実務経験（水道に関する実務経験）以上を要することとされた。この場合において、給水人口が5万人以下である水道事業（※本市該当）に係る実務経験の要件については、下段の実務経験（水道に関する実務経験）以上を要することとされた。

現行			改正後		
号	学歴、資格等	実務経験	号	学歴、資格等	実務経験 (下段： 給水人口 が5万人 以下)

1	布設工事監督者の資格を有する者		—	(廃止)			
(新設)				1	大学卒業	土木工学科	3年 ----- 1年6月
					短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業	土木科	5年 ----- 2年6月
					高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科	7年 ----- 3年6月
2	大学卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学	4年	2	大学卒業	土木工学科及び土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学	4年 ----- 2年
	短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業		6年		短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業		6年 ----- 3年
	高等学校卒業 中等教育学校卒業		8年		高等学校卒業 中等教育学校卒業		8年 ----- 4年
3	水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		10年	3	水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		10年 ----- 5年
4	大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学	5年	4	大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学	5年 ----- 2年6月
	短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業		7年		短期大学卒業 専門職大学の前期課程修了 高等専門学校卒業		7年 ----- 3年6月

	高等学校卒業 中等教育学校卒業	9年		高等学校卒業 中等教育学校卒業	9年 ----- 4年6月
5	外国の学校卒業 第2号又は第4号の学科目を修得した場合	それぞれの号に定める実務経験	5	外国の学校卒業 第1号、第2号又は第4号の課程を修得した場合	それぞれの号に定める実務経験
6	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	—	6	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	—
	(新設)		7	技術士 第2次試験のうち上下水道部門に合格した場合	1年 ----- 6月
	(新設)		8	1級土木施工管理技士	3年 ----- 1年6月

3 施行期日

令和7年4月1日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第14条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程におい</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第14条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大</p>

て衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当す

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（新設）

（水道技術管理者の資格）

る課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第14条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大

第14条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号及び第4号において同じ。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第4号において同じ。)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業

<p><u>学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) 外国の学校において第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 6 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,362,719	△4,000	4,358,719	法人市民税（現年度課税分） 10,000 市たばこ税（現年度課税分） △13,000 入湯税（現年度課税分） △5,000 外
11 地方交付税	4,853,651	193,536	5,047,187	普通交付税
13 分担金及び負担金	30,971	△2,821	28,150	市営漁港整備事業分担金
14 使用料及び手数料	736,852	△1,554	735,298	陸上競技場使用料 329 サッカー場使用料 △575 交流棟使用料 312 税務証明等手数料 500 廃棄物持込処理手数料 △3,000 浄化槽汚泥処理手数料 1,303 外
15 国庫支出金	2,000,962	195,525	2,196,487	障害者自立支援給付費負担金 18,063 障害児通所給付費負担金 6,429 生活保護費負担金 24,569 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 149,188 道路メンテナンス事業補助金 △6,600 外
16 県支出金	1,094,671	△4,745	1,089,926	後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 △8,179 障害者自立支援給付費負担金 9,031 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,135 水産物供給基盤機能保全事業補助金 △14,101 外

17 財産収入	15,869	495	16,364	財政調整基金利子 206 物品売払収入 268 外
18 寄附金	612,809	110,735	723,544	一般寄附金 110,500 公益活動支援寄附金 35 民生費寄附金 200
19 繰入金	1,428,483	△333,094	1,095,389	財政調整基金繰入金 △316,261 まちづくり支援基金繰入金 △1,533 教育振興基金繰入金 △7,300 地域振興基金繰入金 △8,000
21 諸収入	396,507	△6,971	389,536	市税延滞金 8,000 資源物売払代 △1,744 賠償補償保険共済金（学 校施設） 3,059 ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金 △20,302 森林環境譲与税関連協力金 1,870 外
22 市債	1,557,608	8,500	1,566,108	基幹水利施設整備事業債 2,100 水利施設等保全高度化事業債（補正 予算債分） 26,400 林道整備事業債 △3,300 漁港整備事業債 △ 10,800 道路メンテナンス事業債 △4,900 外
歳入合計	19,054,696	155,606	19,210,302	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	188,669	△103	188,566
2 総務費	3,411,184	55,309	3,466,493
3 民生費	6,455,505	198,791	6,654,296
4 衛生費	2,335,780	△45,937	2,289,843
6 農林水産業費	606,349	7,038	613,387
7 商工費	340,706	△627	340,079
8 土木費	810,433	△35,318	775,115
10 教育費	2,098,704	△22,552	2,076,152
12 公債費	1,907,950	△995	1,906,955
歳出合計	19,054,696	155,606	19,210,302

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,959,227	△19,943	3,939,284
扶助費	3,383,134	195,754	3,578,888
公債費	1,907,923	△995	1,906,928
物件費	3,398,946	△42,750	3,356,196
維持補修費	188,842	1,063	189,905
補助費等	1,922,514	12,101	1,934,615
積立金	982,519	69,820	1,052,339
貸付金	93,440	△7,340	86,100
繰出金	1,654,954	△6,365	1,648,589
投資的経費	1,514,648	△45,739	1,468,909
普通建設事業費	1,514,648	△45,739	1,468,909
補助事業費	142,918	△46,853	96,065
単独事業費	1,304,722	△26,995	1,277,727
その他	67,008	28,109	95,117
歳出合計	19,054,696	155,606	19,210,302

エ 主要事業

（単位 千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	物価高騰対応重点 支援給付金支給事	149,188	149,188				・物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税世帯分） 141,000千円 外

	業（令和6年度非課税世帯分）					<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、3万円の給付金を支給する。</p> <p>また、当該支給対象世帯への加算として、18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する。</p>
--	----------------	--	--	--	--	--

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
2-1	総合計画事業	330	各種団体長会議及びまちづくり市民会議について、実施調整等に不測の日数を要し、年度内に予定していた回数の開催が見込めないことから、令和7年度に順延して実施するため、当該会議の運営支援等に係る事業費を繰り越して使用する。
	情報系システム維持管理事業	1,007	千葉県が実施する主要地方道鴨川保田線御園橋架替工事に伴う光ファイバーケーブルの移設について、事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該移設費用を令和7年度に繰り越して使用する。
2-3	戸籍住民基本台帳事務費	3,011	国の補正予算を活用して実施する、戸籍の振り仮名に対応するための戸籍システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（戸籍電算システム改修業務委託料）を令和7年度に繰り越して使用する。
3-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度非課税世帯分）	18,242	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度非課税世帯分）について、当該給付金の支給申請期限が令和7年7月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和7年度に繰り越して使用する。

4-1	出産・子育て応援事業	2,825	<p>国の補正予算を活用して実施する、妊婦のための支援給付事業に係る健康管理システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（システム改修委託料）を令和7年度に繰り越して使用する。</p> <p>未申請等の理由により年度内の支給完了が見込めない出産・子育て応援給付金を令和7年度に繰り越して使用する。</p>
6-1	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	1,575	千葉県が実施する北小町地区県営ほ場整備事業について、県が令和7年度への繰越事業とするため、当該事業に係る市負担金も同様に令和7年度に繰り越して使用する。
	農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	26,460	千葉県が実施する金山ダム地区県営水利施設等保全高度化事業について、県が令和7年度への繰越事業とするため、当該事業に係る市負担金も同様に令和7年度に繰り越して使用する。
8-2	道路台帳整備事業	1,630	市道川口10号線について、地図訂正の登記に当たり隣接地権者に相続が発生したことから、相続権利者との調整及び登記関係書類の取得に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（登記委託料）を令和7年度に繰り越して使用する。
	狭隘道路整備事業	1,650	市道伊勢源商店横線狭隘道路整備工事について、既存住宅の除却が遅延したことに伴い、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（登記委託料及び狭隘道路整備工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
	道路メンテナンス事業	72,700	市道東真門内遠野線（洲貝川橋）及び市道二夕間橋線（二夕間橋）の橋梁補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。

	市道整備事業	23,216	<p>市道上ノ原米賣線外道路概略設計業務について、設計内容の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（設計委託料）を令和7年度に繰り越して使用する。</p> <p>市道西山横根線外4路線の改良工事等について、施工条件の確認、施工方法の検討等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（市道整備工事）を令和7年度に繰り越して使用する。</p>
8-3	河川維持補修事業	7,860	<p>令和6年6月29日の大雨により被災した準用河川、普通河川及び水路敷の護岸補修等について、令和5年度に被災した災害復旧に係る修繕を優先的に実施したことに伴い、施工業者の確保及び労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（修繕料）を令和7年度に繰り越して使用する。</p> <p>普通河川市井沢川護岸補修工事について、仮設道路等に使用する土地の所有者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。</p>
8-4	公園維持管理事業	17,291	<p>鴨川潮さい公園芝生広場整備工事について、使用材料の調達等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（公園整備工事）を令和7年度に繰り越して使用する。</p>

イ 変更

(単位 千円)

款項	事業名	金額		説明
		変更前	変更後	
8-2	道路橋梁維持補修事業	15,000	47,000	<p>令和6年6月29日の大雨により被災した市道及び里道の維持補修等について、令和5年度に被災した災害復旧に係る修繕を優先的に実施したことに伴い、施工業者の確保及び労務者の手配調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、</p>

				当該事業費（修繕料）を令和7年度に繰り越して使用する。 市道新小宮保台線路肩補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
	社会資本整備総合交付金事業	51,627	55,426	市道貝渚大里線改良工事（横渚工区）に係る用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（登記委託料及び市道用地）を令和7年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	23	千葉県自治体情報セキュリティクラウドにおけるデータ通信量の増加に対応するため、現在契約している運用保守委託契約について、令和6年度中に変更契約を行う必要があるため、債務負担行為を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

事項	変更前		変更後		説明
	期間	限度額	期間	限度額	
健康診断、予防接種その他健康管理等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	76,355	自 令和6年度 至 令和7年度	84,317	令和7年4月1日から新たに帯状疱疹ワクチンの定期接種が追加されること及びHPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置期間が令和7年度末まで延長されることから、限度額を増額する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
水利施設等保全高度化事業（補正予算債分）	26,400	千葉県が国の補正予算を活用して実施する、金山ダム地区県営水利施設等保全高度化事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。
ほ場整備事業（補正予算債分）	1,300	千葉県が国の補正予算を活用して実施する、北小町地区県営ほ場整備事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
基幹水利施設整備事業	31,400	33,500	千葉県が実施する基幹水利施設整備事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。
林道整備事業	11,900	8,600	林道嶺岡中央2号線の側溝整備工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
漁港整備事業	24,700	13,900	浜波太漁港及び浜荻漁港の整備事業費の減額に伴い、限度額を減額する。
道路メンテナンス事業	32,400	27,500	市道東真門内遠野線（洲貝川橋）及び市道二夕間橋線（二夕間橋）の橋梁補修工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
急傾斜地崩壊対策事業	1,800	0	千葉県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金の減額に伴い、限度額を減額する。
小学校施設改修事業	26,100	25,600	天津小湊小学校校舎トイレ及び東条小学校屋内運動場トイレの改修事業費の減額に伴い、限度額を減額する。

議案第 12 号

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 4 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
4 国庫支出金		99	△50	49	
	2 国庫補助金	99	△50	49	出産育児一時金臨時補助金
10 繰入金		356,037	21,675	377,712	
	1 他会計繰入金	235,566	3,219	238,785	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）260 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）537 財政安定化支援事業繰入金 1,058 未就学児均等割保険税繰入金 28 産前産後保険税繰入金 1,336
	2 基金繰入金	120,471	18,456	138,927	財政調整基金繰入金 △1,544 高額療養費等資金貸付基金繰入金 20,000
12 諸収入		7,235	500	7,735	
	1 延滞金及び過料	1,500	500	2,000	一般被保険者延滞金
歳入合計		3,904,095	22,125	3,926,220	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,869,003	0	2,869,003
	1 療養諸費	2,456,877	△10,000	2,446,877
	2 高額療養費	402,878	10,000	412,878
9 基金積立金		1	20,000	20,001
	1 基金積立金	1	20,000	20,001
11 諸支出金		6,666	2,125	8,791
	1 償還金及び還付加算金	3,116	2,125	5,241
歳出合計		3,904,095	22,125	3,926,220

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	一般被保険者診療報酬	△10,000	△10,000				・一般被保険者診療報酬 △10,000 千円 診療報酬の減少に伴い、医療機関に支払う診療報酬を減額する。
2-2-1	一般被保険者高額療養費	10,000	10,000				・一般被保険者高額療養費 10,000 千円 高額療養費の増加に伴い、医療機関に支払う高額療養費を増額する。
9-1-1	財政調整基金積立金	20,000				20,000	・財政調整基金積立金 20,000 千円 国民健康保険高額療養費等資金貸付基金から繰り入れた額を国民健康保険財政調整基金に積み立てる。

11-1-3	国庫支出金等 返還金	2,125				2,125	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金等返還金 2,125 千円 令和5年度の交付金の額が確定したことから、交付済額との差額を返還する。
--------	---------------	-------	--	--	--	-------	--

議案第 13 号

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 国庫支出金		1, 115, 057	3, 873	1, 118, 930	
	1 国庫負担金	760, 735	2, 661	763, 396	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	354, 322	1, 212	355, 534	調整交付金
3 支払基金交付金		1, 178, 063	4, 678	1, 182, 741	
	1 支払基金交付金	1, 178, 063	4, 678	1, 182, 741	介護給付費交付金
4 県支出金		665, 905	2, 969	668, 874	
	1 県負担金	643, 176	2, 969	646, 145	介護給付費負担金
6 繰入金		789, 574	4, 883	794, 457	
	1 一般会計繰入金	731, 225	1, 242	732, 467	介護給付費繰入金 2, 165 事務費繰入金（介護保険事業分） △923
	2 基金繰入金	58, 349	3, 641	61, 990	介護給付費準備基金繰入金 3, 641
歳入合計		4, 753, 673	16, 403	4, 770, 076	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,919	△923	120,996
	3 介護認定審査会費	38,387	△923	37,464
2 保険給付費		4,303,718	17,326	4,321,044
	1 介護サービス等諸費	3,940,522	16,065	3,956,587
	4 高額介護サービス等費	100,772	1,261	102,033
歳出合計		4,753,673	16,403	4,770,076

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-3-1	介護認定審査会費	△923				△923	・介護認定審査会委員報酬 △923 千円 介護認定審査会の開催回数等が見込みを下回ったため、減額する。
2-1-1	施設介護サービス給付費	16,065	6,344		4,338	5,383	・施設介護サービス給付費 16,065 千円 給付費が見込みを上回ったため、増額する。
2-4-1	高額介護サービス費	1,261	498		340	423	・高額介護サービス費 1,261 千円 給付費が見込みを上回ったため、増額する。

議案第 14 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 後期高齢者医療 保険料		500,311	40,651	540,962	
	1 後期高齢者医療 保険料	500,311	40,651	540,962	特別徴収保険料（現年度分）△7,613 普通徴収 保険料（現年度分）27,264 普通徴収保険料（滞 納繰越分）21,000
3 繰入金		145,622	△10,826	134,796	
	1 一般会計繰入金	145,622	△10,826	134,796	事務費繰入金 80 保険基盤安定繰入金 △10,906
歳入合計		654,881	29,825	684,706	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,655	80	9,735
	1 総務管理費	675	80	755
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		639,464	29,745	669,209
	1 後期高齢者医療	639,464	29,745	699,209

	広域連合納付金			
歳出合計		654,881	29,825	684,706

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納付金	29,745				29,745	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険基盤安定拠出金 △10,905 千円 納付金額が確定したことから、不用額を減額する。 ・ 後期高齢者医療保険料等負担金 40,650 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後 期高齢者医療広域連合に納付する。

議案第 15 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）債務負担行為

（単位 千円）

事項	期間	限度額	説明
基幹水利施設ストックマネジメント事業	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	23,360	千葉県が実施する保台ダムに係る基幹水利施設ストックマネジメント事業について、負担金を支出する。

議案第 17 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 国民健康保険税		608,100	586,403	21,697	
	1 国民健康保険税	608,100	586,403	21,697	現年課税分 588,100 滞納繰越分 20,000
4 国庫支出金		37	99	△62	
	2 国庫補助金	37	99	△62	災害臨時特例補助金
7 県支出金		2,827,863	2,912,436	△84,573	
	1 県負担金	2,827,863	2,912,436	△84,573	保険給付費等交付金(普通交付金) 2,777,415 保険者努力支援分 12,967 県繰入金(2号分) 21,769 外
10 繰入金		267,468	339,637	△72,169	
	1 他会計繰入金	242,322	235,566	6,756	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 128,800 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 61,600 財政安定化支援事業繰入金 38,959 外
	2 基金繰入金	25,146	104,071	△78,925	財政調整基金繰入金
11 繰越金		17,288	23,710	△6,422	
	1 繰越金	17,288	23,710	△6,422	前年度繰越金

12 諸収入		6,360	7,235	△875	
	1 延滞金及び過料	1,500	1,500	0	国民健康保険税延滞金
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	5 雑入	4,859	5,734	△875	第三者納付金 2,874 返納金 800 健康診査自己負担金 1,185
歳入合計		3,727,116	3,869,520	△142,404	

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		14,096	11,910	2,186
	1 総務管理費	8,537	8,235	302
	2 徴税費	5,424	3,540	1,884
	3 運営協議会費	135	135	0
2 保険給付費		2,786,415	2,868,903	△82,488
	1 療養諸費	2,364,969	2,456,877	△91,908
	2 高額療養費	412,326	402,878	9,448
	3 移送費	120	100	20
	4 出産育児諸費	5,000	5,000	0
	5 葬祭諸費	4,000	4,000	0
	× 傷病手当金	0	48	△48
3 国民健康保険 事業費納付金		880,559	943,704	△63,145
	1 医療給付費分	601,984	638,480	△36,496
	2 後期高齢者支援 金等分	206,477	227,299	△20,822

	3 介護納付金分	72,098	77,925	△5,827
5 保健事業費		40,143	39,130	1,013
	1 特定健康診査等事業費	21,097	20,572	525
	2 保健事業費	19,046	18,558	488
6 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		3,901	3,871	30
	1 償還金及び還付加算金	3,101	3,071	30
	2 繰出金	800	800	0
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		3,727,116	3,869,520	△142,404

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般管理事務費	2,932	435			2,497	・高額療養費支給システム改修業務委託料(標準化対応)660千円 外 高額療養費支給システムについて、標準準拠システムと

							データ連携をするためのシステム改修を行う。
2-1-1	診療報酬	2,348,940	2,348,940				<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬 2,348,940 千円 保険医療機関で診療を受けた場合、その医療費の原則7割を医療機関に支払う。
2-1-3	療養費	10,074	10,074				<ul style="list-style-type: none"> 療養費 10,074 千円 やむを得ない理由により保険証を提示できず、保険医療機関において費用を10割支払った場合、後日その診療に要した費用を被保険者の一部負担金を除いて給付する。
2-2-1	高額療養費	412,193	412,193				<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費 412,193 千円 医療費の自己負担を軽減するため、所得及び年齢に応じて定める一定限度額を超える医療費を支払った場合、その超えた金額を給付する。
2-4-1	出産育児一時金	5,000				5,000	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金 5,000 千円 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯主に対し、1件につき50万円を給付する。
2-5-1	葬祭費	4,000				4,000	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費 4,000 千円 被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、1件につき5万円を給付する。
3-1-1	医療給付費分	601,984	36,685			565,299	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付費納付金 601,984 千円 千葉県全体の保険給付費の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。

3-2-1	後期高齢者支援金等分	206,477				206,477	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金等納付金 206,477 千円 ・介護納付金 72,098 千円 <p>千葉県全体の後期高齢者支援金等納付金及び介護納付金の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。</p>
3-3-1	介護納付金分	72,098				72,098	
5-1-1	特定健康診査等事業費	21,097	7,625		1,185	12,287	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査委託料 17,778 千円 外 <p>40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。</p>
5-2-1	保健衛生普及費事業	5,756				5,756	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 5,064 千円 外 <p>被保険者の健康の保持増進等のため、年 4 回（5 月、8 月、11 月及び 1 月）、医療費通知を送付する。</p>
5-2-1	ジェネリック医薬品普及促進事業	158	43			115	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 85 千円 外 <p>年 2 回（6 月及び 12 月）、ジェネリック医薬品に切り替えた場合を試算した差額通知を送付する。</p>
5-2-1	短期人間ドック利用助成事業	7,800				7,800	<ul style="list-style-type: none"> ・短期人間ドック補助金 7,800 千円 <p>疾病を予防し、医療費の軽減を図るため、短期人間ドック受診者に対し、助成を実施する。</p>
5-2-2	特定健康診査受診率向上事業	5,332	5,332				<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診勧奨業務委託料 5,332 千円 <p>特定健康診査の受診率向上を図るため、未受診者及び不定期受診者を対象とした受診勧奨業務を委託する。</p>

議案第 18 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 保険料		909,790	917,748	△7,958	
	1 介護保険料	909,790	917,748	△7,958	特別徴収保険料（現年度分） 829,804 普通徴収保険料（現年度分） 79,448 滞納繰越分 538
2 国庫支出金		1,194,598	1,115,057	79,541	
	1 国庫負担金	816,469	760,735	55,734	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	378,129	354,322	23,807	調整交付金 325,039 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 14,988 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 30,498 外
3 支払基金交付金		1,269,906	1,178,063	91,843	
	1 支払基金交付金	1,269,906	1,178,063	91,843	介護給付費交付金 1,253,719 地域支援事業支援交付金 16,187
4 県支出金		715,380	660,704	54,676	
	1 県負担金	692,637	637,975	54,662	介護給付費負担金

	2 県補助金	22,743	22,729	14	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,494 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 15,249
5 財産収入		1	1	0	
	1 財産運用収入	1	1	0	介護給付費準備基金利子
6 繰入金		818,732	729,329	89,403	
	1 一般会計繰入金	772,012	729,329	42,683	介護給付費繰入金 580,426 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,494 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 15,249 低所得者保険料軽減繰入金 46,459 外
	2 基金繰入金	46,720	0	46,720	介護給付費準備基金繰入金
7 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入		3,081	3,157	△76	
	1 延滞金及び過料	2	2	0	第1号被保険者延滞金 1 過料 1
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	3 雑入	3,078	3,154	△76	配食サービス利用料 3,072 外
	歳入合計	4,911,489	4,604,060	307,429	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較
1 総務費		122,385	120,022	2,363
	1 総務管理費	81,807	78,672	3,135

	2 徴収費	4,154	2,973	1,181
	3 介護認定審査会費	36,237	38,157	△1,920
	4 趣旨普及費	187	220	△33
2 保険給付費		4,643,402	4,303,718	339,684
	1 介護サービス等諸費	4,275,373	3,940,522	334,851
	2 介護予防サービス等諸費	110,648	109,415	1,233
	3 その他諸費	3,464	3,464	0
	4 高額介護サービス等費	100,772	100,772	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,150	10,218	△68
	6 特定入所者介護サービス等費	142,995	139,327	3,668
3 財政安定化基金 拠出金		1	1	0
	1 財政安定化基金 拠出金	1	1	0
5 地域支援事業費		142,238	142,072	166
	1 介護予防・生活 支援サービス事業 費	56,657	55,883	774

	2 一般介護予防事業費	3,123	3,418	△295
	3 包括的支援事業・任意事業費	82,287	82,597	△310
	4 その他諸費	171	174	△3
6 基金積立金		1	34,656	△34,655
	1 基金積立金	1	34,656	△34,655
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		1,461	1,590	△129
	1 償還金及び還付加算金	1,461	1,590	△129
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		4,911,489	4,604,060	307,429

(3) 主要事業

(単位 千円)

項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費(介護保険)	10,603				10,603	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託料 4,901千円 第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基礎資料とするため、高齢者等を対象にアンケート調

							<p>査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム使用料 2,572 千円 <p>基幹系業務システムから標準準拠システムへ移行することに伴い、介護保険料の賦課及び徴収に関する業務、認定業務等介護保険業務に必要な介護保険システムパッケージソフトを導入する。</p>
1-3-2	認定調査等費	29,558				29,558	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 16,007 千円 外 <p>介護保険の認定に必要な訪問調査等を行うため、介護認定調査員等の会計年度任用職員を任用する。</p>
2-1-1	居宅介護サービス給付費	1,478,291	583,925		583,924	310,442	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス給付費 1,478,291 千円 <p>要介護認定者が利用する訪問、通所等の居宅介護サービス費を給付する。</p>
	施設介護サービス給付費	1,979,804	782,022		782,023	415,759	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス給付費 1,979,804 千円 <p>要介護認定者が利用する介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設介護サービス費を給付する。</p>
2-2-1	介護予防サービス給付費	89,546	35,368		35,372	18,806	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス給付費 89,546 千円 <p>要支援認定者が利用する訪問、通所等の介護予防サービス費を給付する。</p>
5-3-2	地域包括支援センターサブセンター事業	38,764	27,341		7,461	3,962	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターサブセンター業務委託料 23,299 千円 <p>福祉総合相談センター・天津小湊の相談支援等の運営業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談センター業務運営負担金 15,465 千円 <p>福祉総合相談センター・長狭の相談支援等の運営業務を実</p>

							施する。
5-3-3	地域自立生活 支援事業（配 食サービス事 業）	13,324	5,920		5,046	2,358	・高齢者等生活支援型配食サービス委託料 13,258 千円 外 調理困難又は低栄養となったひとり暮らしの高齢者等を 対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を実施す る。
	地域自立支援 事業（緊急通 報体制整備事 業）	4,020	2,322		774	924	・緊急通報システム業務委託料 4,020 千円 ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、定 期的な安否確認を実施するとともに、緊急時の対応を行う。

議案第 19 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求め
る。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 後期高齢者医療 保険料		516,999	500,311	16,688	
	1 後期高齢者医療 保険料	516,999	500,311	16,688	特別徴収保険料(現年度分) 278,850 普通徴収 保険料(現年度分) 228,149 普通徴収保険料(滞 納繰越分) 10,000
3 繰入金		144,986	145,187	△201	
	1 一般会計繰入金	144,986	145,187	△201	事務費繰入金 8,235 保険基盤安定繰入金 136,751
4 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
5 諸収入		4,000	2,195	1,805	
	1 延滞金、加算金 及び過料	1	1	0	延滞金
	2 償還金及び還付 加算金	2,600	1,100	1,500	保険料還付金 2,500 還付加算金 100

	3 預金利子	1	1	0	預金利子
	5 受託事業収入	1,398	1,093	305	賦課徴収帳票作成等業務受託収入
歳入合計		665,986	647,694	18,292	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		8,635	9,219	△584
	1 総務管理費	706	675	31
	2 徴収費	7,929	8,544	△615
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		653,751	636,375	17,376
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	653,751	636,375	17,376
3 諸支出金		2,600	1,100	1,500
	1 償還金及び還付 加算金	2,600	1,100	1,500
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		665,986	647,694	18,292

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療広域連合納付金	653,751				653,751	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険基盤安定拠出金 136,751 千円 低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計から繰り入れた千葉県負担分 (3/4) と市負担分 (1/4) を合わせて、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。 ・ 後期高齢者医療保険料等負担金 517,000 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。

議案第 20 号

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
給水戸数	18,700 戸	18,700 戸	0 戸	—
年間総給水量	5,345,000 m ³	5,345,000 m ³	0 m ³	—
1 日平均給水量	14,644 m ³	14,644 m ³	0 m ³	—
主要な建設改良事業 建設改良事業費	442,149 千円	541,984 千円	△99,835 千円	△18.42

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,512,524	1,513,345	△821	△0.05
第 1 項 営業収益	1,260,665	1,257,779	2,886	0.23
第 1 目 給水収益	1,240,800	1,240,800	0	—
第 2 目 受託工事収益	6,699	8,580	△1,881	△21.92
第 3 目 その他の営業収益	13,166	8,399	4,767	56.76
第 2 項 営業外収益	251,858	255,565	△3,707	△1.45
第 1 目 給水申込負担金	30,316	30,316	0	—

第2目 受取利息及び配当金	540	180	360	200
第3目 雑収益	713	701	12	1.71
第4目 他会計補助金	50,000	50,000	0	-
第5目 県補助金	42,745	42,960	△215	△0.50
第6目 長期前受金戻入	127,544	131,408	△3,864	△2.94
第3項 特別利益	1	1	0	-
第1目 固定資産売却益	1	1	0	-

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,505,211	1,501,993	3,218	0.21
第1項 営業費用	1,437,814	1,434,711	3,103	0.22
第1目 原水費	21,534	21,606	△72	△0.33
第2目 浄水費	560,254	563,139	△2,885	△0.51
第3目 配水及び給水費	153,069	153,436	△367	△0.24
第4目 受託工事費	6,504	8,330	△1,826	△21.92
第5目 総係費	160,435	151,059	9,376	6.21
第6目 減価償却費	535,516	536,639	△1,123	△0.21
第7目 資産減耗費	500	500	0	-
第8目 その他の営業費用	2	2	0	-
第2項 営業外費用	54,796	57,281	△2,485	△4.34
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	19,445	21,930	△2,485	△11.33
第2目 雑支出	351	351	0	-
第3目 消費税及び地方消費税	35,000	35,000	0	-

第3項 特別損失	2,601	1	2,600	260,000
第1目 過年度損益修正損	1	1	0	—
第2目 その他特別損失	2,600	0	2,600	皆増
第4項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的収入	312,293	482,129	△169,836	△35.23
第1項 企業債	312,292	482,128	△169,836	△35.23
第1目 企業債	312,292	482,128	△169,836	△35.23
第2項 固定資産売却代金	1	1	0	—
第1目 固定資産売却代金	1	1	0	—

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的支出	713,223	884,208	△170,985	△19.34
第1項 建設改良事業費	442,149	541,984	△99,835	△18.42
第1目 原水設備費	96,392	125,360	△28,968	△23.11
第2目 浄水設備費	91,053	75,978	15,075	19.84
第3目 配水設備費	249,245	339,733	△90,488	△26.64
第4目 営業設備費	5,459	913	4,546	497.92
第2項 企業債償還金	261,074	332,224	△71,150	△21.42

第1目 企業債償還金	261,074	332,224	△71,150	△21.42
第3項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

議案第 21 号

令和 7 年度鴨川市病院事業会計予算

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市病院事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
病床数	70 床	70 床	0 床	—
年間入院患者数	21,170 人	20,805 人	365 人	1.75
年間外来患者数	43,125 人	41,452 人	1,673 人	4.04
1 日平均入院患者数	58 人	57 人	1 人	1.75
1 日平均外来患者数	148 人	141 人	7 人	4.96
主要な建設改良事業 建設改良費	52,877 千円	61,137 千円	△8,260 千円	△13.51

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,609,983	1,523,272	86,711	5.69
第 1 項 医業収益	1,469,982	1,375,269	94,713	6.89
第 1 目 入院収益	805,569	810,375	△4,806	△0.59
第 2 目 外来収益	499,095	404,256	94,839	23.46
第 3 目 その他医業収益	45,171	50,695	△5,524	△10.90

第4目 訪問看護ステーション収益	74,167	68,766	5,401	7.85
第5目 居宅介護支援収益	19,515	17,291	2,224	12.86
第6目 訪問介護ステーション収益	16,806	16,252	554	3.41
第7目 地域包括支援センター収益	1,291	1,374	△83	△6.04
第8目 訪問リハビリテーション収益	8,368	6,260	2,108	33.67
第2項 医業外収益	140,001	148,003	△8,002	△5.41
第1目 受取利息配当金	1	1	0	—
第2目 他会計補助金	98,373	107,275	△8,902	△8.30
第3目 長期前受金戻入	10,958	12,444	△1,486	△11.94
第4目 負担金交付金	18,448	17,673	775	4.39
第5目 その他医業外収益	12,221	10,610	1,611	15.18

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,609,983	1,523,272	86,711	5.69
第1項 医業費用	1,537,034	1,452,340	84,694	5.83
第1目 給与費	950,499	889,130	61,369	6.90
第2目 材料費	97,299	84,105	13,194	15.69
第3目 経費	257,874	244,631	13,243	5.41
第4目 減価償却費	142,087	147,528	△5,441	△3.69
第5目 資産減耗費	1,485	1,485	0	—
第6目 研究研修費	87,790	85,461	2,329	2.73
第2項 医業外費用	72,949	70,932	2,017	2.84
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	7,775	7,814	△39	△0.50

第2目 その他医業外費用	61,539	58,875	2,664	4.52
第3目 消費税及び地方消費税	3,635	4,243	△608	△14.33

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的収入	60,460	63,849	△3,389	△5.31
第1項 企業債	13,000	25,300	△12,300	△48.62
第1目 企業債	13,000	25,300	△12,300	△48.62
第2項 出資金	47,460	38,549	8,911	23.12
第1目 出資金	47,460	38,549	8,911	23.12

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的支出	138,235	137,779	456	0.33
第1項 建設改良費	52,877	61,137	△8,260	△13.51
第1目 有形固定資産購入費	48,847	61,137	△12,290	△20.10
第2目 施設整備費	4,030	0	4,030	皆増
第2項 企業債償還金	85,358	76,642	8,716	11.37
第1目 企業債償還金	85,358	76,642	8,716	11.37

諮問第1号・諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 提案理由

人権擁護委員、永井悟氏及び庄司満治氏の任期が令和7年6月30日をもって満了することに伴い、次の者を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

2 推薦する者

	住所	氏名	生年月日	備考
諮問第1号	〇〇〇〇	丸山 博子	〇〇〇〇	新規
諮問第2号	〇〇〇〇	洲永 康弘	〇〇〇〇	新規

報告第1号

令和5年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について

1 報告理由

令和6年第3回鴨川市議会定例会において報告第6号で報告した令和5年度鴨川市の健全化判断比率のうち、実質公債費比率について更正したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

(1) 実質公債費比率（鴨川市=9.9%）

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

比率名	更正前	更正後
実質公債費比率	9.8%	9.9%

(2) 更正の理由

実質公債費比率の算定に用いる元利償還金の額に誤りがあったことによるもの。

(資料2)

令和7年第1回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料2 －

令和7年2月3日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	市民福祉部 環境課	3
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	清掃センター	4

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和6年10月10日午前8時頃、鴨川市浜荻898番の国道128号において、強風により同道路の花壇の防草シートが飛散し、勝浦方面から館山方面に走行中の相手方所有の車両に当たり、同車両を損傷させたもの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 車両前部、フロントガラス及びボンネット損傷 605,240円

代車費用 188,100円

（4）過失割合 市100%

（5）損害賠償額 793,340円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金793,340円をもって和解する。

3 専決処分日

令和6年12月23日

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分手項の指定について平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和6年7月29日午後2時10分頃、鴨川市東町980番7の国道128号において、市公用車（ごみ収集車）が勝浦方面から館山方面に走行中、国道128号の側道から勝浦方面に転回するため国道128号に進入した相手方所有の車両に接触し、それぞれの車両の一部が損傷したものの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額、過失割合及び損害賠償額

	市		相手方	
損害額	①（車両左側面後部及び左側後部タイヤ損傷） （レッカー費用）	389,164円 49,500円	④（車両前部損傷） （レッカー費用）	1,510,000円 27,940円
過失割合	②	20%	⑤	80%
損害賠償額	③（④×②）	307,588円	⑥（①×⑤）	350,931円

(4) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金307,588円、相手方から市に対する損害賠償金350,931円をもって和解する。

3 専決処分日

令和6年12月27日

(資料 4)

議案第 22 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外国語指導助手として任用される会計年度任用職員の報酬の額の改定を行うため、鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第 27 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外国語指導助手として任用される会計年度任用職員の報酬の上限額を月額 36 万円（現行月額 33 万円）とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償) 第 16 条 略 2 前項の報酬は、月額とし、その額は、 <u>33 万円</u> を超えない範囲内で規則で定める額とする。 3・4 略	(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償) 第 16 条 略 2 前項の報酬は、月額とし、その額は、 <u>36 万円</u> を超えない範囲内で規則で定める額とする。 3・4 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

工事請負契約の締結について ((仮称) 江見公民館建築工事 (建築))

1 提案理由

(仮称) 江見公民館建築のための工事請負契約を締結するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 17 年鴨川市条例第 45 号) 第 2 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 執行理由

旧江見小学校跡地活用の推進に当たり、鴨川市公民館等再編方針に基づき、江見地区における公民館等の集約・複合化のための集中的な施設整備を図るため、出張所機能を備えた (仮称) 江見公民館を建築する。

(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札

(3) 予定価格 一金 366, 190, 000 円

(4) 契約金額 一金 365, 750, 000 円

(財源内訳)

区分	金額 (円)	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債	345, 500, 000	旧江見小学校跡地活用事業債 (旧合併特例事業)
その他	20, 250, 000	地域振興基金繰入金
一般財源		
合計	365, 750, 000	

(5) 契約の相手方

鴨川市江見青木 86 番地の 1

青木総業株式会社

代表取締役 小篠 隆

(6) 工事概要

公民館棟（木造平屋建て延床面積 655.89 m²）の建築

ア 事務室兼出張所

イ 相談室

ウ 救護室兼授乳室

エ 講堂（パーティションにより 2 室に分割可能）

オ 会議室（パーティションにより 2 室に分割可能）

カ 実習室

キ 多目的室 1（パーティションにより 2 室に分割可能）

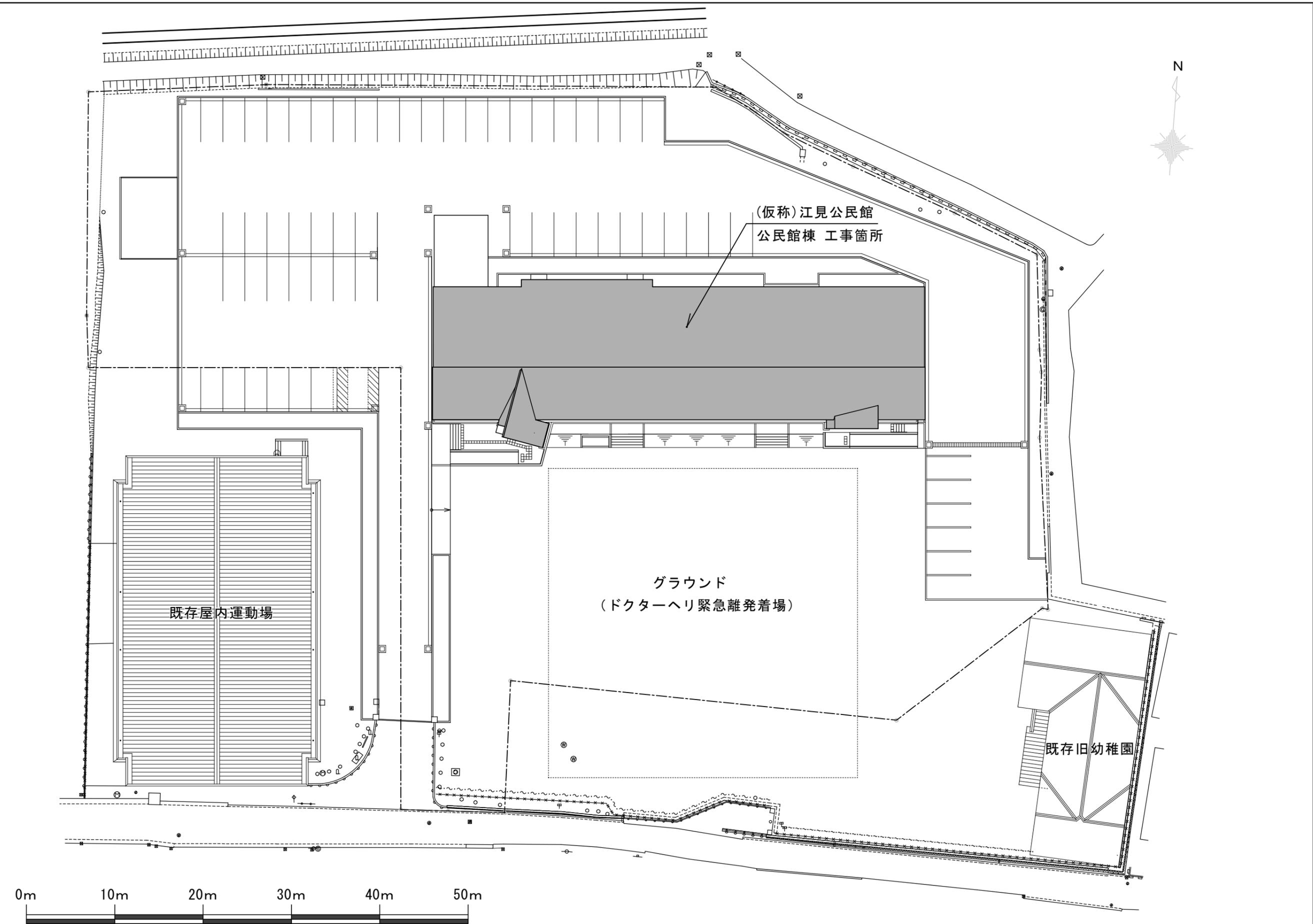
ク 多目的室 2

ケ その他

ギャラリー、講堂倉庫、ロッカー室、女子トイレ、男子トイレ、みんなのトイレ等

(7) 契約工期

契約日の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで



既存屋内運動場

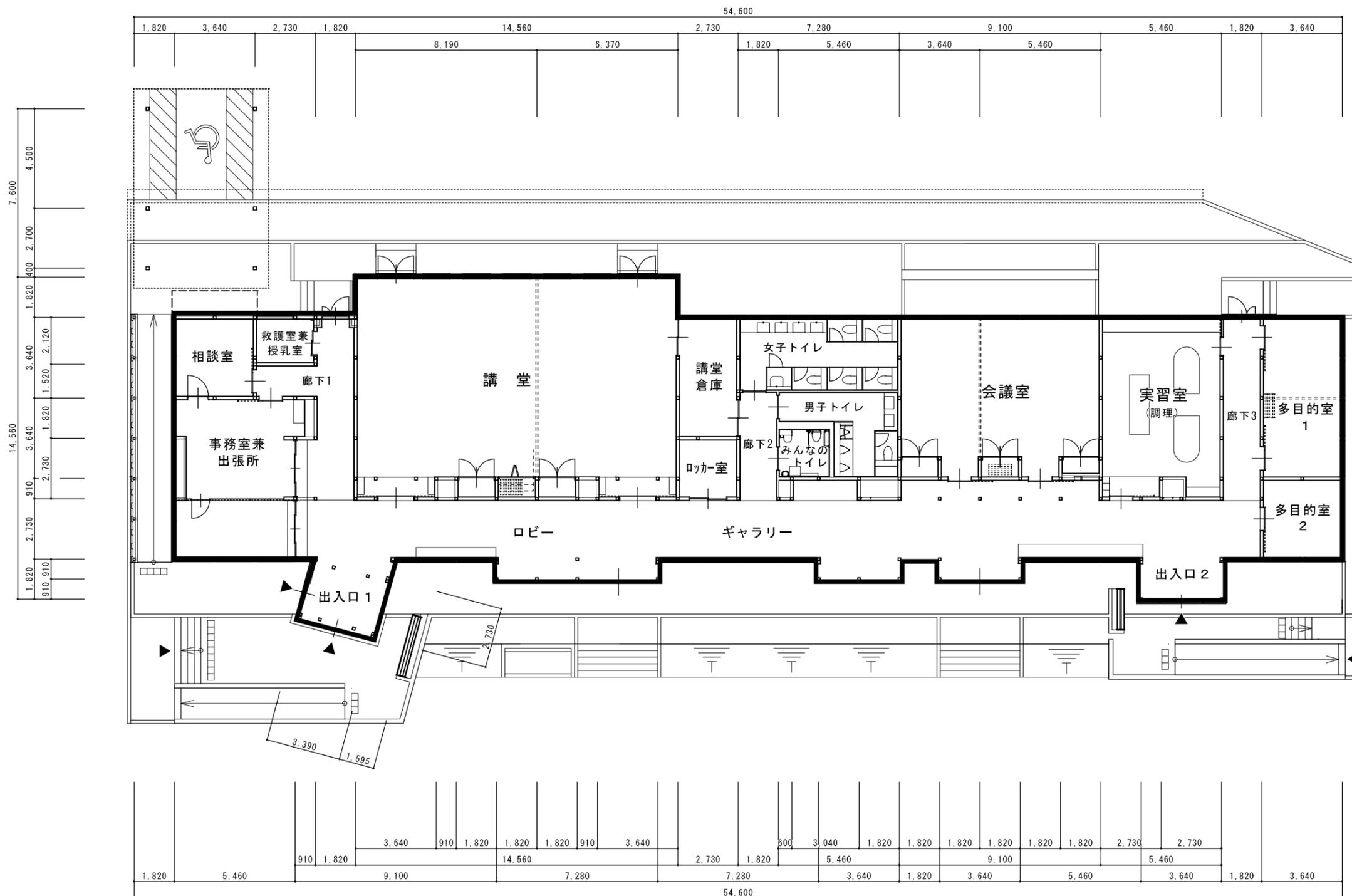
(仮称)江見公民館
公民館棟 工事箇所

グラウンド
(ドクターヘリ緊急離発着場)

既存旧幼稚園



工事名称 (仮称)江見公民館建築工事(建築)	図面名称 配置図
---------------------------	-------------

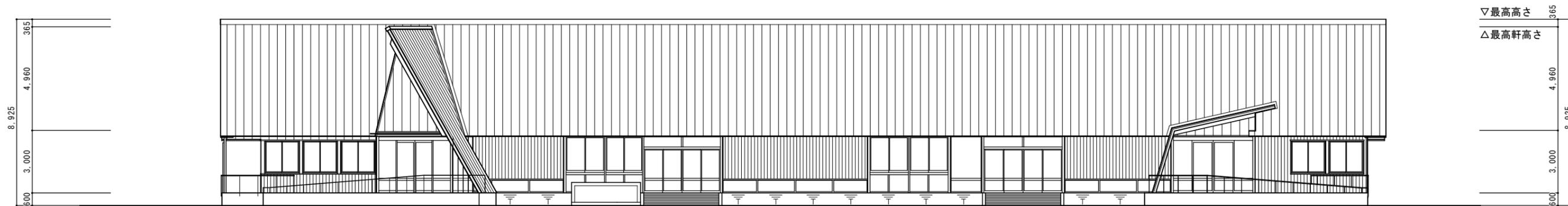


公民館棟 平面図

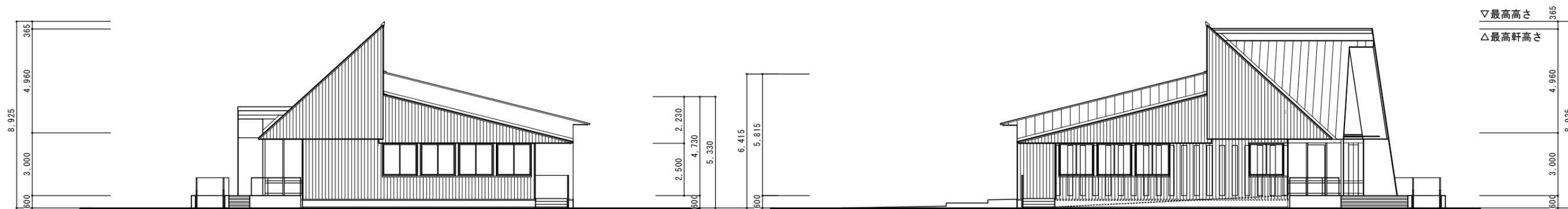
公民館棟 : 655.89㎡

工事名称
(仮称) 江見公民館建築工事 (建築)

図面名称
平面図

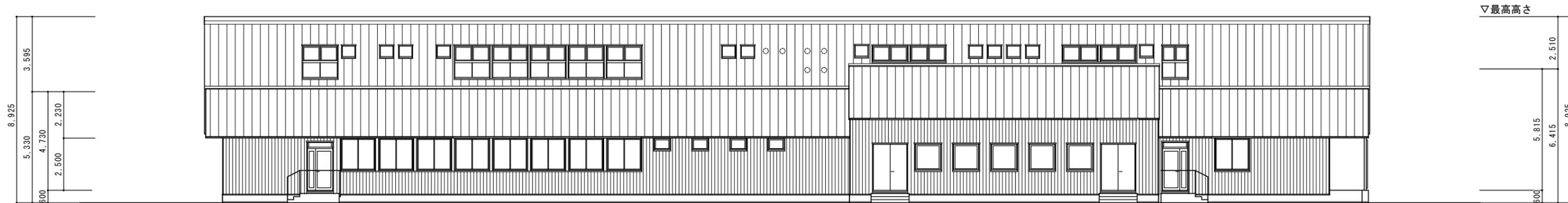


公民館棟南側立面図



公民館棟東側立面図

公民館棟西側立面図



公民館棟北側立面図

工事名称
(仮称) 江見公民館建築工事 (建築)

図面名称
立面図

(資料6)

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和6年5月18日午後7時頃、鴨川市打墨220番において、市道大日線を相手方所有の車両が走行中、側溝の金属製の蓋が跳ね上がり、同車両を損傷させたもの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 車両左側面損傷 134,750円

(4) 過失割合 市100%

(5) 損害賠償額 134,750円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金134,750円をもって和解する。

3 専決処分日

令和7年2月19日